

# 令和8年度 規程集



公益財団法人宮崎県スポーツ協会

〒889-2151

宮崎市大字熊野字島山1443-12


ひなた宮崎県総合運動公園受付・案内所2F

TEL(0985)58-5633


FAX(0985)58-5630

E-mail:miyazakiken@miyaspokyo.or.jp



協会 HP 



様式ページ 

## 目 次

<b>I 定 款</b>	
公益財団法人宮崎県スポーツ協会定款	1
<b>II 規 程</b>	
公益財団法人宮崎県スポーツ協会加盟団体規程	1 2
公益財団法人宮崎県スポーツ協会賛助会員規程	1 4
公益財団法人宮崎県スポーツ協会評議員選定委員会規程	1 5
公益財団法人宮崎県スポーツ協会評議員会規程	1 6
公益財団法人宮崎県スポーツ協会理事会規程	1 7
公益財団法人宮崎県スポーツ協会職務権限規程	1 8
公益財団法人宮崎県スポーツ協会専門委員会規程	2 0
宮崎県スポーツ少年団規程	2 2
宮崎県スポーツ少年団中央指導者協議会細則	2 4
宮崎県スポーツ指導者協議会規程	2 5
宮崎県スポーツ医・科学委員会規程	2 7
宮崎県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会基本規程	2 9
宮崎県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録規程	3 2
宮崎県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録基準細則	3 4
宮崎県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録審査細則	3 6
宮崎県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録認定細則	3 8
宮崎県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録更新審査細則	3 9
宮崎県総合型地域スポーツクラブ支援補助金交付要項	4 0
公益財団法人宮崎県スポーツ協会基本財産等管理運用規程	4 1
公益財団法人宮崎県スポーツ協会会計処理規程	4 2
公益財団法人宮崎県スポーツ協会評議員、非常勤役員報酬等規程	4 6
公益財団法人宮崎県スポーツ協会常勤役員報酬等規程	4 7
公益財団法人宮崎県スポーツ協会旅費規程	4 8
公益財団法人宮崎県スポーツ協会表彰規程	4 9
公益財団法人宮崎県スポーツ協会表彰内規	5 0
公益財団法人宮崎県スポーツ協会情報公開規程	5 3
公益財団法人宮崎県スポーツ協会個人情報保護規程	5 7
特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針	6 0
特定個人情報の適正な取扱いに関する規程	6 1
* 特定個人情報規程様式	6 5
公益財団法人宮崎県スポーツ協会倫理規程	7 1
公益財団法人宮崎県スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン	7 3
公益財団法人宮崎県スポーツ協会補助金等適正使用ガイドライン	7 6

「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」設置規程	7 8
公益財団法人宮崎県スポーツ協会スポーツ仲裁に関する規程	7 9
加盟団体の処分に関する基準	8 0
公益財団法人宮崎県スポーツ協会後援等規程	8 2
公益財団法人宮崎県スポーツ協会事務局規程	8 6
公益財団法人宮崎県スポーツ協会慶弔に関する取扱	9 0
<b>Ⅲ 事務手続様式等</b>	
補助金等の執行に関する取扱	9 1
令和 8 年度「対象経費一覧表」	9 3
経費額一覧・謝金・所得税の取扱	9 4
加盟団体組織整備補助金交付要項	9 5
みやざき県民総合スポーツ祭補助金交付要項	9 6
みやざき県民総合スポーツ祭実施に伴う競技運営費細目	9 7
生涯スポーツ普及活動支援費交付要項	9 8
宮崎ワールドアスリートプロジェクト修了生支援費交付要項	9 9
宮崎国スポ強化戦略プロジェクト補助金交付要項	1 0 0
＊（別表）補助対象経費	1 0 1
(1)国スポ選手強化プロジェクト①選手強化費	1 0 3
(1)国スポ選手強化プロジェクト②トップチーム活用支援	1 0 4
(1)国スポ選手強化プロジェクト③個人強化指定選手支援	1 0 5
(2)女性アスリート等活動支援プロジェクト	1 0 6
(3)ターゲットエイジ選手確保・強化プロジェクト	1 0 7
(4)大学・社会人スポーツ支援プロジェクト	1 0 8
(5)ふるさと選手活動支援プロジェクト	1 0 9
チームみやざき強化アドバイザー招へい事業補助金交付要項	1 1 0
メンタルコーチ等派遣事業補助金交付要項	1 1 1
パフォーマンスサポート事業補助金交付要項	1 1 2
海外派遣選手等支援費交付要項	1 1 3
国民スポーツ大会リハーサル大会参加補助金交付要項	1 1 4
令和 8 年度「提出資料一覧表」	1 1 5
国民スポーツ大会参加者傷害補償制度加入依頼書	1 1 6
国スポ事故報告書	1 1 7
国民スポーツ大会コーチ等派遣要項	1 1 9
国民スポーツ大会直前合宿実施要項	1 2 2
宮崎県スポーツ指導者協議会会議、研修会等地区活動費補助金交付要項	1 2 6
賛助会費及び入会手続き等	1 2 7

# 公益財団法人宮崎県スポーツ協会定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人宮崎県スポーツ協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮崎県宮崎市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、県民スポーツの統轄組織として、関係機関団体と連携し、スポーツの健全な普及を図り、県民の体力向上と本県の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツ振興に関する基本方針を策定すること。
- (2) 加盟団体の活動及び組織の発展を支援すること。
- (3) この法人及びスポーツ振興に関する啓発、広報を実施すること。
- (4) 地域のスポーツ活動及び地域のスポーツ組織の発展を支援すること。
- (5) 競技力向上に関する事業を実施し、競技団体等を支援すること。
- (6) 国民スポーツ大会等に本県代表選手、役員等を派遣すること。
- (7) スポーツ少年団はじめ青少年スポーツを育成、支援すること。
- (8) スポーツ振興に関する国際交流事業を実施すること。
- (9) スポーツ指導者育成に関する事業を実施すること。
- (10) 県民及び競技者の健康、安全に関するスポーツ医・科学支援事業を実施すること
- (11) 総合型地域スポーツクラブの発展を支援すること。
- (12) この法人及び本県スポーツに関する記録、情報を収集、活用すること。
- (13) スポーツ振興に関する表彰・顕彰事業を実施すること。
- (14) この法人の事業推進に資する物品販売等の事業を実施すること。
- (15) その他この法人の目的を達成するために必要な事業。

2 前項の事業については宮崎県の区域内において行うものとする。

## 第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

2 基本財産は、理事会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長(第27条に規定する理事長をいう。以下同じ。)が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(会計の原則等)

第10条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第4章 加盟団体

(加盟団体)

第11条 加盟団体は、第3条に規定する目的に賛同し、本県における体育・スポーツを統轄する団体であって、この法人の事業に要する経費を拠出し、この法人に加盟した団体（以下「加盟団体」という。）とする。

2 加盟団体の加盟及び退会については、理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

3 加盟団体に関し必要な事項は、理事会及び評議員会の決議を経て別に定める。

## 第5章 賛助会員

(賛助会員)

第12条 この法人の目的に賛同し、支援する個人及び団体を賛助会員とする。

2 賛助会員に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

## 第6章 評議員

(評議員の定数)

第13条 この法人に、評議員40名以上80名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、及び次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

- 3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
  - (1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人
  - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
  - (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者を含む。）
- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合は、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
  - (1) 当該候補者の経歴
  - (2) 当該候補者を候補者とした理由
  - (3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
  - (4) 当該候補者の兼職状況
- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなる時に備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
  - (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
  - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
  - (3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。
- 10 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

#### （評議員の任期）

- 第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
  - 3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

#### （評議員の報酬等）

- 第16条 評議員は無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

## 第7章 評議員会

#### （構成）

- 第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

#### （権限）

- 第18条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
  - (2) 理事、監事及び評議員の報酬等の額

- (3) 各事業年度の事業計画及び予算の承認
- (4) 各事業年度の決算の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

#### (種類及び開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。

2 定時評議員会は、年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、毎事業年度開始前に開催するものとし、その他必要がある場合はいつでも開催することができる。

#### (招集)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

#### (招集の通知)

第21条 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに評議員に対して会議の日時、場所、目的である事項を掲載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。

#### (議長)

第22条 評議員会の議長は、会議の都度、出席した評議員の互選により定める。

#### (決議)

第23条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

2 前項の場合においては、議長は評議員として議決に加わることができない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行われなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令又はこの定款で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行われなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第27条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

#### (決議の省略)

第24条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

#### (議事録)

第25条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長のほか、出席した理事及び評議員のうちから当該評議員会において選任された議事録署名人2人が記名押印する。

(評議員会運営規程)

第26条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める。

## 第8章 役員

(種類及び定数)

第27条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上30名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。また、理事長以外の理事のうち5名以内を副会長(うち1名以上は女性)、1名を専務理事とする。
- 3 前項の理事長を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の代表理事とし、理事長以外の副会長及び専務理事をもって法人法197条において準用する法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(選任等)

第28条 理事及び監事は、評議員会の決議により選任し、理事については、各号に定める人数の範囲内とする。

- (1) 加盟競技団体が互選した者9名以内
- (2) 加盟市町村体育・スポーツ協会が互選した者5名以内
- (3) 学校体育団体が互選した者1名
- (4) 学識経験者10名以内
- (5) クォータ制枠5名以内
- 2 理事長、副会長及び専務理事は理事会の決議により理事の中から選定する。
- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊な関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊な関係がある者を含む。)及び評議員(親族その他特殊な関係がある者を含む。)並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 毎事業年度における収益の額、費用及び損失の額等に関する一定の基準に達する場合は、理事のうち1人以上が、当該法人の業務執行理事又は使用人でなく、かつ、その就任の前10年間当該法人の業務執行理事又は使用人であったことがない者その他これに準ずる者(設立者等)でなければならない。
- 7 監事(監事が2人以上ある場合にあつては、監事のうち1人以上)が、その就任の前10年間当該法人の理事又は使用人であったことがない者その他これに準ずる者でなければならない。

(理事の職務及び権限)

第29条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人の職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところによりこの法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長及び専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があるときは意見を述べなければならない。

- 4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為を行うおそれがあると認めるとき、は法令若しくは定款に違反する事実若しくは不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告しなければならない。
- 5 監事は、前項の報告を行う必要があるときは、理事長に対し理事会の招集を請求する。この場合において、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。
- 6 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。
- 7 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をする恐れがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生じる恐れがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求することができる。
- 8 監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しなものである場合その他正当な理由がある場合として法令で定める場合はこの限りでない。

#### (役員の任期)

- 第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
  - 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  - 4 理事又は監事は、第27条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員の解任)

- 第32条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 前項について評議員会において決議する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

#### (役員の報酬)

- 第33条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員及び特別な職務を執行した役員には、評議員会において別に定める総額の範囲内で評議員会において別に定める報酬等の支給の基準にしたがって算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

#### (取引の制限)

- 第34条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
- (1) 理事が、自己又は第三者のためにこの法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
  - (2) 理事が自己又は第三者のためにこの法人と取引をしようとするとき。
  - (3) この法人が理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間において、この法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
- 2 前項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引について重要な事実を理事会に報告しなければならない。

#### (責任の免除)

- 第35条 この法人は、法人法第198条において準用する法人法第111条第1項の役員の損害賠償

責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(名誉会長等)

- 第36条 この法人に、名誉会長1名、会長1名、顧問、参与（以下「名誉会長等」という。）を若干名置くことができる。
- 2 名誉会長は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
  - 3 会長は、理事会の推薦により理事長が委嘱し、会長はこの法人の儀礼的な行為を行う。
  - 4 顧問は、この法人の会長、理事長又は副会長であった者及びこの法人若しくは体育・スポーツの功労者のうちから、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
  - 5 参与は、この法人の理事又は監事であった者及びこの法人若しくは体育・スポーツの功労者のうちから、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
  - 6 名誉会長等は、理事長の諮問に応じ又は理事長の要請により会議に出席して意見を述べることができる。
  - 7 名誉会長等の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
  - 8 名誉会長等は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いを行うことができる。

## 第9章 理事定年制・再任制限

(定年制)

- 第37条 理事は、選任時において、その年齢が70歳未満でなければならない。ただし、第28条第4号に掲げる者が理事となる場合については、定年制を適用しないことができる。
- 2 理事は、連続して10年を超えて在任することができないものとする。

(再任制限)

- 第38条 連続する在任年数が10年に達する場合であっても、当該理事が新たに又は継続して務めることが不可欠である特別な事情があると評議員会が認めた場合は、さらに1期又は2期再任させることができる。
- 2 前項再任期間を満了した者については、満了後4年以上経過した時点で、再び理事候補者となることができる。

## 第10章 理事会

(構成)

- 第39条 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第40条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 理事長、副会長及び専務理事の選定及び解職
  - (4) その他この定款に定めるもの

(種類及び開催)

- 第41条 理事会は、定例理事会と臨時理事会の2種類とする。
- 2 定例理事会は、毎事業年度3回開催する。
  - 3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
    - (1) 理事長が必要と認めたとき。
    - (2) 理事長以外の理事から理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事長に対し理事会の招集の請求があったとき。

- (3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集するとき。
- (4) 第30条第5項の規定により、監事から理事長に対し招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

#### (招集)

第42条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 理事長に事故があったとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順序により副会長又は専務理事が招集する。
- 3 前条第3項第3号による場合は当該請求をした理事が、同項第4号後段による場合は当該請求をした監事が理事会を招集する。
- 4 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合には、その請求があった日から5日以内にその請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 5 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対し、理事会の日時、場所、目的事項等を記載した書面をもって、通知しなければならない。
- 6 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

#### (議長)

第43条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、理事会において定めた順序により副会長又は専務理事がこれに当たる。

#### (決議)

第44条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、理事長の解職は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- 2 前項の場合においては、議長は理事として議決に加わることができない。

#### (決議の省略)

第45条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはその限りでない。

#### (報告の省略)

第46条 理事又は監事は、理事又は監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第29条第4項の規定による報告については適用しない。

#### (議事録)

第47条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 前項の議事録が書面をもって作成されているときは、理事会に出席した理事長及び監事は、この議事録に記名押印する。

#### (理事会規則)

第48条 理事会に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める。

## 第11章 宮崎県スポーツ少年団

(設置)

第49条 この法人に、宮崎県スポーツ少年団を置く。

2 宮崎県スポーツ少年団の設置に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

(業務)

第50条 宮崎県スポーツ少年団は、第4条第1項第7号、その他これに関連する事業に関して、理事会の決議に基づき実施する。

## 第12章 宮崎県スポーツ指導者協議会

(設置)

第51条 この法人に、宮崎県スポーツ指導者協議会を置く。

2 宮崎県スポーツ指導者協議会の設置に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

(業務)

第52条 宮崎県スポーツ指導者協議会は、第4条第1項第9号、その他これに関連する事業に関して、理事会の決議に基づき実施する。

## 第13章 宮崎県スポーツ医・科学委員会

(設置)

第53条 この法人に、宮崎県スポーツ医・科学委員会を置く。

2 宮崎県スポーツ医・科学委員会の設置に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

(業務)

第54条 宮崎県スポーツ医・科学委員会は、第4条第1項第10号、その他これに関連する事業に関して、理事会の決議に基づき実施する。

## 第14章 宮崎県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会

(設置)

第55条 この法人に、宮崎県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会を置く。

2 宮崎県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

(業務)

第56条 宮崎県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会は、第4条第1項第11号、その他これに関連する事業に関して、理事会の決議に基づき実施する。

## 第15章 専門委員会等

(専門委員会等)

第57条 この法人に、理事会の決議を経て第4条第1項に定める事業を遂行するため必要な委員会等を置く。

2 専門委員会の委員長は、理事の中から理事長が委嘱する。

3 専門委員会等の設置に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

## 第16章 事務局

(事務局)

- 第58条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
  - 3 事務局長等の重要な職員は、理事会の承認を経て理事長が任免する。
  - 4 前項の職員以外の職員は、理事長が任免する。
  - 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

## 第17章 定款の変更、合併及び解散

### (定款の変更)

- 第59条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第14条についても適用する。

### (合併等)

- 第60条 この法人は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の議決により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

### (解散)

- 第61条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定めた事由により解散する。

### (公益認定の取り消し等に伴う贈与)

- 第62条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する法人に該当する法人に贈与するものとする。

### (残余財産の帰属)

- 第63条 この法人が、解散等により精算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する法人に該当する法人に贈与するものとする。

## 第18章 情報公開及び個人情報の保護

### (情報公開)

- 第64条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
- 2 情報公開に関し必要な事項は、法令に定めるもののほか、理事会の決議を経て別に定める。

### (個人情報の保護)

- 第65条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。
- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、法令に定めるもののほか、理事会の決議を経て別に定める。

## 第19章 公告の方法

### (公告の方法)

- 第66条 この法人の公告は電子公告により行う。
- 2 事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第20章 補則

(委任)

第67条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

#### 附 則

- 1 この定款は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。
- 3 この法人の公益法人の設立の登記後最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。  
理事 長倉春義 後藤敏郎 渡邊理 井料田豊 堀川あや子 壱岐佐一 安部勝也 伊東尊見  
長友弘 甲斐国征 壱岐孝二 山下一男 野崎伸一 井上進 大山茂 佐藤勇夫 川崎基宏  
日高巽 中村紘二 坂口和隆 廣田彰 尾崎太朗 坂元陽介 新木るり 塩月光夫  
監事 野田隆雄 森九州男
- 4 この法人の最初の代表理事及び業務執行理事は、次に掲げる者とする。  
代表理事 佐藤勇夫  
業務執行理事 安部勝也 日高巽 廣田彰 坂口和隆
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。  
串間敦郎 河野貴和 甲斐文一 佐藤末喜 當瀬純一 丸田哲生 中村正親 上西憲男  
日浦二三男 上元康正 岩田勝彦 矢野節男 武田哲郎 米満幸一 福永今朝喜 水久保春好  
古里亜夫 押川尚生 松岡弘高 迫田義次 税所健好 末吉龍孝 淵ノ上文也 川崎清次  
赤塚隆志 佐藤安一 濱上紀子 児玉芳雄 瀬戸口正行 橋口昭彦 富永喜美夫 井野敬三  
久保貴嗣 佐澤勲 増田友子 中馬光久 原口宏史 松浦牧男 河野一夫 藏田照男 児玉和博  
佐伯孝子 塩谷實 吉田和男 永井寿志 奥口一人 宮田重雄 有村映子 八反田耕二 東行男  
中村勇一 渡邊眞一 堀之内真澄 新名敏文 津曲保夫 馬渡和利 宮田弘子 黒木陽  
甲斐哲也 中田直樹 蓬原正嗣 吉田紀雄 田中俊正 秋田義久 猪股整 小坂芳史 二宮莖子  
山田敏代 押川紘一郎 大藪和博 御手洗徹 宮元章次 三浦順一 田代安希子
- 6 平成26年3月24日 一部改正
- 7 令和 2年3月17日 一部改正
- 8 令和 5年6月16日 一部改正
- 9 令和 6年3月22日 一部改正
- 10 令和 7年4月 1日 一部改正

# 公益財団法人宮崎県スポーツ協会加盟団体規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第11条第3項の規定に基づき、加盟団体に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (加盟団体)

第2条 加盟団体は、別表のとおりとする。

2 加盟団体は、本県における体育・スポーツの統轄団体としてふさわしい組織を有するものでなければならない。

## (加盟)

第3条 本会の加盟団体になろうとする団体は、理事長に、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 加盟申請書
- (2) 団体の規約
- (3) 団体の組織及び役員に関する事項
- (4) 団体に所属する会員等の事項
- (5) 団体の前年度の事業報告書、収支決算書及び当該年度の事業計画書、収支予算書
- (6) その他、理事長が求める書類

## (退会)

第4条 本会を退会しようとする加盟団体は、理事長に、退会願を提出しなければならない。

2 理事長は、加盟団体が次の各号に該当する場合は、退会させることができる。

- (1) 加盟団体としてふさわしくないと認められるとき
- (2) 負担金の納付を長期に怠っているとき

## (届出)

第5条 加盟団体は、毎事業年度終了後1か月の間に、理事長に、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 加盟団体の前年度の事業報告書及び収支決算書
- (2) 加盟団体の当該年度の事業計画書、収支予算書及び役員名簿

2 加盟団体は、第3条により提出している書類に変更があったときは、遅滞なくその旨を届け出なければならない。

## (負担金)

第6条 加盟団体は、毎年5月末日までに定款第11条の規定に基づく負担金を納入しなければならない。

2 前項の負担金の額は、理事会及び評議員会の承認を得て決定する。

3 理事長は、特別な事情があると認めるときは、理事会及び評議員会の承認を得て、負担金を減額又は免除することができる。

4 加盟団体が第4条の規定に基づき退会した場合は、その時期にかかわらず、既に納付した負担金等は返還しない。

5 負担金は総額の50%以上を定款第4条の公益目的事業に使用しなければならない。

## (会議)

第7条 理事長は、必要があると認めるときは、加盟団体代表者会議又は加盟団体事務担当者会議を開催する。

## (規程の変更)

第8条 この規程の改正等は、理事会の決議を経て行う。

## (委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、加盟団体に関し必要な事項は、理事会で審議して、理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会の設立の登記の日から施行する。
- 2 平成25年 4月 1日 一部改正
- 3 平成26年 3月 7日 一部改正
- 4 平成28年 3月23日 一部改正
- 5 平成29年 3月23日 一部改正
- 6 平成29年 6月28日 一部改正
- 7 令和 2年 3月 3日 一部改正
- 8 令和 5年 6月 9日 一部改正
- 9 令和 6年 3月 5日 一部改正
- 10 令和 7年 3月21日 一部改正
- 11 令和 7年11月17日 一部改正

別表

(競技団体)

一般財団法人宮崎陸上競技協会 一般財団法人宮崎県水泳連盟 宮崎県バレーボール協会  
宮崎県軟式野球連盟 宮崎県ソフトテニス連盟 宮崎県卓球協会 宮崎県弓道連盟  
宮崎県ラグビーフットボール協会 一般社団法人宮崎県サッカー協会  
一般社団法人宮崎県バスケットボール協会 宮崎県柔道連盟 宮崎県体操協会  
宮崎県剣道連盟 宮崎県ソフトボール協会 宮崎県銃剣道連盟 宮崎県レスリング協会  
宮崎県馬術連盟 宮崎県クレール射撃協会 宮崎県山岳・スポーツクライミング連盟  
宮崎県ハンドボール協会 宮崎県相撲連盟 宮崎県バドミントン協会 宮崎県テニス協会  
宮崎県ウエイトリフティング協会 一般社団法人宮崎県自転車競技連盟 宮崎県ライフル射撃協会  
宮崎県ボクシング連盟 宮崎県フェンシング協会 宮崎県ローイング協会  
宮崎県アーチェリー協会 宮崎県ホッケー協会 宮崎県セーリング連盟  
一般社団法人宮崎県空手道連盟 宮崎県スケート連盟 宮崎県スキー連盟  
宮崎県なぎなた連盟 宮崎県カヌー協会 宮崎県ボウリング連盟 宮崎県少林寺拳法連盟  
宮崎県四半的弓道連盟 宮崎県ゲートボール協会 宮崎県アイスホッケー連盟  
宮崎県ミニバレーボール協会 宮崎県グラウンド・ゴルフ協会 宮崎県武術太極拳連盟  
宮崎県ゴルフ協会 宮崎県トライアスロン連合 宮崎県綱引連盟 宮崎県ミニテニス協会  
NPO法人宮崎県サーフィン連盟 宮崎県パークゴルフ協会連合会 宮崎県エアロビック連盟  
宮崎県ダンススポーツ連盟 宮崎県スポーツウエルネス吹矢協会

(市郡体育・スポーツ協会)

公益財団法人宮崎市スポーツ協会 一般社団法人延岡市スポーツ協会  
一般財団法人都市スポーツ協会 日南市スポーツ協会 小林市スポーツ協会  
日向市スポーツ協会 串間市スポーツ協会 西都市スポーツ協会  
えびの市スポーツ協会 児湯郡スポーツ協会 西臼杵郡スポーツ協会  
東臼杵郡スポーツ協会 北諸県郡体育協会 西諸県郡スポーツ協会 東諸県郡スポーツ協会

(関係機関団体)

宮崎県障がい者スポーツ協会

(学校体育団体)

宮崎県高等学校体育連盟 宮崎県高等学校野球連盟 宮崎県中学校体育連盟

# 公益財団法人宮崎県スポーツ協会賛助会員規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第12第2項条の規定に基づき、賛助会員（以下「会員」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (会員)

第2条 会員は、本会の目的に賛同し、本会を支援する個人又は団体であつて、理事長が、会員としてふさわしいと認めた個人又は団体とする。

2 会員になろうとする個人又は団体は、入会申込書（様式1号）を理事長に提出しなければならない。

## (会費)

第3条 会員は、入会の時及び毎年度、次の会費を納付しなければならない。

(1) 個人会員 年額1口 3,000円（口数制限なし）

(2) 団体会員 年額1口10,000円（口数制限なし）

2 会費は、入会の時又は毎年度5月末日までに納入しなければならない。

3 年度途中で退会した場合は、その年度の会費は返還しないものとする。

4 会費は総額の50%以上を定款第4条の公益目的事業に使用しなければならない。

## (退会)

第4条 会員は、退会する場合は、退会届（様式2号）を理事長に提出しなければならない。

2 前項の届出がない場合は、会員として年度を超えて継続するものとする。

## (特典)

第5条 本会は、会員に対して、次の情報提供等を行うものとする。

(1) 本会の刊行物等を提供すること。

(2) 本会の刊行物等に会員氏名、名称を掲載すること。

(3) 本会の行事等を案内すること。

(4) その他

## (除名)

第6条 会員が次に該当する場合は、理事長の承認を得て会員から除名するものとする。

(1) 会員としてふさわしくない行為があった場合

(2) 会費の納入を長期に怠った場合

## (規程の変更)

第7条 この規程の改正等は、理事会の決議を経て行う。

## (委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、賛助会員に関し必要な事項は、理事会で審議して、理事長が定める。

## 附 則

1 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会の設立の登記の日から施行する。

2 平成26年3月 7日 一部改正

3 令和 2年3月 3日 一部改正

4 令和 7年3月21日 一部改正

# 公益財団法人宮崎県スポーツ協会評議員選定委員会規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第14条第4項の規定に基づき、本会の評議員選定委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (招集)

第2条 委員会は、本会理事長が招集する。

2 委員会の招集は、委員会の1週間前までに、委員会の委員（以下「委員」という。）に対して書面で通知しなければならない。ただし、委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく委員会を開催することができる。

## (委員の任期)

第3条 委員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した委員の補欠として選任された委員の任期は、退任した委員の任期の満了する時までとする。

3 委員は、定款第14条第2項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお委員としての権利義務を有する。

## (議長)

第4条 委員会の議長は、当該委員会において委員の互選により選出する。

## (決議)

第5条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

## (情報提供)

第6条 本会理事長は、委員会における審議に当たり、次の各号の情報を提供しなければならない。

(1) 評議員及び評議員会の有する権限、評議員の欠格事由その他評議員に関する法令その他定款の規定の内容

(2) 評議員候補者の経歴、選任理由、当該評議員候補者と本会及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係、当該評議員候補者の兼職状況、その他評議員候補者に関する情報

## (議事録)

第7条 委員会は議事終了後速やかに議事録を作成し、議長及び出席した委員全員が記名押印し、理事会に提出しなければならない。

## (規程の変更)

第8条 この規程の改正等は、理事会の決議を経て行う。

## (委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、理事会で審議して、理事長が定める。

## 附 則

1 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会の設立の登記の日から施行する。

2 令和2年3月 3日 一部改正

3 令和7年3月21日 一部改正

# 公益財団法人宮崎県スポーツ協会評議員会規程

## (目的)

第1条 この規程は、法令又は公益財団法人宮崎県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款に定めるもののほか、定款第26条の規定に基づき、評議員会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (役員等の出席)

第2条 理事及び監事はやむをえない事由がある場合を除き、評議員会に出席しなければならない。  
2 評議員会は、必要に応じ、事務局職員及びその他の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

## (理事等の説明、報告)

第3条 議長は、議題を付議した後、理事に対し、当該議題に関する事項の報告又は議案の説明を求めるものとする。  
2 理事は、議長の許可を得た上で、補助者に前項の報告又は説明をさせることができる。  
3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第184条の規定による評議員提案にかかる場合にあっては、議長は、当該評議員に議案の説明を、理事又は監事に対しては当該提案に対する意見を求めるものとする。

## (質問の説明)

第4条 評議員の理事に対する質問の説明は、理事長又はその指名した理事が行う。  
2 理事は、議長の許可を得た上で、補助者に説明させることができる。  
3 評議員の監事に対する質問の説明は、監事が行う。  
4 理事又は監事は、質問が次の各号に該当するときは、説明を拒むことができる。  
(1) 質問事項が評議員会の目的事項に関しないものである場合  
(2) 説明をするために調査をすることが必要である場合  
(3) 説明をすることにより本会その他の者（当該評議員を除く。）の権利を侵害することとなる場合  
(4) 質問が重複する場合  
(5) その他説明をしないことにつき正当な理由がある場合

## (採決)

第5条 議長は、議案について質疑及び討論が尽くされたと認めるときは、審議を終了させ採決しなければならない。

## (欠席者に対する通知)

第6条 理事長は、評議員会の議事の経過の要領及びその結果につき、欠席した評議員に対し通知しなければならない。

## (規程の変更等)

第7条 この規程の改正等は、理事会及び評議員会の決議を経て行う。

## (委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、評議員会に関し必要な事項は理事会及び評議員会で審議して、理事長が定める。

## 附 則

- 1 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会の設立の登記の日から施行する。
- 2 令和2年3月17日 一部改正
- 3 令和7年3月21日 一部改正

# 公益財団法人宮崎県スポーツ協会理事会規程

## (目的)

第1条 この規程は、法令又は公益財団法人宮崎県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款に定めるもののほか、定款第46条の規定に基づき、理事会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (開催時期)

第2条 定款第39条第2項に定める定例理事会は、原則として6月、11月及び3月に開催する。

## (役員以外の出席)

第3条 理事会は、必要に応じ、事務局職員その他の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

## (議長)

第4条 理事全員の改選直後の理事会における議長は、定款第41条にかかわらず、出席した理事の中から互選された者がこれにあたる。

## (緊急の処理)

第5条 理事長は、理事会の決議事項（法定事項を除く。）であっても、緊急の処理を要するため理事会に付議できないときは、理事会の決議を経ないで、業務を執行することができる。ただし、この場合にあっては、理事長は、次の理事会に付議し、承認を得なければならない。

## (欠席者に対する通知)

第6条 理事長は、理事会の議事の経過の要領及びその結果につき、欠席した理事及び監事に対し通知しなければならない。

## (規程の変更等)

第7条 この規程の改正等は、理事会の決議を経て行う。

## (委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、理事会に関し必要な事項は理事会で審議して、理事長が定める。

## 附 則

- 1 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会の設立の登記の日から施行する。
- 2 定款40条第2項に定める副会長の順位については、総務専門委員会の委員長職にある副会長、普及専門委員会の委員長職にある副会長、企画専門委員会の委員長職にある副会長、財務専門委員会の委員長職にある副会長、倫理・コンプライアンス委員会の委員長職にある副会長の順とする。（平成25年10月30日追記、平成26年11月26日一部改正）
- 3 令和2年3月 3日 一部改正
- 4 令和5年6月16日 一部改正
- 5 令和7年3月21日 一部改正
- 6 令和8年4月 1日 一部改正

# 公益財団法人宮崎県スポーツ協会役員職務権限規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第29条第3項の規定に基づき、本会役員等の職務権限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (理事長、副会長、専務理事の職務権限)

第2条 理事長は、本会を代表し、その業務を執行する。

2 副会長は、理事長を補佐し、本会の業務を執行する。

3 専務理事は、理事長及び副会長を補佐し、本会の業務を執行する。

4 前3項の役員等の職務権限は、別表のとおりとする。ただし、別表に定める副会長、専務理事の職務権限に係る事務が、特に重要、異例又は紛議を生ずるおそれがあると認められる場合は、理事長の決裁を受けなければならない。

## (職務の代行)

第3条 次表の左欄に掲げる者に事故あるとき又は欠けたときは、次表の右欄に掲げる者が、その職務を代行する。

理事長	副会長
理事長及び副会長	専務理事

## (規程の変更)

第4条 この規程の改正等は、理事会及び評議員会の決議を経て行う。

## (委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、本会の役員等の職務権限に関し必要な事項は、理事会で審議して、理事長が定める。

## 附 則

1 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会の設立の登記の日から施行する。

2 平成27年11月25日 一部改正

3 令和2年3月17日 一部改正

4 令和7年3月21日 一部改正

	理事長	副会長	専務理事
1	運営の基本方針に関する事。	専門委員会等に関する事。	<p>理事長、副会長の権限に属する日常業務の執行、管理に関する事。ただし、次に掲げる事項は事務局長に専決させることができる。</p> <p>1 事業計画及び予算の執行、管理に関する事。</p> <p>2 会計処理に関する事。</p> <p>3 軽易な許可、承認、届出、報告、通知等に関する事。</p> <p>4 事務局長以外の事務局職員の給与及び服務に関する事。</p> <p>5 事務局長以外の事務局職員の県内の旅行命令及び時間外勤務命令に関する事。</p> <p>6 事務局職員の研修、福利厚生に関する事。</p> <p>7 1件300万円未満の契約、業務の委託又は受託及び予算執行に関する事。</p> <p>8 事務局内の情報管理、安全衛生及び危機管理に関する事。</p> <p>9 1件100万円未満の収入及び寄附物件の受入れに関する事。</p>
2	事業の基本方針に関する事。		
3	予算編成及び決算に関する事。		
4	評議員会、理事会その他重要な会議に関する事。		
5	定款、規程及び重要な規定等の制定、改廃に関する事。		
6	重要な監督官庁等に対する許可、承認、届出、報告通知等に関する事。		
7	組織及び権限の委任に関する事。		
8	事務局職員の人事、給与、サービスの制度に関する事。		
9	事務局職員の任免、表彰、懲戒処分に関する事。		
10	重要な契約の締結に関する事。		
11	基本財産に関する事。		
12	重要な財産等の取得、賃貸借及び処分に関する事。		
13	重要な業務の委託又は受託に関する事。		
14	重要な加盟団体の取り扱いに関する事。		
15	訴訟行為、損害賠償等に関する事。		
16	重要な登記に関する事。		
17	寄付金等の募集、受入に関する事。		
18	重要な情報管理、安全衛生及び危機管理に関する事。		
19	その他、重要事項に関する事。		

# 公益財団法人宮崎県スポーツ協会専門委員会規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第57条第3項の規定に基づき、専門委員会（以下、「委員会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (委員会の設置、種類等)

第2条 本会の委員会は、第3項各号に掲げるとおりとする。ただし、必要がある場合は、第3項以外の委員会を設置することができる。

2 委員会の設置、廃止は、理事会の承認を得て行うものとする。

3 委員会は、理事会の諮問に応じ次の各号に定める職務を行う。

### (1) 総務・財務委員会

ア 事務局運営に関すること。(総務)

イ 定款及び規程等の制定、改廃に関すること。(総務)

ウ 加盟団体に関すること。(総務)

エ 財務に関すること。(総務)

オ その他、前各号の目的達成に必要なこと及び他の専門委員会に属しないこと。(総務)

カ 事業に要する資金の確保に関すること。(財務)

キ 資産の管理、処分に関すること。(財務)

ク その他、前各号の目的達成に必要なこと。(財務)

### (2) 普及・表彰委員会

ア スポーツの普及に関すること。(普及)

イ スポーツ指導者の育成に関すること。(普及)

ウ 青少年スポーツの育成、支援に関すること。(普及)

エ スポーツの啓発、広報及び資料収集に関すること。(普及)

オ その他、前各号の目的達成に必要なこと。(普及)

カ 本会の顕彰事業に関すること。(表彰)

キ その他、前号の目的達成に必要なこと。(表彰)

### (3) 企画・強化・育成委員会

ア スポーツ振興に関する基本方針の策定、推進に関すること。(企画)

イ 競技力向上に関すること。(企画)

ウ スポーツ指導者の育成に関すること。(企画)

エ スポーツ医・科学支援に関すること。(企画)

オ その他、前各号の目的達成に必要なこと。(企画)

カ 競技力向上に関する基本方針の策定、推進に関すること。(強化・育成)

キ 競技力向上に関する条件整備に関すること。(強化・育成)

ク 選手、指導者の育成に関すること。(強化・育成)

ケ 女性アスリート支援に関すること。(強化・育成)

コ その他、前各号の目的達成に必要なこと。(強化・育成)

### (4) 倫理・コンプライアンス委員会

ア 当協会および加盟団体におけるガバナンスおよびコンプライアンスに関すること。

イ 加盟団体規程、スポーツ憲章などの関係規程の遵守および処分に関すること。

ウ 女性アスリート支援に関すること。

エ その他、前各号の目的達成に必要なこと。

(委員)

第3条 委員会に、委員5名以上15名以内を置く。

2 委員のうち、1名を委員長とする。また、委員長以外の委員のうち1名を副委員長とする。

(委員の選出及び任期)

第4条 委員は、本会理事、評議員及び学識経験者から、本会理事会の承認を得て、本会理事長が委嘱する。

2 委員長は、本会理事会で推挙し、本会理事会の承認を経て本会理事長が委嘱する。

3 副委員長は、委員会で推挙し、本会理事会の承認を経て本会理事長が委嘱する。

4 委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する委員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

(委員の職務等)

第5条 委員長は、委員会を代表し会務を統轄する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

3 委員は、委員会を構成し、定款及びこの規程に定めるところにより、委員会の職務を行う。

4 第2条第3項の総務委員会、普及委員会及び企画委員会の委員は、理事会の承認を得て、第2条の規定に基づく他の委員会の委員を兼ねることができる。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて、理事長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、必要に応じ、事務局職員その他の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、本会事務局に置く。

(規程の変更等)

第8条 この規程の改正等は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は委員会で審議して、委員長が定める。

附 則

1 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会の設立の登記の日から施行する。

2 令和2年3月 3日 一部改正

3 令和3年4月 1日 一部改正

4 令和5年3月 7日 一部改正

5 令和5年6月16日 一部改正

6 令和7年3月21日 一部改正

## 宮崎県スポーツ少年団規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第49条第2項の規定に基づき、宮崎県スポーツ少年団（以下「本団」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (理念及び事業)

第2条 本団は、定款第4条に基づく次の事業を行い、本県スポーツ少年団の普及と育成及び活動の活発化を図り、青少年スポーツの振興及び青少年の健全な育成に資することを目的とする。

- (1) スポーツ少年団活動の普及、指導に関する事。
- (2) スポーツ少年団指導者及びリーダーの育成、活用に関する事。
- (3) スポーツ少年団の組織化と指導体制確立に関する事。
- (4) スポーツ少年団の交流に関する事。
- (5) スポーツ少年団及びスポーツ少年団指導者の顕彰に関する事。
- (6) 関係機関団体との連絡調整に関する事。
- (7) その他スポーツ少年団の目的達成に関する事。

### (団員)

第3条 スポーツ少年団の団員は、前条各号に掲げる事業に要する経費を負担し、市町村スポーツ少年団、本団及び日本スポーツ少年団に登録した者とする。

- 2 前項の登録は毎年度更新する。

### (役員)

第4条 本団に、常任委員10名以上20名以内を置く。

- 2 常任委員のうち1名を本部長とする。また、本部長以外の4名以内を副本部長とする。

### (常任委員等の選出及び任期)

第5条 常任委員は、次の各号に定めるところにより選出する。

- (1) 別表1の市町村スポーツ少年団において1名選出する。
- (2) 本会理事会において、本会理事及び学識経験者から若干名選出する。
- (3) スポーツ少年団活動に参画する地域人材等から若干名選出する。
- 2 本部長は、常任委員会で推挙し、本会理事会の承認を経て本会理事長が委嘱する。
- 3 副本部長は、次の各号に定めるところにより選出する。
  - (1) 別表2輪番から選出、常任委員会で推挙し、本会理事会の承認を経て本会理事長が委嘱する。
  - (2) 常任委員会において、公益財団法人宮崎県スポーツ協会専務理事、女性代表指導者1名、別表2輪番から2名選出し、2年ごとの改選とする。
- 4 常任委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する常任委員会を終結の時までとし、再任を妨げない。
- 5 地域人材等から選出した常任委員の任期は、1期（2年）とし、最長2期（4年）までとする。

### (職務等)

第6条 本部長は、本団を代表し会務を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、定款及びこの規程に定めるところにより、本団の職務を行う。

### (会議)

第7条 本団の会議は、常任委員会及び市町村本部長会とする。

- 2 常任委員会は、必要に応じて本部長が招集し、その議長となる。
- 3 常任委員会は、次の職務を行う。
  - (1) スポーツ少年団の業務執行の決定
  - (2) 本部長・副本部長の本会理事会への推挙
  - (3) 市町村本部長会決議事項の審議
  - (4) その他、本会理事会から諮問された事項
- 4 市町村本部長会は、年2回、本部長が招集し、その議長となる。
- 5 市町村本部長会は、次の事項について決議する。
  - (1) 各事業年度の事業計画及び予算の承認
  - (2) 各事業年度の決算の承認
  - (3) スポーツ少年団規程の変更の承認

(4) その他、常任委員会から諮問された事項

6 本団の会議は、必要に応じ、事務局職員その他の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(中央指導者協議会)

第8条 本団に、中央指導者協議会を置く。(以下「協議会」という)

2 協議会設置に関し必要な事項は、宮崎県スポーツ少年団常任委員会の決議を経て別に定める。

(経費)

第9条 本団の経費は、第3条に定める団員の会費及び本会の助成金、その他の収入をもって支弁し、定款及び規程の定めるところにより処理する。

(事務局)

第10条 本団の事務局は、本会事務局内に置く。

(規程の変更)

第11条 この規程の改正等は、本会理事会の決議を経て行う。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、本団に関し必要な事項は、常任委員会で審議して、本部長が定める。

附 則

1 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会の設立の登記の日から施行する。

2 この規程は、平成26年3月7日から施行する。

3 平成27年 6月10日 一部改正

4 平成28年11月25日 一部改正

5 令和 2年 3月 3日 一部改正

6 令和 5年 6月16日 一部改正

7 令和 5年11月14日 一部改正

8 令和 6年 6月 7日 一部改正

9 令和 6年11月19日 一部改正

10 令和 7年 3月21日 一部改正

別表1

	市町村スポーツ少年団
1	宮崎市地区
2	東諸県地区
3	日南市、串間市地区
4	都城市、北諸県郡地区
5	小林市、えびの市、西諸県郡地区
6	西都市、児湯郡地区
7	延岡市地区
8	日向市、東臼杵郡地区
9	西臼杵郡地区

別表2

A グループ	B グループ	C グループ
延岡市ブロック	日向市・東臼杵郡ブロック	日南・串間ブロック
西臼杵郡ブロック	東諸県郡ブロック	宮崎市ブロック
西都・児湯ブロック	都城市・北諸県郡ブロック	西諸県ブロック

# 宮崎県スポーツ少年団中央指導者協議会細則

## (総則)

第1条 この細則は、宮崎県スポーツ少年団規程第8条の規定に基づき宮崎県スポーツ少年団中央指導者協議会（以下、「協議会」という。）に関し必要な事項について定めるものとする。

## (目的)

第2条 この協議会は、指導者の育成、資質の向上に努め、本県スポーツ少年団活動の振興を図ることを目的とする。

## (事業)

第3条 この協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行い、宮崎県スポーツ少年団に意見を具申することができる。

- (1) 県内ブロックスポーツ少年団指導者協議会との連携に関する事
- (2) 宮崎県スポーツ少年団事業の推進と協力に関する事
- (3) 指導者の資質向上に関する事
- (4) 指導者間の交流と情報交換に関する事
- (5) 指導者・リーダーの育成に関する事
- (6) その他、この協議会の目的達成に必要な事項

## (構成)

第4条 協議会は、県本部長、副本部長及び各市町村から選出された代表者で構成する。(以下、「委員」という。)

2 前項の代表者は、日本スポーツ少年団登録指導者（スポーツ少年団の理念を学んでいる指導者）の中から選出する。

3 選出人数は、各市町村の日本スポーツ少年団登録指導者数（選出前年度の8月末日現在）により、次のとおりとする。

登録指導者	選出可能数
100人未満	1名
100人以上～300人未満	1～2名
300人以上～500人未満	1～3名
500人以上～700人未満	1～4名
700人以上	1～5名

ただし、県本部長、副本部長の在籍する市町村にあっては、選出人数に、本部長、副本部長を含めてもよいものとする。

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

## (役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長1名
- (3) 指導者・リーダー育成担当委員3名

第7条 会長は県副本部長をあて、協議会を代表する。

2 副会長は協議会委員の互選とし、会長を補佐し、会長事故あるときは、その会務を代行する。

3 指導者・リーダー育成担当委員は指導者、リーダーの育成に係る業務を中心に担当する。指導者・リーダー育成担当委員の選出は協議会委員の互選とする。

## 附則

1 この細則は、平成28年11月25日より施行する。

2 この細則は、令和3年4月1日より施行する。

## 宮崎県スポーツ指導者協議会規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第51条第2項の規定に基づき、宮崎県スポーツ指導者協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (事業)

第2条 協議会は、定款第4条に基づく次の事業を行う。

- (1) スポーツ指導者の育成方策に関すること。
- (2) スポーツ指導者の資質向上に関すること。
- (3) スポーツ指導者の連携及び組織拡充に関すること。
- (4) スポーツ指導者の啓発及び活用に関すること。
- (5) その他、協議会の目的達成のために必要なこと。

### (会員)

第3条 協議会の会員は、公益財団法人日本スポーツ協会が認定したスポーツ指導者とする。

2 会員は、前条各号に掲げる事業に要する経費を負担するため、会費を納入しなければならない。

### (理事)

第4条 協議会に、理事15名以上25名以内を置く。

2 理事のうち1名を会長とする。また、会長以外の2名以内を副会長とする。

### (理事の選出及び任期)

第5条 理事は、次の各号により選出する。

- (1) 本県のスポーツ指導者に関係する機関団体において、若干名選出する。
- (2) 本会理事会において、加盟団体から推薦のあった者を若干名選出する。
- (3) 本会理事会において、本会理事及び学識経験者から若干名選出する。

2 会長は、理事会で推挙し、本会理事会の承認を経て本会理事長が委嘱する。

3 副会長は、理事会で推挙し、本会理事会の承認を経て本会理事長が委嘱する。

4 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する理事会の終結の時までとし、再任を妨げない。

### (職務等)

第6条 会長は、協議会を代表し会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、定款及びこの規程に定めるところにより、協議会の職務を行う。

### (会議)

第7条 協議会の会議は、理事会及び総会とする。

2 理事会及び総会は、必要に応じて、会長が招集し、その議長となる。

3 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 指導者協議会の業務執行の決定

- (2) 会長・副会長の本会理事会への推挙
  - (3) 総会決議事項の審議
  - (4) その他、本会理事会から諮問された事項
- 4 総会は、次の事項について決議する。
- (1) 各事業年度の事業計画及び予算の承認
  - (2) 各事業年度の決算の承認
  - (3) スポーツ指導者協議会規程の変更の承認
  - (4) その他、理事会から諮問された事項
- 5 協議会の会議は、必要に応じ、事務局職員その他の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(部会)

第8条 協議会は、第2条の事業を行うために必要な部会を設置することができる。

(経費)

第9条 協議会の経費は、第3条に定める会員の会費及び本会の助成金、その他の収入をもって支弁し、定款及び規程の定めるところにより処理する。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、本会事務局内に置く。

(規程の変更)

第11条 この規程の改正等は、本会理事会の決議を経て行う。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は本会理事会で審議して、理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会の設立の登記の日から施行する。
- 2 平成27年6月10日 一部改正
- 3 平成30年6月 5日 一部改正
- 4 令和 2年4月 1日 一部改正
- 5 令和 3年4月 1日 一部改正
- 6 令和 6年6月16日 一部改正
- 7 令和 7年3月21日 一部改正

## 宮崎県スポーツ医・科学委員会規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第53条第2項の規定に基づき、宮崎県スポーツ医・科学委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (事業)

第2条 委員会は、定款第4条に基づき、次の事業を行う。

- (1) 競技力向上についての医・科学的研究に関すること。
- (2) スポーツ振興についての医・科学的研究に関すること。
- (3) 県民のスポーツに関する健康管理、安全管理及びスポーツ相談に関すること。
- (4) その他、委員会の目的達成のために必要なこと。

### (委員)

第3条 委員会に、委員15名以上30名以内を置く。

- 2 委員のうち1名を委員長とする。また、委員長以外の委員のうち3名以内を副委員長とする。

### (委員の選出等及び任期)

第4条 委員は、次の各号により選出する。

- (1) スポーツ医・科学関係機関団体において、スポーツ医・科学関係者を若干名選出する。
- (2) 本会理事会において、本会理事及び学識経験者から若干名選出する。
- 2 委員長は、委員会で推挙し、本会理事会の承認を経て本会理事長が委嘱する。
- 3 副委員長は、委員会で推挙し、本会理事会の承認を経て本会理事長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する委員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

### (職務等)

第5条 委員長は、委員会を代表し会務を統括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 委員は、委員会を構成し、定款及びこの規程に定めるところにより、委員会の職務を行う。

### (会議)

第6条 委員会は、必要に応じて、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、規程の改廃、事業計画、事業予算そのほか本会理事会から諮問された事項について審議する。
- 3 委員会の会議は、必要に応じ、事務局職員その他の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

### (部会等)

第7条 委員会は、第2条の事業を行うために必要な部会等を設置することができる。

(経費)

第8条 委員会の経費は、本会の助成金をもって支弁し、定款及び規程の定めるところにより処理する。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、本会事務局内に置く。

(規程の変更)

第10条 この規程の改正等は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、本会理事会で審議して、理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会の設立の登記の日から施行する。
- 2 令和2年4月 1日 一部改正
- 3 令和5年6月16日 一部改正
- 4 令和7年3月21日 一部改正

# 宮崎県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会基本規程

## 第1章 総則

(総則)

第1条 本規程は、公益財団法人宮崎県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第4条の規定に基づいて設置された宮崎県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）に関する基本原則を定める。

2 県協議会は、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会基本規程に定める団体として、総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）を構成するものとする。

(基本理念及び目的)

第2条 県協議会は、県内各クラブ共通理解のもと、クラブのネットワーク化を図り、地域のみならずと共に関心あるクラブづくりを促進し、健康で活力ある地域づくりに寄与することを目的とする。

(組織構成)

第3条 県協議会は、前条に定める基本理念及び目的に賛同し、本規程及びこれに付随する規程等を遵守する県内の総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）を代表する組織体とする。

2 県協議会に次の専門部会を置き、各種事業の企画及び推進に務める。

- (1) 事業部
- (2) 研修部
- (3) 広報部

各専門部の構成は、全理事をもって構成し、各ブロックより選出される。

3 県協議会に次のブロックを定め、各ブロックの活動を推進する。

- (1) 県央
- (2) あさぎり
- (3) 県北
- (4) にしもろ
- (5) 西都児湯
- (6) 県南

各ブロック構成は、各ブロック内の理事をもって構成する。

## 第2章 事業

(事業)

第4条 県協議会は、第2条に定める基本理念及び目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 総合型クラブの財源確保に対する支援
- (2) 総合型クラブの社会的認知の向上と広報活動
- (3) 総合型クラブ育成に関わる研修と研究
- (4) 総合型クラブ間の情報交換と交流事業
- (5) 総合型クラブの顕彰に関すること
- (6) そのほか目的達成に必要な事業

## 第3章 登録

(登録)

第5条 県協議会への加入は、登録をもって行う。

2 登録に関しては、別に定める。

## 第4章 役員

(種類及び定数)

第6条 県協議会に次の役員をおく。

会長（1名） 副会長（4名） 理事（クラブから代表1名）  
各専門部（部長1名 副部長1名） ブロック長（各ブロック1名）

(役員を選出)

第7条 前条に規定する役員は次のとおり選出する。

- (1) 会長は、理事の互選によって定める。
- (2) 副会長は、理事及び学識経験者の中から会長が委嘱する。
- (3) 理事は、第5条に基づき登録したクラブ（以下「登録クラブ」という）からそれぞれ代表者1名を選任する。
- (4) 専門部長は各専門部に所属する理事の互選によって定める。
- (5) ブロック長は各ブロックの理事の互選によって定める。

2 県協議会に顧問及び相談役を置くことができる。理事会で選任し委嘱する。

(役員職務)

第8条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、県協議会を代表し、会務を総轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時は副会長がその職務を代行する。
- (3) 理事は、各クラブ代表として出席し会務を執行する。
- (4) 専門部長は、各専門部を代表し、各種事業を総轄する。
- (5) ブロック長は、各ブロックを代表し、ブロックの活動を総括する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。但し、再任は妨げない。

2 役員に欠員が生じた時、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

(会議の種類及び開催)

第10条 県協議会の会議は総会、役員会、理事会、専門部会、ブロック会とする。各会議の開催に必要な定員数は2分の1以上とし、欠席の場合は委任状の提出を必要とする。議事は出席者の過半数で決め、可・不可同数のときは議長がこれを定める。

(総会)

第11条 総会は会長が召集し、会長が議長となり議事を進行する。

- 2 総会は、第6条の役員・登録クラブの役員をもって構成し、県協議会の事業計画・予算・事業報告・決算、規約の改廃、その他、県協議会の事項について審議する。
- 3 必要がある場合は、会長が臨時に会議を招集する。

(役員会)

第12条 役員会は、会長・副会長、専門部長をもって構成し、県協議会の重要事項について審議する。

(理事会)

第13条 理事会は会長が召集し、会長が議長となり議事を進行する。

- 2 理事会は、会長、副会長、理事をもって構成し、総会及び県協議会関連事項について企画・立案並びに協議を行う。通常は年2回の開催とする。
- 3 必要がある場合は、会長が臨時に会議を招集する。

(専門部会)

第14条 専門部会は部長が召集し、部長が議長となり議事を進行する。

- 2 専門部会は、所属するクラブ代表理事をもって構成し、部会運営関連事項について企画・立

案並びに協議を行う。

(ブロック会)

第15条 ブロック会はブロック長が召集し、ブロック長が議長となり議事を進行する。

2 ブロック会は、所属するクラブ代表理事をもって構成し、各ブロック運営に関連する事について協議を行う。

## 第5章 会計

(会計)

第16条 県協議会の予算は、各種補助金・助成金、寄付金及び登録料、年会費等をもって支弁し、本会の定款の定めるところにより処理する。

2 年会費については、各クラブ5,000円の負担金とする。

3 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第6章 事務局

(事務局)

第17条 県協議会の事務は、本会事務局において処理する。

(事務局に関する規程)

第18条 本規程に定めるもののほか、事務局の組織、運営及び事務処理に関する事項は、本会の定めるところによる。

## 第7章 改定

(改定)

第19条 本規程は、総会において出席者の3分の2以上の同意を得て変更することができる。

## 附 則

1 本規程は、令和4年4月1日から施行する。

2 本規程の施行と同時に、宮崎県協議会規程(以下「規程」という。)は廃止する。ただし、規程第5条については、本規程による役員が置かれるまでは、これを適用する。

3 令和6年4月1日 一部改訂

4 令和7年3月4日 一部改訂

## 宮崎県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録規程

### (総則)

第1条 本規程は、公益財団法人宮崎県スポーツ協会宮崎県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会基本規程（以下、「基本規程」という。）第5条第2項に基づき、公益財団法人宮崎県スポーツ協会宮崎県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）の登録に関することについて定める。

### (目的)

第2条 登録は、基本規程第2条に則り、総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）が県協議会に加入することを目的として行うものとする。

### (登録申請)

第3条 登録は、県協議会が別に定める登録基準を具備したものをもって、県協議会を通じ、総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）へ総合型クラブ単位で申請する。

### (登録審査)

第4条 県協議会は、前条に定める申請手続を行うための登録審査を実施する。

2 登録審査については、別に定める。

### (登録認定)

第5条 県協議会は、前条に定める登録審査を経たクラブに対し、登録クラブとして認定を行う。

2 登録認定については、別に定める。

### (有効期限)

第6条 登録の期間は毎年度、4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする

### (登録更新審査)

第7条 登録は、年度ごとにこれを更新する。

2 登録更新審査については、別に定める。

### (権利)

第8条 登録クラブは、次の権利を有する。

- (1) 全国協議会及び県協議会が主催する事業に参画すること。ただし、当該事業の要項等により制限がある場合は除く。
- (2) 全国協議会が制定する標章等を使用すること。ただし、使用する際に関する条件等は別に定める。

(遵守事項)

第9条 登録クラブは、適正な組織運営等を行うため、全国協議会登録規程第9条に定める事項を遵守しなければならない。

(登録料)

第10条 県協議会は、第5条に定める登録認定を行ったクラブから登録料を受領するものとする。

2 前項に定める登録料は5,000円とする。

(処分)

第11条 県協議会は、登録クラブが、第9条に定める遵守事項に違反する行為（以下「違反行為」という。）の疑いがあるとき、全国協議会が定める処分細則に基づき対応を行うものとする。

2 前項の対応を行った結果、当該登録クラブの違反行為が明らかとなり、処分を行う必要があると判断された場合、当該登録クラブを処分するものとする。

(個人情報の扱い)

第12条 本規程に基づき本会が取得した個人情報の取扱いについては、別に定める。

(改定)

第13条 本規程は、総会において出席者の3分の2以上の同意を得て変更することができる。

附 則

1 本規程は令和4年4月1日から施行する。

2 (令和4年3月25日)本規程は令和4年4月1日から施行する。ただし、本規程に定める「登録クラブ」は、全国協議会登録認定細則において令和5年3月末吉日までの間は、登録認定を予備登録とすることに鑑み、令和5年10月吉日までの間は「予備登録クラブ」と読み替えることとする。

3 (令和4年7月19日)第6条を改定。この改定は、令和4年7月19日から施工する。

4 令和4年度の登録審査(令和4年11月1日登録認定分)に係る登録については、第6条有効期間を令和4年11月1日から令和5年10月31日までの1年間とする。なお、登録クラブの希望により、有効期間を令和6年3月31日まで延長することができ、この場合、延長した期間(令和5年11月1日～令和6年3月31日)にかかる登録料(第10条)は2,000円とする。

5 令和5年度の登録審査(令和5年11月1日登録認定分)にかかる登録クラブについては、第6条の有効期間を、令和5年11月1日から令和6年3月31日までの5か月間とする。この場合、第10条の登録の登録料は「5,000円」とあるのを、「2,000円」とする。

6 令和2年3月16日附則第1条中「令和5年3月末日」及び「令和5年10月末日」とあるのをいづれも「令和6年3月末日」に変更する。

## 宮崎県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録基準細則

(総則)

第1条 本細則は、公益財団法人宮崎県スポーツ協会宮崎県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録規程第3条に基づき、公益財団法人宮崎県スポーツ協会宮崎県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会(以下「県協議会」という。)の登録基準に関することについて定める。

(基本基準)

第2条 登録可能と判断する基本的な基準(以下「基本基準」という。)は、総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準細則第2条に準ずるものとする。

(基本基準の適用範囲)

第3条 基本基準の適用範囲(運用ルール)は、総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準細則第3条に準ずるものとする。

<必ず満たすべき運用ルール>

基本基準		必ず満たすべき運用ルール
分類	個別基準	
(1) 活動実態に関する基準	①多種目(複数種目)のスポーツ活動を実施している。	・定期的※1なスポーツ活動を2種目以上実施している。
	②多世代(複数世代)を対象としている。	・次の世代区分のうちいずれか2区分以上の会員※2がいる。 (世代区分) A) 未就学児 B) 小学生 C) 中学生 D) 高校生(～18歳) E) ～29歳 F) ～39歳 G) ～49歳 H) ～59歳 I) ～69歳 J) 70歳～
	③適切なスポーツ指導者を配置している。	・クラブマネージャー又は事務局員の少なくとも1名は、日本スポーツ協会公認クラブマネージャー又はアシスタントマネージャー資格を有している。※3 ・定期的なスポーツ活動において、日本スポーツ協会が公認スポーツ指導者(以下「公認スポーツ指導者」という。)を養成している競技・種目については、当該競技の公認スポーツ指導者資格を有するスポーツ指導者が少なくとも1名は配置されている ※3
	④安全管理体制を整備している。	・緊急連絡体制を整備している。※4

(2) 運営形態に関する基準	⑤地域住民が主体的に運営している。	・規約等※5・事業計画・予算、事業報告・決算を議決する意思決定機関の議決権を有する者の過半数が総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）の所在する市町村※6の住民である（又は当該市町村の住民と当該市町村に隣接する市町村の住民を合算すると過半数である）。 ・非営利組織である。※7
(3) ガバナンスに関する基準	⑥規約等が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。	・規約等※5の改廃に必要な議決について当該規約等に定めている。
	⑦事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関で議決されている。	・事業計画・予算、事業報告・決算を議決した意思決定機関の議事録（出席者が明記されているもの）が提出されている。
(4) その他	⑧市町村と連携している。	・市町村が総合型地域スポーツクラブを認めている。

※1：定期的とは、年間で12回以上実施することを示す。

※2：会員とは、年会費等、年間で会費を支払っている会員を示す（月会費や教室・イベントごとの参加費等は含まない）。ただし、この基準を満たす総合型クラブは限られてしまう可能性もあることから、移行措置として当面の間は申請した総合型クラブが会員として扱っている者を会員としてみなす。

※3：当面の間は移行措置として、本基準が満たされないことを理由に、登録を不可とすることはしない。

※4：不測の事態に備え、あらかじめ医療機関をはじめとした各種機関・団体等や総合型クラブ内関係者の緊急時に関する連絡体制を整えていることを指す。

※5：規約・会則・定款等を指す。

※6：特別区は市町村に準ずる。

※7：営利法人である「株式会社」「合同会社」「合資会社」「合名会社」等は対象外。

(改定)

第4条 本細則は、総会において出席者の3分の2以上の同意を得て変更することができる。

#### 附 則

- 1 本細則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和7年3月4日 一部改訂

## 宮崎県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録審査細則

### (総則)

第1条 本細則は、公益財団法人宮崎県スポーツ協会宮崎県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録規程第4条に基づき、公益財団法人宮崎県スポーツ協会宮崎県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）が実施する登録審査に関することについて定める。

### (登録審査委員会)

第2条 県協議会は、登録審査を実施するため、「総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会（以下「登録審査委員会」という。）」を設置する。

### (登録審査委員会の構成)

第3条 登録審査委員会は、委員長及び若干名の委員をもって構成する。

2 委員長及び委員は、次に示す者の中からそれぞれ1名以上を公益財団法人宮崎県スポーツ協会（以下「県スポ協」という。）の代表者が委嘱する。

- (1) 県スポ協役員又は担当者
- (2) 県行政担当者
- (3) 県協議会役員又は担当者
- (4) 学識経験者（大学教員、弁護士、中小企業診断士、スポーツ推進委員など）

### (オブザーバー)

第4条 登録審査委員会委員長は、オブザーバーを定めることができる。

- 2 オブザーバーは、登録審査委員会に出席し、委員長及び委員から求められた場合には、意見を述べることができる。
- 3 オブザーバーは、登録審査委員会の議決権を有しない。

### (委員の任期)

第5条 登録審査委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員を生じた場合は、欠員を補充する。ただし、補充委員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員の任期はほかの役員の残任期間とする。
- 3 委員は任期が満了しても、後任者が就任するまでなおその職務を行う。

### (登録審査委員会の招集及び決議)

第6条 登録審査委員会は、委員長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 登録審査委員会の議事は、出席した委員の合意により決議する。

### (登録審査方法)

第7条 登録審査委員会は、登録審査として書類審査及び実地審査を行う。ただし、登録審査委員会の判断で、実地審査を省略することができる。

2 書類審査は、総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）から提出を受けた以下の申請書類①から⑨を基に行う。ただし、申請書類⑩として、県協議会が別に定める書類の提出を総合型クラブに求めることができる。なお、申請書類⑩の提出を求めた場合、当該書類も含め書類審査を行うことができる。

（1）申請書類

①登録基準確認用紙

②基礎情報書類（総合型クラブ概要等）

③規約・会則・定款等

④役員名簿

⑤総合型クラブ内で承認を得た当該年度事業計画・予算

⑥総合型クラブ内で承認を得た前年度事業報告・決算

※申請年度に創設した総合型クラブは提出不要

⑦総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果

⑧上記⑤及び⑥を議決した際の議事録

※申請年度に創設した総合型クラブは⑥を議決した際の議事録は提出不要

⑨スポーツ団体ガバナンスプラットフォームが発行する登録証写し（登録番号が付与される場合は、当該登録番号を申請書類①に記入することで対応）

⑩県協議会が別に定める書類

3 実地審査は、原則として総合型クラブの代表者及び、その他1名以上の当該クラブの実務を管理する者（クラブマネージャー等）が立会いの下、前項により当該クラブから提出を受けた書類内容を客観的に確認するために登録審査委員を含む2名以上が実施する。

（登録審査結果の報告）

第8条 登録審査委員会は、前条による登録審査結果を審査実施当該年度の1月末日までに別に定める様式により県協議会に審査結果を提出するものとする。

（改定）

第9条 本細則は、総会において出席者の3分の2以上の同意を得て変更することができる。

附 則

1 本細則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第7条第2項については、令和5年3月末日までの間は、審査方法を形式審査とする。

## 宮崎県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録認定細則

### (総則)

第1条 本細則は、公益財団法人宮崎県スポーツ協会宮崎県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録規程第5条に基づき、公益財団法人宮崎県スポーツ協会宮崎県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）が実施する登録認定に関することについて定める。

### (登録認定リストの作成)

第2条 県協議会は、総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会から提出を受けた登録審査結果・登録更新審査結果を基に、別に定められた様式を用いて宮崎県総合型地域スポーツクラブ登録認定リスト（以下「登録認定リスト」という。）を作成する。

### (登録認定リストの提出)

第3条 県協議会は、前条で作成した登録認定リストを2月末日までに、総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）に提出する。

### (登録料の収受及び認定証の発行)

第4条 県協議会は、全国協議会から登録認定リストの登録が完了した旨の通知を受理した後、登録認定リストに記載の総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）に対して全国協議会幹事長名による認定証を発行する。

2 県協議会は、前項により認定証を発行した総合型クラブ分の登録料（全国協議会が定める登録料）を5月末日までに全国協議会へ納付する。

### (改定)

第5条 本細則は、総会において出席者の3分の2以上の同意を得て変更することができる。

### 附 則

- 1 本細則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和5年3月末日までの間は、全国協議会登録認定細則に基づき、登録認定リストに記載された総合型クラブを予備登録として取り扱うことから、第4条第1項に定める認定証について、その名称を予備登録証に替えるものとする。
- 2 令和4年7月19日に第3条及び第4条第2項を改定。この改定は、令和4年7月19日から施行する。
- 3 第3条の適用につき、令和4年度の登録審査（令和4年11月1日登録認定分）及び令和5年度の登録審査（令和5年11月1日登録認定分）については、「2月末日まで」とあるのを、「9月末日まで」とする。
- 4 第4条第2項の適用につき、令和4年度の登録審査（令和5年11月1日登録認定分）については、「5月末日まで」とあるのを「12月末日まで」とする。
- 5 附則第1条中「令和5年3月末日」とあるのを「令和5年10月末日」に変更する。

# 宮崎県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録更新審査細則

## (総則)

第1条 本細則は、公益財団法人宮崎県スポーツ協会宮崎県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録規程第7条に基づき、登録更新審査に関することについて定める。

## (登録審査委員会)

第2条 登録更新審査は、公益財団法人宮崎県スポーツ協会宮崎県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録審査細則に定める登録審査委員会において行う。

## (登録更新審査方法)

第3条 登録審査委員会は、登録更新審査として、書類審査及び実地審査を行う。ただし、登録審査委員会の判断で、実地審査を省略することができる。

2 登録更新審査は、年度ごとに行う。

3 書類審査は、総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）から提出を受けた以下の申請書類①から⑨を基に行う。ただし、申請書類⑤、⑥、⑧は、登録審査委員会の判断で総合型クラブからの提出を省略できるとともに、申請書類⑩として、県協議会が別に定める書類の提出を総合型クラブに求めることができる。なお、申請書類⑩の提出を求めた場合、当該書類も含め書類審査を行うことができる。

### (1) 申請書類

①登録基準確認用紙

②基礎情報書類（総合型クラブ概要等）

③規約・会則・定款等 ※前回提出以降、変更がある場合のみ提出

④役員名簿 ※前回提出以降、変更がある場合のみ提出

⑤総合型クラブ内で承認を得た当該年度事業計画・予算

⑥総合型クラブ内で承認を得た前年度事業報告・決算

⑦総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果

⑧上記⑤及び⑥を議決した際の議事録

⑨スポーツ団体ガバナンスプラットフォームが発行する登録証写し（登録番号が付与される場合は、当該登録番号を申請書類①に記入することで対応）

⑩県協議会が別に定める書類

4 実地審査は、原則として総合型クラブの代表者及び、その他1名以上の当該クラブの実務を管理する者（クラブマネージャー等）が立会いの下、前項により当該クラブから提出を受けた書類内容を客観的に確認するために登録審査委員を含む2名以上が実施する。

## (登録更新審査結果の報告)

第4条 登録更新審査委員会は、1月末までに宮崎県総合型スポーツクラブ連絡協議会に審査結果を提出するものとする。

## (改定)

第5条 本細則は、総会において出席者の3分の2以上の同意を得て変更することができる。

## 附 則

1 本細則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3条第3項については、令和5年3月末日までの間は、審査方法を形式審査とする。

2 令和4年7月19日に第4条を改定。この改定は、令和4年7月19日から施行する。

## 宮崎県総合型地域スポーツクラブ支援補助金交付要項

### 1 目的

宮崎県内の総合型地域スポーツクラブが地域に長く根ざすことを目指し、各総合型地域スポーツクラブの円滑な運営を図る。

### 2 補助対象

日本スポーツ協会に登録・認証をし、宮崎県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録のクラブ

### 3 補助対象経費等

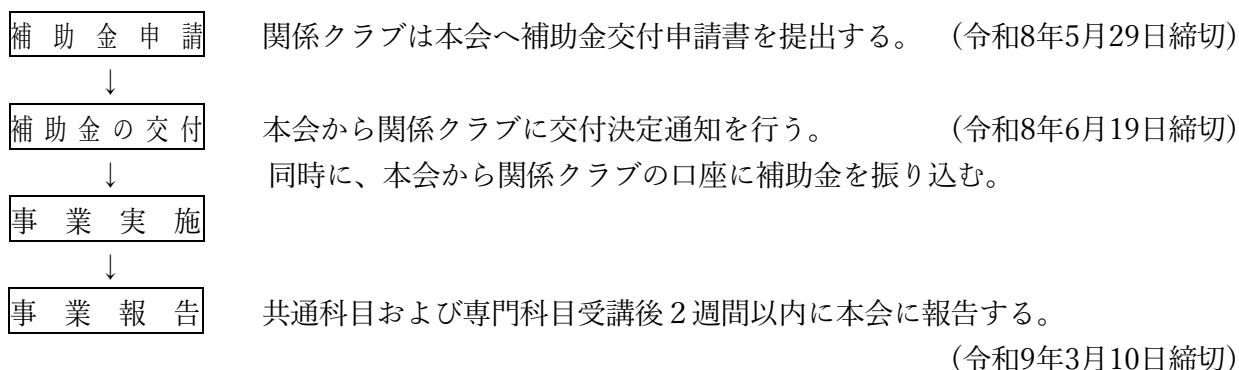
#### (1) 資格取得費

アシスタントマネジャー・クラブマネジャーの資格取得に向けた補助とする。4年に1回各クラブに回るようにし、1クラブ一律25,000円の年度1クラブ1人とする。

ただし、一度も補助金を活用していないクラブについては希望があれば優先的に対象とする。

また、上記の資格取得者が少ない場合は、公認スポーツ指導者資格取得に向けた補助に充てることができる。その場合の補助額は5,000円とし、年度1クラブ1人とする。

### 4 事務手続き



### 5 補助金は、別に定める「補助金等の執行に関する取扱」に基づき適正に執行しなければならない。

### 6 この要項は、令和5年 4月 1日から施行する。

令和6年4月17日 一部改正

令和7年1月31日 一部改正

# 公益財団法人宮崎県スポーツ協会基本財産等管理運用規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第5条の規定に基づき、本会の基本財産及び基本財産以外の資産（以下「その他の資産」という。）の管理運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (基本財産)

第2条 定款第5条第1項に定める基本財産は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

## (管理)

第3条 基本財産及びその他の資産は、法令に定めるもののほか、定款及びこの規程に基づき理事長が管理する。

2 基本財産及びその他の資産に属する現金は、金融機関への預金又は有価証券など最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

## (運用)

第4条 基本財産及びその他の資産は、その目的に応じて資産価値の維持を図り、最善と考えられる方法により運用しなければならない。

2 基本財産から生ずる収益は、本会の収支予算に計上して、基本財産の目的を達成するための経費の財源に充てる。

## (追加)

第5条 別表の基本財産に新たな基本財産を追加する場合は、あらかじめ理事会、評議員会の承認を得なければならない。

2 前項において、本会に寄付を受けた財産の取扱いは、寄付者の意思を尊重して行わなければならない。

## (処分)

第6条 基本財産は、本会の事業遂行上やむを得ない場合に限り、その一部を処分し、又は基本財産から除外することができる。

2 前項の場合には、あらかじめ理事会、評議員会の承認を得なければならない。

## (規程の変更)

第7条 この規程の改正等は、理事会の決議を経て行う。

## (委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、基本財産及びその他の資産の管理運用に関し必要な事項は、理事会で審議して、理事長が定める。

## 附 則

1 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会の設立の登記の日から施行する。

平成27年度 10,000,000円 除外

平成28年度 10,000,000円 除外

2 令和2年3月 3日 一部改正

3 令和7年3月21日 一部改正

別表1 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産

種 別	場所、物量等	備考

別表2 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定財産以外のもの）（H29年3月31日現在）

財産種別	場所、物量等	備考
		財団法人宮崎県体育協会から継承した基本財産の内訳
		基本金 35,000,000円
		宮崎県スポーツ振興基金 202,730,000円
		宮崎県スポーツ少年団積立金 4,000,000円

## 公益財団法人宮崎県スポーツ協会会計処理規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第10条第2項の規定に基づき、本会の会計処理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (基準)

第2条 本会の会計は、法令、定款及びこの規程に定めるもののほか、公益法人会計基準等（平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会発表）に準拠して処理する。

### (会計区分)

第3条 本会の会計は、公益目的事業会計、収益事業等会計及び法人会計とする。

### (会計年度)

第4条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### (会計責任者)

第5条 本会の会計責任者は、事務局長とする。

### (勘定科目の設定)

第6条 本会の会計には、財務及び会計の状況を的確に把握するために必要な勘定科目を設ける。

2 勘定科目の名称、性質及び処理基準は、公益法人会計基準の定めに基づいて別に定める。

### (会計帳簿等)

第7条 本会の会計帳簿は次のとおりとする。

#### (1) 主要簿

ア 仕訳帳

イ 総勘定元帳

#### (2) 補助簿

ア 現金出納帳

イ 固定資産台帳

ウ その他、予算の管理に必要と認められる台帳

2 仕訳帳は、会計伝票をもってこれに代える。

3 補助簿は、これを必要とする勘定科目について備え、会計伝票並びに総勘定元帳と有機的関連のもとに作成しなければならない。

### (会計伝票)

第8条 本会が行うすべての取引に関する帳簿整理は、会計伝票により行う。

2 会計伝票は、収入伝票、支出伝票及び振替伝票とする。

3 会計伝票は、証拠に基づいて作成し、証拠は別に保存するものとする。

4 会計伝票には、勘定科目、取引年月日、金額、相手方等取引内容を簡単、明瞭に記載しなければならない。

5 会計伝票は、原則として取引1件ごとに作成し、伝票には会計責任者の承認印を受けなければならない。

### (証拠)

第9条 証拠とは、会計伝票の正当性を立証する次の書類をいう。

(1) 請求書

(2) 領収書

(3) 証明書

- (4) 起案文書及び上申書
- (5) 検収書、納品書及び送り状
- (6) 支払申請
- (7) 各種計算書
- (8) 契約書、覚書その他の証書
- (9) その他取引を裏付ける参考書類

#### (記帳)

第10条 総勘定元帳は、すべて会計伝票に基づいて記帳しなければならない。

2 補助簿は、会計伝票又はその証拠書類に基づいて記帳しなければならない。

3 毎月末には、補助簿の借方、貸方の合計及び残高と、当該総勘定元帳の合計及び残高を照合確認しなければならない。

#### (帳簿の更新)

第11条 帳簿は、原則として会計年度ごとに更新する。

#### (予算の目的)

第12条 予算は、各会計年度の事業計画の内容を明確な計数をもって表示し、事業活動の円滑な運営を図ることを目的とする。

#### (予算書の作成)

第13条 本会の予算書は、事業計画に基づき毎会計年度開始前に理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を得なければならない。

#### (予算の流用)

第14条 予算の執行にあたり、各科目間において相互に流用してはならない。ただし、理事長が予算の執行上必要があると認めたときは、この限りでない。

#### (予算の補正)

第15条 理事長は、予算の補正を必要とするときは、補正予算書を作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を得なければならない。

#### (金銭の範囲)

第16条 この規程において、金銭とは、現金、預金及び振替貯金をいう。

2 現金とは、通貨、小切手、郵便為替証書、振替預金払出証書及び官公署の支払通知書をいう。

3 手形及びその他の有価証券は、金銭に準じて取り扱うものとする。

#### (出納責任者)

第17条 金銭の出納、保管の責任者として、出納責任者を置く。

2 出納責任者は、会計責任者が任命する。

3 出納責任者は、金銭の保管及び出納事務を取り扱わせるため、出納事務担当者を若干名置くことができる。

#### (金銭の出納)

第18条 金銭の出納は、会計責任者の承認印のある会計伝票に基づいて行わなければならない。

#### (金銭の収納)

第19条 金銭を収納したときは、領収書を発行しなければならない。

2 収納した金銭は、速やかに金融機関に預け入れ、これを支出にあててはならない。

(支払手続)

第20条 金銭の支払いは、最終受取人からの請求書、その他取引を証する書類に基づいて、出納責任者の承認を得て行わなければならない。

2 金銭の支払いには、最終受取人の署名及び押印のある領収書を受領しなければならない。ただし、所定の領収書を受け取ることができない場合は、支払証明書をもってこれに代えることができる。

3 金銭の支払いは、原則として金融機関での振込とする。ただし、少額の支払い、その他これによりがたい場合は、現金払いにすることができる。

(資金前渡払い)

第21条 経費の性質により事務に支障を及ぼすと認められる場合は、その資金を本会事務局職員に前渡しして支払うことができる。

(概算払等)

第22条 経費の性質により必要があると認められる場合は、概算払い又は前金払いをすることができる。

(精算)

第23条 前途資金又は概算払等を受けた場合は、支出伝票にその旨を明示し、その経費の確定後速やかに精算しなければならない。

(金銭の過不足)

第24条 金銭に過不足が生じたときは、出納責任者は、遅延なく会計責任者に報告し、その処置について、会計責任者の指示を受けなければならない。

(収支月計表の作成)

第25条 出納責任者は、会計責任者の求めに応じて、その月の前月までの現金及び預金の収支月計表を提示しなければならない。

(契約の方法)

第26条 本会の契約は、宮崎県財務規則（昭和30年宮崎県規則第2号）の規定に準拠して行う。

(固定資産の範囲)

第27条 この規程において、固定資産とは次の各号に掲げるものをいう。

(1) 有形固定資産

土地、建物（建物には付属設備を含む。）、構築物、機械装置、車両運搬具、什器備品等

(2) その他の固定資産

借地権、電話加入権、敷金及び保証金、投資有価証券等

2 有形固定資産は、耐用年数が1年以上で、かつ、取得価額が10万円以上の資産をいう。

(取得価格)

第28条 固定資産の取得価格は、次のとおりとする。

(1) 購入により取得したものは、その購入価格及び付帯費用

(2) 建設又は製作により取得したものは、その建設又は製作に要した費用

(3) 交換により取得したものは、その交換に際し提供した資産の帳簿価格

(4) 贈与により取得したものは、取得時の適正な評価額

(有形固定資産の改良と修繕)

第29条 有形固定資産の性能を向上し、または耐用年数を延長するために要した金額は、これをその資産の価額に加算する。

2 有形固定資産を現状に回復するに要した金額は、修繕費とする。

(固定資産の管理)

第30条 出納責任者は、固定資産台帳を設けて、固定資産の保全及び移動の状況を記録しなければならない。

- 2 有形固定資産に移動及び毀損、滅失があった場合は、出納責任者は、会計責任者に報告しなければならない。
- 3 会計責任者は、毎会計年度1回以上、固定資産管理台帳と現物の照合を行わなければならない。

(物品の範囲)

第31条 この規程において、物品とは次のとおりとする。

- (1) 消耗品
- (2) 耐用年数1年以上のもので、取得価額が10万円未満のもの

(物品の購入)

第32条 物品の購入は、収支予算に基づいて、関係責任者の決裁を得て行わなければならない。

(物品の管理)

第33条 出納責任者は、経費を支出したもののうち物品として管理するものは、固定資産に準じて物品台帳を設けて、記録及び整理を行わなければならない。

(決算)

第34条 決算は、毎会計年度の会計記録を整理し、その収支の結果を収支予算と比較して、その収支状況や財産の増減状況及び毎会計年度末の財政状態を明らかにすることを目的とする。

- 2 本会の決算書は、毎会計年度終了後に理事長が作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、評議員会に報告し又は承認を受けなければならない。
- 3 会計責任者は、定款第8条第2項第4号にかかわる次に掲げる書類を作成しなければならない。
  - (1) 収支相償の計算書
  - (2) 公益目的事業比率の計算書
  - (3) 遊休財産額の計算書

(規程の変更)

第35条 この規程の改正等は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第36条 この規程に定めるもののほか、本会の会計処理に関し必要な事項は、理事会で審議して、理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会の設立の登記の日から施行する。
- 2 令和2年3月 3日 一部改正
- 3 令和7年3月21日 一部改正

## 公益財団法人宮崎県スポーツ協会評議員、非常勤役員報酬等規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第16条第3項、第33条第3項及び第36条第7項の規定に基づき、本会の評議員及び定款第27条第1項に定める理事及び監事（以下「役員」という。）のうち非常勤の役員並びに定款第36条に定める名誉会長等（以下「非常勤の役員等」という。）の報酬等の額及びその支給基準について定めることを目的とする。

### (報酬)

第2条 非常勤の役員等は無報酬とする。ただし、監事が、定款第30条第1項の業務に従事したときは、報酬を支給する。

2 前項の報酬の額は、1日につき10,000円を超えない範囲内で評議員会で定める。

### (旅費)

第3条 非常勤の役員等が、本会の用務のため旅行する場合の旅費は、特に定める場合を除き、公益財団法人宮崎県スポーツ協会旅費規程により計算した額を支給する。

### (費用)

第4条 非常勤の役員等が、本会に関する用務のため特別の経費を負担する場合は、その経費を支給する。

### (支給方法)

第5条 第2条から前条までの報酬等は、その用務の都度、現金により支給する。

### (規程の変更)

第6条 この規程の改正等は、理事会及び評議員会の決議を経て行う。

### (委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、非常勤の役員等の報酬等の額及びその支給基準に関し必要な事項は、理事会で審議して、理事長が定める。

### 附 則

- 1 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会の設立の登記の日から施行する。
- 2 平成25年3月22日 一部改正
- 3 令和 2年3月17日 一部改正
- 4 令和 7年3月21日 一部改正

# 公益財団法人宮崎県スポーツ協会常勤役員報酬等規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第33条第3項の規定に基づき、定款第27条第1項に定める理事及び監事（以下「役員」という。）のうち、常勤の役員の報酬等の額及びその支給基準について定めることを目的とする。

## (常勤役員)

第2条 常勤役員とは、理事のうち本会の事務局を主たる勤務場所とし、本会の事務局職員に準じた勤務をする者をいう。

## (報酬の額等)

第3条 常勤役員の報酬は、本給、特別手当及び通勤手当とし、各年度の総額が5,500,000円を超えない範囲内で、理事会で定める。

2 前項にかかわらず常勤役員が宮崎県職員の身分を有する場合の報酬は、職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号）の適用を受ける職員の例による。

## (旅費)

第4条 常勤の役員が、本会の用務のため旅行する場合の旅費は、特に定める場合を除き、公益財団法人宮崎県スポーツ協会旅費規程により計算した額を支給する。

## (費用)

第5条 常勤役員が、本会に関する用務のため特別の経費を負担する場合は、その経費を支給する。

## (支給方法)

第6条 第3条から前条までの報酬等の支給方法は、この規程に定めるもののほか、本会事務局職員の例による。

## (規程の変更)

第7条 この規程の改正等は、理事会及び評議員会の決議を経て行う。

## (委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、常勤の役員の報酬等の額及びその支給基準に関し必要な事項は、理事会で審議して、理事長が定める。

## 附 則

- 1 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会の設立の登記の日から施行する。
- 2 平成25年 3月22日 一部改正
- 3 平成30年 4月 1日 一部改正
- 4 令和 2年 3月17日 一部改正
- 5 令和 6年 4月 1日 一部改正
- 6 令和 7年 3月21日 一部改正

## 公益財団法人宮崎県スポーツ協会旅費規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎県スポーツ協会（以下「本会」という。）の役員等の旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (支給)

第2条 本会の旅費は、定款第16条、第33条、第36条及び第58条の規定に定める本会の役員及び事務局の職員のほか、本会の用務のために旅行する者に支給する。

### (旅行命令書)

第3条 旅行命令書は、別表のとおりとする。

第4条 本会の旅費は、宮崎県職員の旅費に関する条例（昭和29年11月15日県条例第42号。以下、「旅費条例」という。）を準用する。

### (改正等)

第5条 この規程の改正等は、理事会の決議を経て行う。

### (委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、旅費規程の実施に関し必要な事項は、理事会で審議して、理事長が定める

### 附 則

- 1 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会の設立の登記の日から施行する。
- 2 平成29年6月28日 一部改正
- 3 令和 2年3月 3日 一部改正
- 4 令和 5年6月16日 一部改正
- 5 令和 7年3月21日 一部改正

## 公益財団法人宮崎県スポーツ協会表彰規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第4条第1項第13号の規定に基づき、本会の表彰に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (種類及び対象)

第2条 表彰は、次の区分により行う。

- (1) スポーツ功労賞  
本県におけるスポーツの普及振興に貢献し、その功績が顕著なもの
- (2) スポーツ優秀賞  
国際大会又は全国大会で優秀な成績をあげ、その功績が顕著なもの
- (3) スポーツ奨励賞  
前号に準ずる大会等で優秀な成績をあげ、その功績が顕著なもの
- (4) 国民スポーツ大会賞  
国民スポーツ大会において優秀な成績をあげる等、その功績が顕著なもの
- (5) スポーツ少年団功労賞  
スポーツ少年団の健全育成に貢献し、その功績が顕著なもの
- (6) スポーツ推進賞  
県民に感動を与え又は本県の発展に貢献する等、その功績が顕著なもの

### (表彰)

第3条 表彰は、表彰状を授与して行い、記念品を授与することができる。

2 表彰は、随時行う。

### (推薦及び決定)

第4条 被表彰候補者（以下「候補者」という。）の推薦は、本会及び本会の加盟団体等が行う。

2 表彰の審議、決定は、次により行う。

- (1) 第2条第1項第1号から第4号及び第6号は、前項の推薦に基づき、公益財団法人宮崎県スポーツ協会表彰委員会が行う。
- (2) 第2条第1項第5号は、宮崎県スポーツ少年団常任委員会が行う。

### (規程の変更)

第5条 この規程の改正等は、理事会の決議を経て行う。

### (委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、本会の表彰に関し必要な事項は、理事会で審議して、理事長が定める。

### 附 則

- 1 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会の設立の登記の日から施行する。
- 2 令和2年3月 3日 一部改正
- 3 令和5年6月16日 一部改正
- 4 令和7年3月21日 一部改正

## 公益財団法人宮崎県スポーツ協会表彰内規

- 1 目的 この内規は、定款及び公益財団法人宮崎県スポーツ協会の表彰規程（以下「表彰規程」という。）第6条の規定に基づき、本会の表彰に関し必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 表彰規程第2条関係
  - (1) スポーツ功労賞関係
    - ① スポーツ活動団体運営、スポーツ指導、スポーツ医・科学支援、安全対策、審判等で、活動実績が原則10年以上の個人又は団体、又は、活動実績が10年未満でその功績が特に顕著なもの。
    - ② 過去に、この表彰を受賞したものと及びスポーツに関する功績により、同趣旨の県レベル以上の表彰等を受賞したものは、対象としない。
    - ③ 競技団体等関係者を推薦する場合は、県全体を統轄する競技団体等の同意を得なければならない。
  - (2) スポーツ優秀賞
    - ① 別表に定める個人、団体及びその個人、団体を直接かつ実質的に指導した者。
    - ② 別表の国内大会は、文部科学省、公益財団法人日本スポーツ協会、中央競技団体、中央学校体育団体が主催しているものに限る。
  - (3) スポーツ奨励賞
    - ① 別表以外の九州規模以上の大会において優勝した個人、団体及びその個人、団体を直接かつ実質的に指導した者。
    - ② 別表の大会において、公認大会記録を樹立した個人、団体
    - ③ 国内大会は、文部科学省、公益財団法人日本スポーツ協会、中央競技団体、九州地区競技団体、中央学校体育団体、九州地区学校体育団体が主催しているものに限る。
  - (4) 国民スポーツ大会賞
    - ① 国民スポーツ大会の個人又は団体種目で入賞した、選手、監督、コーチ、アスレティックトレーナー
    - ② 国民スポーツ大会で10年以上、又は、活動実績が10年未満でその功績が特に顕著だったドクター、アスレティックトレーナー  
※ 但し、過去にこの表彰を受賞したものは、対象としない。
    - ③ 上記①、②の他、国民スポーツ大会における功績が特に顕著な個人、団体
    - ④ 上記①、②の場合は、表彰規程第4条の審議を経ることなく被表彰者を決定することができる。
  - (5) スポーツ少年団功労賞
    - ① 対象は、次の個人及び団体とする。
      - ア 20年以上スポーツ少年団の運営又は指導等に取り組み、顕著な功績のある個人
      - イ 設立以来20年以上活動を続け、他の模範となるスポーツ少年団及び関係団体
      - ウ 活動実績が20年未満で、上記ア、イに相当する特に功績が顕著な個人、団体は考慮することができる。
    - ② 表彰枠は、次のとおりとする。
      - ア 個人 15人以内
      - イ 団体 10団体以内
  - (6) スポーツ推進賞  
第2条(1)～(5)以外で、特に印象的な取組、活動等により県民に感動を与え又はスポーツのイメージアップ、地域の活性化等に貢献した個人、団体

### 3 共通事項

- (1) 対象者の年齢は問わない。
- (2) 表彰規程第2条(1)及び(6)以外の表彰の対象は、原則として、本会加盟団体又は宮崎県スポーツ少年団に所属する個人会員又は団体会員とする。
- (3) 県レベル以上の同趣旨の表彰を受賞している場合は、この表彰の対象としない。
- (4) 表彰規程第4条第1項中「本会加盟団体等」とは、本会加盟団体の他、県全体を統括するスポーツ活動団体、スポーツ施設管理団体、報道機関など本県スポーツ振興に関する機関団体とする。
- (5) 表彰規程第4条の推薦は、本会が指定する期日までに、別途定める推薦様式で行う。

#### 附 則

- 1 この内規は、公益財団法人宮崎県体育協会の設立の登記の日から施行する。
- 2 この内規は、平成25年9月27日から施行する。
- 3 この内規は、平成29年11月20日から施行する。
- 4 令和2年4月1日 一部改正
- 5 令和6年4月1日 一部改正

別表I

スポーツ優秀賞		成績等
国際大会	1 オリンピック競技大会	入賞
	2 世界選手権大会及びこれに準ずる大会	入賞
	3 アジア競技大会及びこれに準ずる大会	入賞
	4 1～3に準ずる国際大会で、10カ国以上が参加する大会	入賞
国内大会	1 競技別全日本選手権大会	3位以内 ※競技団体公認ランキング含む
	2 全国中学校体育大会	
	3 1～2に準ずる国内大会（大学選手権大会等）	

別表II ～ 中央競技団体

1	公益財団法人日本陸上競技連盟	31	公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会
2	公益財団法人日本水泳連盟	32	公益社団法人日本カヌー連盟
3	公益財団法人日本サッカー協会	33	公益社団法人全日本アーチェリー連盟
4	公益財団法人全日本スキー連盟	34	公益財団法人全日本空手道連盟
5	公益財団法人日本テニス協会	35	公益財団法人日本アイスホッケー連盟
6	公益社団法人日本ローイング協会	36	公益社団法人全日本銃剣道連盟
7	公益社団法人日本ホッケー協会	37	公益社団法人日本クレイ射撃協会
8	公益社団法人日本ボクシング連盟	38	公益財団法人全日本なぎなた連盟
9	公益財団法人日本バレーボール協会	39	公益財団法人 JAPAN BOWLING
10	公益財団法人日本体操協会	40	公益財団法人日本野球連盟
11	公益財団法人日本バスケットボール協会	41	公益社団法人日本綱引連盟
12	公益財団法人日本スケート連盟	42	一般財団法人少林寺拳法連盟
13	公益財団法人日本レスリング協会	43	公益財団法人日本ゲートボール連合
14	公益財団法人日本セーリング連盟	44	公益社団法人日本武術太極拳連盟
15	公益社団法人日本ウエイトリフティング協会	45	公益財団法人日本ゴルフ協会
16	公益財団法人日本ハンドボール協会	46	公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会
17	公益財団法人日本自転車競技連盟	47	公益社団法人トライアスロンジャパン
18	公益財団法人日本ソフトテニス連盟	48	公益社団法人日本エアロビック連盟
19	公益財団法人日本卓球協会	49	公益社団法人日本ダンススポーツ連盟
20	公益財団法人全日本軟式野球連盟	50	一般社団法人日本スポーツウエルネス吹矢協会
21	公益財団法人日本相撲連盟	51	公益社団法人日本サーフィン連盟
22	公益社団法人日本馬術連盟	52	公益社団法人日本パークゴルフ協会
23	公益社団法人日本フェンシング協会	53	
24	公益財団法人全日本柔道連盟	54	
25	公益財団法人日本ソフトボール協会	55	
26	公益財団法人日本バドミントン協会	56	
27	公益財団法人全日本弓道連盟	57	
28	公益社団法人日本ライフル射撃協会	58	
29	公益財団法人全日本剣道連盟	59	
30	公益財団法人日本ラグビーフットボール協会	60	

## 公益財団法人宮崎県スポーツ協会情報公開規程

### (目的)

第1条 この規程は、法令又は公益財団法人宮崎県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款に定めるもののほか、定款第64条第2項の規定に基づき、本会の情報公開に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (本会の責務)

第2条 この規程の解釈及び運用に当たっては、原則として、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

### (情報公開の対象資料等)

第3条 本会において情報公開の対象とする資料（以下「公開対象資料」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 定款
- (2) 役員等名簿（理事、監事、評議員の氏名及び住所を記載した名簿）
- (3) 事業計画書
- (4) 収支予算書
- (5) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- (6) 貸借対照表
- (7) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (8) 事業報告
- (9) 附属明細書
- (10) 監査報告書
- (11) 財産目録
- (12) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (13) 役員等に対する報酬等の支給基準
- (14) 特定費用準備資金の積立限度額及び算定根拠
- (15) 特定財産の取得・改良充当資金の明細
- (16) 寄附等による受入れ財産、資金の明細

2 前項第2号（役員等名簿）について、本会の評議員以外の者から閲覧の請求があった場合には、これらに記載され又は記録された事項中、個人の住所に係る記載又は記録の部分を除外して、これらの閲覧をさせることができる。

### (閲覧場所・閲覧時期)

第4条 公開対象資料の閲覧場所は、本会の事務局とする。

2 閲覧の日は、本会の休日以外の日とし、閲覧の時間は本会の業務時間内とする。

(閲覧の申請手続)

第5条 公開対象資料の閲覧を希望する者は、閲覧申請書(第1号様式)に必要な事項を記載し、理事長に提出しなければならない。

- 2 事務局の情報公開事務担当者は、前項の閲覧申請書を受理したときは、閲覧受付及び対応記録簿(第2号様式)に必要な事項を記載しなければならない。
- 3 閲覧者から閲覧している資料について説明を求められたときは、事務局長があらかじめ指名した者が説明し、その経過を閲覧受付及び対応記録簿(第2号様式)に記載しなければならない。
- 4 前項の説明にあたっては、本会の業務運営上重大な支障を及ぼすおそれがあると認められる事項を除き、可能な限りその説明に努めるものとする。

(費用負担)

第6条 公開対象資料の閲覧は、無料とする。ただし、謄写(法令において認められている場合)の場合は、実費負担とする。

(閲覧者の責務)

第7条 第3条に規定する資料を閲覧又は謄写(法令において謄写が認められている場合及び本会において特に認めた場合)した者は、これによって得た情報を本来の目的以外に利用してはならない。

(電磁的記録)

第8条 公開対象資料が電磁的記録をもって作成されている場合の閲覧請求等については、法令に定めるところによる。

(規程の変更等)

第9条 この規程の改正等は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、本会の情報公開に関し必要な事項は理事会で審議して、理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会の設立の登記の日から施行する。
- 2 令和2年3月 3日 一部改正
- 3 令和5年6月16日 一部改正
- 4 令和7年3月21日 一部改正

第1号様式

申請年月日 年 月 日

閲覧（謄写）申請書

公益財団法人宮崎県スポーツ協会理事長 殿

申請者住所 〒

氏名

電話

閲覧（謄写）の目的

閲覧資料

- (1) 定款
- (2) 役員等名簿（理事、監事、評議員の氏名及び住所を記載した名簿）
- (3) 事業計画書
- (4) 収支予算書
- (5) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- (6) 貸借対照表
- (7) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (8) 事業報告
- (9) 附属明細書
- (10) 監査報告書
- (11) 財産目録
- (12) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (13) 役員等に対する報酬等の支給基準
- (14) 特定費用準備資金の積立限度額及び算定根拠
- (15) 特定財産の取得・改良充当資金の明細
- (16) 寄附等による受入れ財産、資金の明細
- (17) その他

資料の名称等：

第2号様式 閲覧受付及び対応記録簿

NO	年月日	申請者氏名	対応者氏名及び対応記録（質疑応答など）

# 公益財団法人宮崎県スポーツ協会個人情報保護規程

## (目的)

第1条 この規程は、法令又は公益財団法人宮崎県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款に定めるもののほか定款第65条第2項の規定に基づき、個人情報の保護に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるもの
- (2) 本人 個人情報によって識別される特定の個人
- (3) 個人情報管理者 本会の個人情報保護のための運用体制の管理に関する責任と権限を有する者
- (4) 利用 本会内において個人情報を処理すること。
- (5) 提供 本会以外の者に、本会が保有する個人情報を利用可能にすること。

## (適用範囲)

第3条 この規程は、本会のすべての業務に対して適用する。

2 本会の業務を外部に委託する場合も、この規程に従つて個人情報の適正な保護を図るものとする。

## (個人情報の取得の原則)

第4条 個人情報の取得は、利用目的を明確に定め、その目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ適法な方法により行うものとする。

## (特定の機微な個人情報の取得、利用、第三者提供の禁止)

第5条 次の各号に掲げる特定の機微な個人情報については、これを取得し、利用又は第三者に提供してはならない。ただし、法令に基づく場合及び本人の明白な同意があり、かつ業務遂行上必要な範囲においてはこの限りではない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 人種、民族、門地、本籍地、身体、精神障害、犯罪歴、その他社会的差別の原因となる事項
- (3) 勤労者の団結権、団体交渉及びその他団体行動の行為に関する事項
- (4) 集団示威行為への参加、請願権の行使、及びその他の政治的権利の行使に関する事項
- (5) 保健医療及び性生活に関する事項

## (直接本人から個人情報を取得する場合)

第6条 直接本人から個人情報を取得する場合は、本人に対して、次の各号に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法によって通知し、本人の同意を得なければならない。

- (1) 個人情報の取得及び利用の具体的な目的
- (2) 個人情報の提供を行うことが予定されている場合は、その具体的な目的、当該情報の受領者又は受領者の組織の種類、属性
- (3) 個人情報の取扱いを委託することが予定されている場合は、その旨
- (4) 個人情報の提供は本人の任意であること及び当該情報を提供しなかった場合に本人に生じる結果

(5) 個人情報の開示を求める権利及び開示の結果、当該情報が誤っている場合に訂正又は削除を要求する権利の存在、並びに当該権利を行使するための手続き

(本人以外から間接的に個人情報を取得する場合)

第7条 本人以外から間接的に個人情報を取得する場合は、前条に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法によって通知し、本人の同意を得なければならない。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 本人の同意を得ている者から取得する場合
- (2) 個人情報の取扱いを委託される場合
- (3) 本人の保護に値する利益が侵害されるおそれがない場合

(個人情報の移送、送信の原則)

第8条 個人情報の移送、送信は、業務の遂行上必要な範囲内で、外部流出等の危険を防止する適切な方法により行うものとする。

(個人情報の利用、提供の原則)

第9条 個人情報の利用、提供は、第6条に基づき事前に本人の同意を得て、利用目的の範囲内で行うものとする。

2 個人情報を提供する場合は、個人情報管理者の承認を得なければならない。

(個人情報の目的外利用、提供)

第10条 利用目的の範囲を超えて個人情報を利用、提供する場合は、第6条に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法によって本人に通知し、事前に本人の同意を得なければならない。

2 利用目的の範囲を超えて個人情報を利用、提供するために本人の同意を求める場合は、事前に個人情報管理者の承認を得なければならない。

(個人情報の管理の原則)

第11条 個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内で、正確かつ最新の状態で管理するものとする。

(個人情報の安全管理対策)

第12条 個人情報管理者は、個人情報に関するリスクに対して適切な安全対策を講じなければならない。

2 個人情報が保存されている端末は、パスワードなど適切なアクセス制限を施すものとする。

3 個人情報が保存されている情報システム、情報機器は、外部媒体の接続及びネットワークの接続を制限するものとする。

(自己情報に関する権利)

第13条 本人から自己の情報の開示を求められた場合は、合理的な期間内にこれに応じなければならない。

2 前項に基づく開示の結果、訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を求められた場合は、原則として、合理的な期間内にこれに応ずるとともに、訂正等を行った場合は、可能な範囲で当該個人情報の受領者に対して通知しなければならない。

(自己情報の利用又は提供の拒否)

第14条 本人から自己の情報の利用、提供を拒否された場合は、これに応じなければならない。ただし、法令に基づく場合は、この限りでない。

(個人情報の消去及び廃棄)

第15条 個人情報の消去及び廃棄は、当該個人情報の利用目的が終了した後、合理的な期間内に、外部流出の危険を防止する適切な方法により行うものとする。

(教育)

第16条 個人情報管理者は、本会事務局職員に対し、個人情報の保護について継続的かつ定期的に教育、訓練を行うものとする。

(監査)

第17条 個人情報管理者は、個人情報の保護の状況について定期的に監査を行うものとする。

(危機管理)

第18条 本会の業務に従事する者は、次の場合は直ちに、その旨を個人情報管理者に報告しなければならない。

(1) 情報の漏えい等の事実又はそのおそれがあることを知った場合

(2) 法令及びこの規程に違反する事実又はそのおそれがあることを知った場合

2 個人情報管理者は、前項の報告を受けた場合は、速やかに適切な措置を講じなければならない。

(苦情及び相談)

第19条 個人情報管理者は、個人情報の取扱いに関する苦情及び相談に対応する相談窓口を設置するものとする。

(見直し)

第20条 個人情報管理者は、監査及び苦情、相談等の状況に照らして、この規程及び体制の見直しを行うものとする。

(規程の変更等)

第21条 この規程の改正等は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第22条 この規程に定めるもののほか、本会の個人情報の保護に関し必要な事項は理事会で審議して、理事長が定める。

## 附 則

1 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会の設立の登記の日から施行する。

2 令和2年3月 3日 一部改正

3 令和5年6月16日 一部改正

4 令和7年3月21日 一部改正

## 特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針

公益財団法人宮崎県スポーツ協会（以下「本会」という。）は、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。（※1））の重要性を認識し、その保護を図るため、以下のとおり徹底を図ります。

※1 特定個人情報等＝番号法第2条5項に定める個人番号及び番号法第2条8項に定める特定個人情報をいう。（具体的には個人番号及び氏名・住所・生年月日・性別等である。）

### 1 関係法令の遵守

本会は、個人情報及び特定個人情報等に関する法令、特定個人情報保護委員会（行政手続における特定の個人を識別するための番号に関する法律第36条に基づき設置された行政委員会）ガイドライン、その他の規範を遵守し、全ての役員・職員が特定個人情報等の保護の重要性を理解し、適正に取扱います。

### 2 特定個人情報の適正な取扱い

本会は、特定個人情報等を取得、保管、利用、提供又は廃棄するにあたって、別途「取扱規程」を定め適切に取り扱います。

### 3 安全管理措置に関する事項

- (1) 本会は、特定個人情報等の漏えい、流出又は毀損の防止等、管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じます。また、本会の役員・職員に特定個人情報等を取扱わせるにあたり、安全管理措置が適切に講じられるよう、必要かつ適切な監督を行います。
- (2) 特定個人情報等の取扱いについては、原則として第三者に委託しません。なお、第三者に委託する必要がある場合は、理事会の承認を得て行います。

### 4 継続的改善

本会は、特定個人情報等の保護が適正に実施されるよう、本方針及び本会が定めた取扱規程を継続して改善します。

### 5 問合せ

本会は、特定個人情報等の取扱いに関するお問い合わせに対し、適切に対応します。  
下記にお問い合わせください。

公益財団法人宮崎県スポーツ協会総務部

TEL 0985-58-5633

FAX 0985-58-5630

E-mail:miyazakiken@miyaspokyo.or.jp

公益財団法人宮崎県スポーツ協会  
理事長 黒木 淳一郎

# 特定個人情報の適正な取扱いに関する規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎県スポーツ協会（以下「本会」という。）において、個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いを確保することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条

- (1)「個人番号」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第2条5項に定める個人番号をいう。
- (2)「特定個人情報」とは、番号法第2条8項に定める特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）をいう。

### (適用範囲)

第3条 本規程は、本会の全ての役員・職員（以下「職員等」という。）に適用する。

2 本規程は、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の取扱いに関し、「個人情報保護規程」に優先して適用する。

## 第2章 組織体制等

### (基本方針の策定)

第4条 本会は、本会の特定個人情報等の適正な取扱いを確保するため、特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針を定める。

### (本会が個人番号を取り扱う事務の範囲)

第5条 本会が、個人番号関係事務を行う事務の範囲は以下のとおりとする。

- (1) 雇用保険法に関する資格取得、資格喪失、給付等の事務手続に使用するため。
- (2) 労働者災害補償保険法に関する給付、社会復帰促進事業等の事務手続に使用するため。
- (3) 健康保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律に関する資格取得、資格喪失、給付等の事務手続に使用するため。
- (4) 厚生年金保険法に関する資格取得、資格喪失、給付等の事務手続に使用するため。
- (5) 地方公務員等共済組合法に関する事務手続に使用するため。
- (6) 介護保険法に関する事務手続きに使用するため。
- (7) 租税特別措置法に関する法定調書等の事務手続に使用するため。
- (8) 所得税法に関する法定調書、源泉徴収票の作成等の事務手続に使用するため。
- (9) その他、番号法第19条各号のいずれかに該当し、特定個人情報の提供を受けることができる関連事務。

### (法令等の遵守)

第6条 本会は、番号法その他の法令を遵守し、特定個人情報等を適正に取り扱うために、事務取扱責任者及び事務取扱担当者を置き、運用する。

### (事務取扱責任者)

第7条 事務取扱責任者は、事務局長とする。

2 事務取扱責任者は、次の各号に定める事項その他本会における特定個人情報等に関する全ての業務を行う。

- (1) 特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針の作成及び周知。
- (2) 本規程に基づく特定個人情報等の取扱いを管理する上で必要とされる事項の決定・承認。
- (3) 特定個人情報等の適正な取扱い、安全対策を維持・推進するための施策の策定・実施。
- (4) 事故発生時の対応策の策定・実施

(事務取扱担当者)

第8条 事務取扱担当者は、その取り扱う事務の範囲を定めた上で、事務取扱責任者が選任する。

- 2 事務取扱担当者は、事務取扱責任者の指示した事項に従い、特定個人情報等の保護に十分注意を払いその業務を行うものとする。
- 3 事務取扱担当者は、特定個人情報等を取り扱う情報システム及び機器等を適切に管理し、利用権限のない者には使用させてはならない。
- 4 事務取扱担当者は、特定個人情報等に関する事務の利用状況を明確にするため、次条に定める記録を作成する。

(取扱状況の確認)

第9条 本会は、特定個人情報等の取扱状況を確認するため、「個人番号受取記録簿」(様式1及び1-2)及び「特定個人情報等の使用状況記録簿」(様式2及び2-2)を作成し記録する。なお、この記録簿には、特定個人情報等は記載しない。

- 2 記録簿は、事務取扱担当者が記録し、事務取扱責任者が確認する。

### 第3章 特定個人情報等の取得、利用等

(個人番号の取得、提供の求め)

第10条 本会は、個人番号関係事務を処理するために必要がある場合に限って、職員等本人及び個人番号収集対象者本人から個人番号の提供を求めることができる。ただし、職員等の家族にあっては職員等から個人番号の提供を求めることができる。

(本人確認措置)

第11条 本会は前条に基づいて個人番号の提供を受けるときは、別途定める「本人確認の手順」(様式3)により、個人番号の提供を受けるものとする。

(通知カード又は個人番号カードの取扱い)

第12条 本会は、職員等及び個人番号収集対象者の通知カード又は個人番号カードを保管してはならない。

(提供を求める時期)

第13条 個人番号を求める時期は、個人番号関係事務が発生したときとする。ただし、個人番号関係事務が発生することが明らかなきときは、事前に個人番号を求めることができる。

(収集制限)

第14条 本会は、番号法に基づき許される場合を除き、他人の特定個人情報を収集し、又は、保管してはならない。

(利用目的を超えた利用の禁止)

第15条 本会は、個人番号関係事務を処理するために必要な場合に、第5条に定める範囲で予め通知する利用目的の範囲で個人番号を利用するものとする。なお、本人の同意があったとしても、第5条に定める事務の範囲を超えて個人番号を利用してはならない。

- 2 前項にかかわらず、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、本会が保有している個人番号を利用することができる。

(利用目的の変更)

第16条 本会は、前条第1項の予め通知する利用目的を変更する場合、本人の同意を得なければならない。

- 2 本会は、利用目的を変更した場合、変更された利用目的について、本人に通知する。

(特定個人情報ファイル作成の制限)

第17条 本会は、個人番号関係事務を処理するために必要な場合に限り、特定個人情報ファイル(個人番号を含む個人情報データベース)を作成することができる。

## 第4章 特定個人情報等の提供、保管、管理、廃棄等

### (特定個人情報等の提供)

第18条 本会は、法令で認められた場合を除き、特定個人情報を提供しない。

### (保管期間)

第19条 本会は、個人番号関係事務を処理するため必要な期間に限り、特定個人情報を保管する。ただし、所管法令等によって一定期間保存が義務付けられている場合、当該期間保管する。

### (廃棄)

第20条 本会は、前条に定める保管期間が経過した場合、第28条に定める方法により特定個人情報等をできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければならない。

## 第5章 委託の取扱い

### (委託の取り扱い)

第21条 本会は、個人情報関係事務は外部に委託しないものとする。ただし、やむをえず事務の全部又は一部を外部に委託する場合は、理事会の議決を得なければならない。その場合は、委託先において特定個人情報等の安全管理措置が適切に講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

2 前項の監督を行うため、次の措置を講じる。

(1) 委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結

(2) 委託先における特定個人情報の取扱状況の把握

3 前項第1号に定める契約は、その内容に、秘密保持義務、特定個人情報の持出し禁止、特定個人情報の目的外利用の禁止、再委託における条件（再々委託について最初の委託先の許諾を要することを含む。）、漏えい事故等が発生した場合の委託先の責任、委託契約終了後の特定個人情報等の返却又は廃棄、従事者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況について報告を求める規程等を盛り込まなければならない。

## 第6章 安全管理措置

### 第1部 組織的安全管理措置

#### (情報漏えい等事案に対応する体制の措置)

第22条 すべての職員等が情報の漏えいの発生又は兆候を把握した場合またはその可能性が高いと判断した場合は、速やかに事務取扱責任者に報告し、事務取扱責任者は二次被害の防止、類似案件の発生防止等の観点から速やかに以下の対策を講じるものとする。

(1) 事実関係の調査及び原因の究明

(2) 影響を受ける可能性のある本人への連絡

(3) 再発防止策の検討及び決定

(4) 事実関係及び再発防止策等の公表

(5) 理事会への報告

#### (取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し)

第23条 本会は、特定個人情報等の取扱状況を把握し、安全管理措置の評価、見直し及び改善のために特定個人情報等の取扱状況について、必要に応じて点検を行うものとする。

### 第2部 人的安全管理措置

#### (職員等の教育・監督)

第24条 本会では、特定個人情報等が適正に取り扱われるよう、職員等に対し必要かつ適切な教育及び監督を行うものとする。

#### (秘密保持)

第25条 本会は、特定個人情報等を秘密として保持し、本規程第18条に基づく場合、及び第21条に基づき第三者に委託する場合を除き、第三者に提供、開示等をしないものとする。

2 本会は、特定個人情報等に関する秘密を保持するため、職員等に対し、秘密保持に関する事項を周知徹底するものとする。

### 第3部 物理的安全管理措置

(盗難及び紛失等の防止)

第26条 特定個人情報等を取扱う機器、書類及び電子媒体等の盗難又は紛失等を防止するため、以下の措置を講じる。

(1) 特定個人情報等を取り扱う機器は、盗難防止用のセキュリテイワイヤーにより固定する。

(2) 特定個人情報等を含む書類及び電子媒体等は、施錠できるキャビネット・書庫等に保管する。

2 特定個人情報ファイルは、パスワードを付与する等の保護措置を講じたうえでこれを保管する。

(持ち出す場合の漏えい等の防止)

第27条 特定個人情報等が記録された書類又は電子媒体等を持ち出す場合は、以下のような措置を実施しなければならない。

(1) 特定個人情報等が記録された書類は、外部から容易に閲覧できないよう封筒に入れる。

(2) 特定個人情報等が記録された電子媒体は、データの暗号化、パスワードによる保護等を行う。

(3) 特定個人情報等が記録された書類を郵送等により発送するときは、簡易書留等の追跡可能な移送手段を利用する。

(4) 持ち出す場合は、「特定個人情報等持ち出し記録簿」(様式4)を作成し、記録する。

(特定個人情報等の削除、廃棄)

第28条 本会は、特定個人情報等を廃棄又は削除する場合は、焼却・熔解及び物理的な破壊等により復元不可能な手段により行い、廃棄又は削除した記録を保存するものとする。

2 本会は、前項の廃棄又は削除を第三者に委託する場合は、委託先が廃棄又は削除したことについて、証明書等により確認する。

### 第4部 技術的安全管理措置

(アクセス制御)

第29条 本会は、特定個人情報等を取り扱う情報システム及び機器へのアクセスは、事務取扱責任者及び事務取扱担当者に限定する。

2 事務取扱責任者及び事務取扱担当者の識別方法として、ユーザーID、パスワードによる識別と認証を行う。

(情報漏えい等の防止)

第30条 本会は、特定個人情報等をインターネット等により外部に送信する場合は、データの暗号化又はパスワードにより保護等を行う。

2 本会は、特定個人情報等のファックスによる送信は行わない。

### 第7章 その他

(禁止事項)

第31条 本会は、すべての職員等に対し、特定個人情報等について、以下の各号に掲げる事項を禁止する。

(1) 当初の収集目的以外で特定個人情報等を利用すること。

(2) 不正な手段により特定個人情報等を収集すること。

(3) 業務上の必要なく特定個人情報等を記録すること。

(規程の変更等)

第32条 この規程の改正は、理事会の議決を経て行う。

#### 附 則

1 この規程は、平成27年11月25日より施行する。

2 令和2年3月3日 一部改正

(様式1) (第9条関係)

個人番号受取記録簿 (本会職員)

公益財団法人宮崎県スポーツ協会

氏名	区分	受取日・確認者	確認書類	届出書類の廃棄日	備考
	・本人 ・配偶者 ・他扶養	年 月 日 確認者	・個人番号カード ・通知カード	年 月 日 (処理方法)	
	・本人 ・配偶者 ・他扶養	年 月 日 確認者	・個人番号カード ・通知カード	年 月 日 (処理方法)	
	・本人 ・配偶者 ・他扶養	年 月 日 確認者	・個人番号カード ・通知カード	年 月 日 (処理方法)	
	・本人 ・配偶者 ・他扶養	年 月 日 確認者	・個人番号カード ・通知カード	年 月 日 (処理方法)	
	・本人 ・配偶者 ・他扶養	年 月 日 確認者	・個人番号カード ・通知カード	年 月 日 (処理方法)	
	・本人 ・配偶者 ・他扶養	年 月 日 確認者	・個人番号カード ・通知カード	年 月 日 (処理方法)	
	・本人 ・配偶者 ・他扶養	年 月 日 確認者	・個人番号カード ・通知カード	年 月 日 (処理方法)	
	・本人 ・配偶者 ・他扶養	年 月 日 確認者	・個人番号カード ・通知カード	年 月 日 (処理方法)	
	・本人 ・配偶者 ・他扶養	年 月 日 確認者	・個人番号カード ・通知カード	年 月 日 (処理方法)	

(様式1-2) (第9条関係)

個人番号受取記録簿 (本会職員以外)

公益財団法人宮崎県スポーツ協会

氏名	区分	受取日・受取方法・ 確認者	確認書類	届出書類の廃棄日	備考
	・本人	年 月 日	・個人番号カード ・通知カード ・ ・	年 月 日	
		受取方法 ・対面・郵送・その他			
		確認者			
	・本人	年 月 日	・個人番号カード ・通知カード ・ ・	年 月 日	
		受取方法 ・対面・郵送・その他			
		確認者			
	・本人	年 月 日	・個人番号カード ・通知カード ・ ・	年 月 日	
		受取方法 ・対面・郵送・その他			
		確認者			
	・本人	年 月 日	・個人番号カード ・通知カード ・ ・	年 月 日	
		受取方法 ・対面・郵送・その他			
		確認者			
	・本人	年 月 日	・個人番号カード ・通知カード ・ ・	年 月 日	
		受取方法 ・対面・郵送・その他			
		確認者			

(様式2) (第9条関係)

特定個人情報等の使用状況記録簿 (本会職員)

公益財団法人宮崎県スポーツ協会

氏名	取扱者	使用 年月日	使用目的 (※作成書類等名等を記載)	提出状況 ※公的機関への 提出状況 年月日	本人への 交付状況 年月日	廃棄 年月日 方法 確認 ⑩	備考

(様式2-2) (第9条関係)

特定個人情報等の使用状況記録簿 (本会職員以外)

公益財団法人宮崎県スポーツ協会

氏名	取扱者	使用 年月日	使用目的 (※作成書類等名等を記載)	提出状況 ※公的機関への 提出状況 年月日	本人への 交付状況 年月日	廃棄 年月日 方法 確認 ⑩	備考

(様式3) (第11条関係)

本人確認方法

公益財団法人宮崎県スポーツ協会

個人番号の提供を受ける場合には、(1) 番号確認 (正しい個人番号であることを確認) と (2) 身元 (実在) 確認 (提供を行う者が正しい持ち主であることの確認) の2つの確認を行うことが必要。

従って、下記 (A)、(B1)、(B2) のいずれかの方法による。

(A) 「個人番号カード」 → 番号確認及び身元 (実在) 確認

(B1) 「通知カード」 → 番号確認

+

顔写真表示のある書類1点 → 身元 (実在) 確認

(運転免許証、旅券、身体障害者手帳等)

(B2) 「通知カード」 → 番号確認

+

顔写真表示のない書類2点 → 身元 (実在) 確認

(住民票の写し、健康保険証、共済組合員証、国民年金手帳等)

注：・対面による確認を原則とする。

・提示を受けた書類 (個人番号カード、身元確認書類等) の写しを保管することは義務付けられていない。

・写しを保管する場合は、安全管理措置を適切に行うこと。

【関連条文】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (番号法) 第16条

具体例

①本会職員の場合

身元 (実在) 確認書類の提出は不要

配偶者、扶養家族の個人番号は職員が自宅で確認済みであり「通知カード」の提出は不要。

②本会職員以外

・対面の場合

上記 (A)、(B1)、(B2) のいずれかによる。

・文書による場合

提供を依頼した文書に、通知カード等の写しを貼付して返送する。(依頼した文書に記載した住所及び氏名と貼付されている通知カード等の写しの住所・氏名が同一であることにより身元 (実在) 確認を行う。)



# 公益財団法人宮崎県スポーツ協会倫理規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎県スポーツ協会（以下「本会」という。）の組織運営や宮崎県民スポーツの推進等に関わる全ての関係者が、スポーツの意義と価値に立ち返り、本会が果たすべき社会的使命と役割を自覚するとともに、「公益財団法人宮崎県スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」を十分に理解、実践することにより、本会の目的、事業執行の公正さに対する県民からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって、本会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

## (適用範囲)

第2条 この規程の対象となる者は、評議員、役員、名誉会長等、委員会委員、協議会理事及び職員（以下「役職員等」という。）並びに本会諸制度に基づき登録等を行っている者であり、それぞれの定義は次のとおりとする。

- (1) 評議員とは、定款第13条に規定する評議員をいう。
- (2) 役員とは、定款第27条に規定する理事及び監事をいう。
- (3) 名誉会長等とは、定款第36条に規定する名誉会長、会長、顧問及び参与をいう。
- (4) 委員会委員とは、定款第49条に規定する宮崎県スポーツ少年団の常任委員、定款第53条に規定する宮崎県スポーツ医・科学委員会及び定款第57条に規定する専門委員会の委員長、副委員長及び委員をいう。
- (5) 協議会理事とは、定款第51条に規定する宮崎県スポーツ指導者協議会及び定款第55条に規定する宮崎県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会の会長、副会長及び理事をいう。
- (6) 職員とは、定款第58条に規定する事務局職員をいう。
- (7) 本会諸制度に基づき登録等を行っている者（以下「登録者等」という。）とは、公認スポーツ指導者及びスポーツ少年団登録者並びに本会主催事業の運営に関わる者及び参加者をいう。

## (基本的責務)

第3条 役職員等及び登録者等は、定款第3条に規定する「目的」を達成するため、関係法令、定款、関係規程等を厳格に遵守することはもとより、高邁な倫理観に留意し、社会規範に反することのないよう行動しなければならない。

- 2 役職員等及び登録者等は、「公益財団法人宮崎県スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」を十分に理解し、実践しなければならない。

## (遵守事項)

第4条 役職員等及び登録者等は、各種法令及び本会の定める規程を遵守し、暴力、暴言、各種ハラスメント、人種・思想・信条・性別・性的指向等に関する差別、試合の不正操作、違法賭博、ドーピング、薬物乱用等の行為や、スポーツの健全性及び高潔性を損ねるような社会規範に照らして不適切な行為及び相互尊敬を基調とするスポーツのフェアプレイ精神に反するような行為を行ってはならない。

- 2 役職員等及び登録者等は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
- 3 役職員等及び登録者等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。
- 4 役職員等及び登録者等は、補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準及び補助先、助成先等が指定する経理処理要項等に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や

不正行為を行ってはならない。

- 5 役職員等及び登録者等は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本会の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。
- 6 役職員等及び登録者等は、社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持ってはならない。

(違反による処分等)

第5条 役職員等及び登録者等が、第4条の遵守事項に違反する行為を行ったおそれがあるときは、本会事務局は直ちに調査を開始し、事実確認を行い、倫理・コンプライアンス委員会へ報告し、その結果、当該役職員等及び登録者等に本規程に違反する行為があったと認められる場合は、以下の各号に定める方法により相当の処分をするものとする。

- (1) 評議員及び役員の解任については、倫理・コンプライアンス委員会の意見を聴取したうえ、定款第14条及び第32条に基づき取り扱うものとする。
- (2) 名誉会長等及び委員会委員並びに協議会理事の解任については、倫理・コンプライアンス委員会の意見を聴取したうえ、理事会の決議によるものとする。
- (3) 職員の処分は、本会事務局員規程第8条に基づき取り扱うものとする。ただし、事務局長及び重要な職員については、理事会の決議によるものとする。
- (4) 登録者等については、当該者に適用する規程等を所掌する処分審査会等の決議により相当の処分をするものとし、必要な事項は別に定める。

(規程の変更)

第6条 この規程の改正等は、理事会の決議を経て行う。

(その他)

第7条 本会加盟団体が組織の管理運営に適正を欠いたとき、又は本会の加盟団体として不適当と認められるときの処分については、本会加盟団体規程に定める。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、役職員等及び登録者等の倫理に関し必要な事項は、理事会で審議して、理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。
- 2 令和2年3月3日 一部改正
- 3 この規程は、「公益財団法人宮崎県スポーツ協会役員、職員等倫理規程」（平成25年10月30日施行）をもとに改正し、令和4年11月17日から施行する。
- 4 令和5年6月16日 一部改正
- 5 令和7年3月21日 一部改正

# 公益財団法人宮崎県スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン

平成23年 4月 1日制定  
平成25年10月30日改定  
令和 4年11月17日改定  
令和 8年 3月 5日改定

## < 趣旨 >

スポーツは、人生をより豊かにし、充実したものとするとともに、人間の身体的・精神的な欲求にこたえる世界共通の人類の文化の一つである。心身の両面に影響を与える文化としてのスポーツは、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や個々人の心身の健全な発達に必要な不可欠であり、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことは、極めて大きな意義を有している。

公益財団法人宮崎県スポーツ協会（以下「本会」という。）及び加盟団体は、本県のスポーツの普及振興を図っていくという高い公益性と社会性を兼ね備えた組織団体として、その使命を担っている。

したがって、所属する役・職員はもとより、監督、コーチ、審判員、登録競技者等においては、その社会的な使命や意義を自覚し、常にスポーツの基本であるルール、マナーを守り、フェアプレイの精神に則り行動することが求められる。

しかしながら、近年、加盟団体及び所属関係団体において、反倫理的行為（指導者の競技選手に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメント等の各種ハラスメント、差別及び薬物乱用など）あるいは補助金などの不適切な処理又は横領など、訴訟にも及ぶ法的問題が発生していることは、誠に憂えるべき事態であるとともに、自らの組織団体においても十分な留意が必要である。

このような状況をも十分に考慮し、本会及び加盟団体においては、常に公明正大でかつ健全化を目指した組織体制の整備と健全な組織運営を図っていく必要があり、そのために必要な倫理に関する諸事項をガイドラインとしてまとめたものである。

本会及び加盟団体においては、役・職員、公認スポーツ指導者（監督、コーチを含む）、主催・共催など関連するスポーツ競技会・行事などに携わる審判員をはじめとする運営関係者及び登録競技者等を対象として、倫理や社会規範に関する意識の啓発と問題の発生を未然に防ぐため、次の各事項に照らし、早期に必要な規程の整備を図ることが望まれる。

## I 反倫理的行為に起因する事項

### 1. 身体的・精神的暴力（バイオレンス）行為等について

役・職員をはじめ監督、コーチ等現場指導者に対しては、講習会・研修会を通じ、自己の役割や責任等を指導徹底することが求められる。

(1) 組織の運営又はスポーツを指導する際に意見の相違などが生じた場合は、互いに話し合い、相手の人格を尊重して相互理解に努めること。

特に、監督、コーチ等の指導的立場にある者は、競技者等への指導の際、暴力、パワーハラスメント行為と受け取られるような行いには十分留意すること。

(2) スポーツを行う際又は指導する際に問題解決の手段として、暴力、パワーハラスメント行為（直接的暴力、暴言、脅迫、威圧等）を行うことは、厳に禁ずる。

### 2. 身体的及び精神的セクシュアル・ハラスメント並びに肖像権の配慮について

当該団体の役・職員、監督、コーチ等現場指導者及び登録競技者等に対しては、広報・情報資料を通じて具体的な教育啓発活動を行うとともに、講習会・研修会等においても周知徹底を図っていくこと。

(1) 性的・性差別的言動や表現及び相手が不快に感じるような言動、表現、行為などを行うことは、厳に慎むこと。

(2) 親しみの言動、表現であっても、個人によって受け止め方に違いがあることを認識すること。

(3) 本人に悪意がない場合でも、その言動によって相手が不快に感じた場合は、セクシュアル・ハラスメントになり得ることを認識すること。

(4) 性的言動、表現を受けて不快に感じた場合は、無視せずに相手に対して毅然として「不快であ

る」旨を、はっきりと意思表示すること。

(注意：無視した場合は「受け容れている」と相手に誤解される恐れがある。)

セクシュアル・ハラスメントとは、相手の意に反する性的な言動によって、相手に不利益を与えたり、不快な思いをさせたり、能力の発揮に重大な影響を与えたりすることです。

性的な言動の受け止め方には個人や性別で差があり、親しさを表すつもりの方でも相手に不快感を与える場合があります。勝手な憶測や思い込みをしないようにしましょう。

- (5) 大会(練習等)における動画・画像の撮影・投稿については、原則として競技者は同意したうえで大会に参加することや、主催者が認めた場合でも、撮影・投稿者は他の観客の肖像権やその他著作物(大会パンフレット等)が動画・画像に含まれていないか十分な注意が必要である。

### 3. アンチ・ドーピング及び薬物乱用防止について

監督、コーチ等指導的立場にある者はもとより、登録競技者等に対して、徹底した啓発活動を行っていくこと。

- (1) 競技能力を高めるためにドーピングを行うことは、フェアプレイの精神に反するばかりではなく、競技者の健康を害するものであり、絶対に行わないこと。

国民スポーツ大会のドーピングコントロール検査実施を契機に、本会及び加盟団体においては、これまで以上にアンチ・ドーピングの教育・啓発活動の積極的な展開を図ること。

- (2) 本人にドーピングを行った意識がなくても、摂取した薬品等によっては、ドーピングの禁止薬物等が含まれている場合もあるため、競技者及び指導者は、ドーピングに関する知識を十分に深めること。
- (3) 麻薬や覚醒剤等薬物の使用は、反社会的な行為のみならず、使用した人間の人格をも破壊するものであり、いかなる目的であっても絶対に使用しないこと。
- (4) 大麻等薬物の使用は違法であり、いかなる目的であっても絶対に使用しないこと。

ドーピングとは、競技能力を高めるために薬物などを使用することで、ルールで禁止されています。ルールでは禁止リストに示されている物質の使用や方法がドーピングにあたります。ドーピング検査では、禁止物質が検出されれば制裁が課せられますので、ルールをよく理解しておく必要があります。

薬物乱用とは、医薬品を本来の医療目的から逸脱した用法や用量あるいは目的のもとに使用すること、医療目的でない薬物を不正に使用することをいいます。もともと医療目的の薬物は、治療や検査のために使われるものであり、それを遊びや快感を求めるために使用した場合は、たとえ1回使用しただけでも乱用にあたります。

- ### 4. 役・職員及び監督、コーチ、審判員等の指導的立場にある者並びに競技者等の関係の在り方について
- 相手の立場を尊重するとともに、自分の置かれている立場を自覚して責任ある行動に努めることが大切である。

- (1) 役・職員及び監督、コーチ、審判員等の指導的立場にある者並びに競技者等は、上司と部下、先輩と後輩などの上下関係を利用し、あるいは同学年間においても、立場の弱い者に対して、人道的に反する行動や強要をしないこと。
- (2) 役・職員及び監督、コーチ、審判員等の指導的立場にある者は、その立場、役割、権限等の範囲を超えた精神的・身体的暴力行為等をスポーツ競技会・行事などに携わる関係者及び競技者等に与えないこと。
- (3) プライバシー(個人的人権)の問題については、役・職員及び監督、コーチ、審判員等指導的立場にある者及び競技者等がそれぞれ十分配慮すること。

## II 不適切な経理処理に起因する事項

### 1. 経理処理について

本会及び加盟団体は、公的な組織であることを認識し、公益法人や加盟団体会計基準に基づく経理処

理基準を作成し、その基準及び各団体の経理規程に則り正しい経理をするとともに、内部牽制組織及び監事並びに外部監査人による監査体制を確立しておくこと。

- (1) 補助金などの取り扱いについては、補助先・助成先のその補助・助成の目的及び経理要項等を遵守の上、適正な経理処理を行い、決して他の目的に流用などをしないこと。
- (2) 経理処理については、不法又は不正行為・不祥事等を未然に防ぐため、内部牽制を組織化し、少数の担当役・職員に任せきりにしないこと。同時に、組織内部における定期又は不定期のチェック及び公認会計士などによる外部監査を受けるようにすること。
- (3) 業者等との契約の際には、利益相反になることを避けるとともに、契約書に暴力団排除事項を記載し、暴力団等反社会的勢力でないことを表明・確約させること。

予算の執行にあたっては、公費であることを十分に認識し、県民から批判や疑惑を招くことのないよう関係法令・要綱などに則り、厳正に行うとともに、経費の支出が適切に処理されているか十分に点検を行う。

## 2. 不正行為について

本会及び加盟団体は、次に示すような行為は、厳に禁じるよう、罰則も含めて規定化すること。

- (1) 組織内・外の金銭の横領など
- (2) 不適切な報酬、手当、手数料、接待、供応等の直接又は間接的な強要、受領若しくは提供
- (3) 組織内・外における施設、用器具等の購入などに関わる贈収賄行為
- (4) 組織内・外における不適切な指導又は監査

## III 各種大会における代表競技選手・役員の選考などに関する事項

本会及び加盟団体は、各種大会の代表競技選手などの選考にあたっては、選考基準を明確に定め、選考結果に疑惑を抱かせることのないよう公平かつ透明性のある選考を行うこと。

また、選考結果に対して質問や抗議等があった場合は、速やかに対応するとともに、相手に理解されるよう明快な説明に努めるなど、適切に処理するものとする。

## IV その他、一般社会人としての社会規範に関する事項

本ガイドラインに示す対象者は、特に、競技会等スポーツ活動に関わる時以外の日常生活においても社会規範としての慣習、道徳、法律を強く意識・励行し、社会秩序の維持に努めるものとする。

- (1) 児童・生徒、保護者など観戦者のフェアな応援が選手に大きな勇気を与える。選手が全力でプレーできるような雰囲気づくり重要で、選手を傷つけるような応援は絶対に行わないこと。
- (2) 選手及び競技運営に関わる者（審判員・補助員等）に対する誹謗中傷等の言動や行為は厳に慎むこと。
- (3) 飲酒については節度を保ち、決して飲酒がらみの問題行動（暴言、暴力、セクハラ等）や飲酒の強要などの迷惑行為を行わないこと。
- (4) 未成年者の喫煙・飲酒は法的に禁止されており、スポーツ選手の身体に悪影響を与えるので行わないこと。
- (5) 本会及び加盟団体は、違法賭博や暴力団等反社会的勢力との交際等を、厳に禁じるよう、罰則も含めて規定化すること。

## V ガイドラインに基づく基本的な整備事項等

本会加盟団体は、本「ガイドライン」に基づき、以下の事項について整備を図るものとする。

- (1) 本会倫理規程を参照のうえ、加盟団体における倫理に関する規程の作成や改定等の整備を図ること。
- (2) 加盟団体は、不祥事が発生した場合は、当該団体が定める倫理規程等に基づき、迅速かつ適切な処理を行うとともに、その内容と経過等について、本会に速やかに報告を行うこと。

# 公益財団法人宮崎県スポーツ協会補助金等適正使用ガイドライン

令和4年11月17日制定

## <趣旨>

公益財団法人宮崎県スポーツ協会（以下、「本会」という。）では、宮崎県補助金、国庫補助・助成金や寄付金等（以下、「補助金等」という。）を原資に、本会加盟団体と連携・協力して諸事業を実施している。補助金等は公的資金であるため、その使用に当たっては、厳格な運営管理のもと、高い公正性と透明性を維持し、適正に使用しなければならないことから、本会及び本会加盟団体等が順守すべき事項として、以下のガイドラインを定める。

## I 責任体系の明確化に関する事項

1. 補助金等を執行・管理する最高管理責任者、最高管理責任者を補佐し、補助金等の運営・管理を統括する実質的な責任・権限を持つ出納責任者及び会計担当者を規程等に定める。
2. 原則、団体の長が、最高管理責任者の任に当たる。また、出納責任者が責任を持って補助金等を執行・管理できるよう、最高管理責任者は適切に指導する。

## II 運営管理の基盤となる環境の整備に関する事項

1. ルールの明確化・統一化
  - (1) 事務局内の経理処理手続きに関し、明確なルールを定めること。
  - (2) 担当役職員等は、統一したルールの解釈のもと、適切に効率よく事務処理手続きを進める体制を構築する。
2. 職務権限の明確化
  - (1) 事務処理に関する担当役職員等の権限と責任を明確にし、適切な手続きをもって処理する。
3. 関係者の意識向上
  - (1) 補助金等の原資は、県民の税金等による公的資金であり、厳格な運営管理が必要であるという原則と、その精神を担当役職員等に浸透させる。
  - (2) 担当役職員等の行動規範を策定する等、団体としての取組みの指針を明示し、過去の慣習にとらわれずに行動する。
  - (3) 関連法令、会計制度等の広範な知識に関する研修を行う等、特に事務局職員の専門性を高める施策を講じる。また、必要に応じ、特定の高い専門性を有する事務局職員を採用する。
4. 調査及び懲戒に関する規程の整備と運用の透明化
  - (1) 不適切な行為に係る調査の手続き等を明確にした規程等を定め、運用に当たっては公正かつ透明性の高い仕組みを講じる。
  - (2) 懲戒の種類及びその適用に必要な手続き等を明確に示した規程等を定め、公正かつ透明性をもって運用にあたる。

### Ⅲ 不適切な行為の発生要因の把握と不適切行為防止計画の策定・実施に関する事項

#### 1. 不適切行為発生要因の把握と防止計画の策定

(1) 経理的側面だけではなく、業務の有効性、効率性といった側面についても、不適切な行為を発生させる危険性、要因がどの様に潜在化するのか組織全体の状況を体系的に整理し、具体的な防止計画を策定する。

#### 2. 防止計画の実施

(1) 最高管理責任者が率先して対応することを内外に表明するとともに、担当役員等に周知徹底し、防止計画の進歩管理に努める。

(2) 最高管理責任者は、不適切行為を防止するため、担当役職員等への継続的な研修をおこなって、防止計画の実践に努める。

### Ⅳ 補助金等の適切な運営・管理活動に関する事項

1. 補助金等が交付されるまでの間、組織内での立替払い制度等の代替策を講じる。

2. 予算執行を適切かつ効率的に管理するとともに、担当役職員等当事者以外によるチェックが有効的に機能する財務会計システムを構築する。

3. 支出財源を特定し、予算執行、事業計画の遂行状況を確認するとともに、問題のある場合は、改善策を講じる。

4. 特定業者との緊密な関係による不適切な取引や利益相反取引など、癒着を防止する対策を講じる。

5. 不適切な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を定める。

6. ルールと運用実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できているか、常に見直す。

### Ⅴ 情報の伝達を確保する体制の確立に関する事項

1. 不適切な行為に係る情報が、最高管理責任者に適切に伝わる体制を構築する。

2. 事務局職員等が事務局等の定めている行動規範や補助金等の事務局等内での事務処理手続きに関するルールを、どの程度理解しているか最高管理責任者は確認する。

3. 補助金等の不適切行為防止への取組みに関する事務局内での方針を外部に公表する等努める。

### Ⅵ モニタリングの在り方に関する事項

1. 統括管理責任者と監事及び会計監査人との連携を強化する。

2. 監事及び会計監査人は、会計処理が社会通念上の理解に則し、透明性が確保され、一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して行われるよう指導する。

3. 最高管理責任者は、社会通念上、理解されない不適切な会計処理が行われている形跡がみられる等、体制整備等の問題が解消されないと判断する場合は必要に応じ外部の有識者等による調査を実施し、検証を進め再発の防止に努める。

## 「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」設置規程

### (総 則)

第1条 この規程は、「公益財団法人宮崎県スポーツ協会（以下「本会」という。）及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」が提起する、スポーツにおける暴力行為等に関する相談及び問い合わせ（以下「相談等」という。）に対応する体制を整備するため「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」（以下「相談窓口」という。）に関することを定める。

### (体 制)

第2条 相談窓口は本会倫理・コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）の下に置き、その事務は本会事務局が所掌する。

### (相談内容の範囲)

第3条 相談窓口は、「倫理に関するガイドライン」に掲げる次の相談等に対応することができる。

- (1) 身体的・精神的暴力行為等に関する事案。
- (2) 身体的・精神的セクシュアル・ハラスメントに関する事案。
- (3) ドーピング防止及び薬物乱用に関する事案。
- (4) 不適切な経理処理及び不正行為に関する事案。
- (5) 代表選手及び役員を選考に関する事案。
- (6) その他、法令違反行為に関する事案。

2 相談窓口では、前項の（1）から（6）以外の事案については対応しないものとする。

### (相談等の方法)

第4条 相談窓口の利用方法は、電話、電子メール、ファクシミリ、書面及び面会のいずれも可能とする。

2 前項の利用方法は、本会ホームページや機関誌「宮崎スポ協」等に掲載し、その周知徹底を図るものとする。

### (手続き)

第5条 相談窓口は、匿名の場合を除き、相談者に対し相談等を受けた旨、速やかに通知するとともに、相談等の内容を確認する。

2 事案の相談等を受けた場合、相談窓口は速やかに本会専務理事、事務局長、当該加盟団体等に報告し、事実の確認を行う。

3 報告を受けた本会専務理事、事務局長、担当部署及び当該加盟団体等は、相談等に関する事実の確認にあたり、適切な対応について連携協力をするものとする。

4 相談担当窓口は、事案及びその確認並びに対応結果について、委員会委員長（以下「委員長」という。）に報告する。

5 委員長は、事案の内容に応じて、委員会を開催し対応するものとする。

6 委員長は、審議の内容を理事長に具申するものとする。

7 委員長は、相談窓口を通して、紛争状態にある相談等については、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構及び独立行政法人日本スポーツ振興センター等への相談及び問い合わせを相談者に提案するものとする。

### (情報の保護)

第6条 相談等に対応する役職員並びに委員会委員は、正当な理由なく、相談等の内容を開示してはならない。

### (対応者の責務)

第7条 相談等を受けた役職員は、法令及び本会諸規程に基づき、誠実に対応するように努めなければならない。

### (補 則)

第8条 その他相談窓口について必要な事項は、委員会で定める。

### 附 則

1 この規程は、平成25年10月30日から施行する。

2 令和3年4月 1日 一部改正

3 令和7年3月21日 一部改正

4 令和8年3月 5日 一部改正

## 公益財団法人宮崎県スポーツ協会スポーツ仲裁に関する規程

公益財団法人宮崎県スポーツ協会が主催する競技会またはその運営に関して行った決定に対する不服申立は、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従ってなされるスポーツ仲裁により解決されるものとする。

### 附 則

- 1 この規程は、平成24年6月27日から施行する。
- 2 令和2年4月1日から施行する。

# 加盟団体の処分に関する基準

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この基準は、公益財団法人宮崎県スポーツ協会（以下「本会」という。）加盟団体規程第 7 条により、加盟団体に対する処分に関する手続き及び内容について定める。

### (適用範囲)

第 2 条 この基準は、本会加盟団体に対して適用する。

## 第 2 章 処分の手続き

### (処分の手続きにおける協力義務・報告義務)

第 3 条 加盟団体は、本会諸制度に基づき登録等を行っている者に対し処分を科すことが想定される事案を独自に把握した場合には、速やかに本会にその概要等について報告しなければならない。

2 本会が倫理規程等に則り調査等が必要と判断し、加盟団体に協力を依頼した場合には、当該加盟団体は調査等に協力しなければならない。

### (処分の手続き)

第 4 条 対象となる事案に係る処分の手続きについては、次のとおりとする。

- (1) 事案が判明した時点において、事務局により、当該団体に対し事実確認を行い、倫理・コンプライアンス委員会へ報告する。
- (2) 倫理・コンプライアンス委員会は、事務局からの報告内容について審議し、処分案を理事会へ上程する。
- (3) 処分案の内、注意、勧告及び資格停止は理事会で決定することとし、退会については理事会での決議の後、評議員会へ上程する。
- (4) 倫理・コンプライアンス委員会での審議過程においては、原則として、処分案を当該団体に提示し、弁明の機会を設けることとする。ただし、提示した処分案に対し当該団体の同意がある場合、または当該団体が弁明の機会を拒否もしくは無断欠席した場合はこの限りではない。

## 第 3 章 処分の種類及び内容、決定

### (処分の種類及び内容)

第 5 条 処分の種類及び内容は、次のとおりとする。

#### (1) 注意

口頭または書面により、是非・改善を求める。

#### (2) 勧告

書面により、是非・改善を求める。

#### (3) 資格停止

書面での通知を以って、一定期間、本加盟団体規程に定める加盟団体としての権利・権限等を停止する。なお、資格停止の具体的な内容は、以下のとおりとする。

<事業>

- a. 本会各種事業への参画
- b. 本会名義の使用（主催、共催、後援等）

<役員・評議員>

- c. 理事候補者及び評議員候補者の推薦
- d. 当該団体推薦役員・評議員の理事会・評議員会への出席

<推薦>

- e. 当該団体に関して、本会から他団体・機関等への各種推薦

<契約>

- f. 当該団体と締結する各種契約（事業委託契約等）

(4) 退会

書面での通知を以って、当該団体を本会から退会させる。

2 処分後、当該団体における是非・改善状況を見極めた上で、処分の種類及び内容を協議、決定する。

(処分の決定)

第6条 前条第1項に定める処分は、前条の手続きを経て以下のとおり決定する。

- (1) 注意及び勧告は、理事会出席理事の過半数の同意により決定
- (2) 資格停止は、総理事の過半数の同意により決定
- (3) 退会は、総理事及び総評議員の過半数の同意により決定

### 第3章 不服申立

(不服申立)

第7条 本会の決定した処分に不服があるときは、本会及び当該団体は、本会スポーツ仲裁に関する規程に基づく仲裁により解決する。その際、当該団体は、本会による処分決定の日から30日以内に本会にこの仲裁を申立てるものとする。

### 第4章 その他

(その他)

第8条 処分の対象となる事案が一定期間を経て判明した場合、事案が発生した時点から起算して、この基準を適用することができる。

2 この基準に定める事項以外については、別途倫理・コンプライアンス委員会で協議の上、理事会及び評議員会において決定する。

(基準の変更)

第9条 この基準の改正等は、理事会及び評議員会の決議を経て行う。

#### 附則

- 1 本基準は、令和4年11月24日から施行する。
- 2 令和5年3月22日 一部改正

# 公益財団法人宮崎県スポーツ協会後援等規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎県スポーツ協会（以下「本会」という。）が行う共催、後援、協力等（以下「後援等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (承認基準等)

第2条 本会が行う後援等は、定款第3条の目的に合致していると認められる場合に行うものとし、次に該当する場合は後援等を行わない。

- (1) 定款の目的に合致しないと認められるもの
- (2) 営利を目的とするもの。ただし、入場料、参加料等を徴収している場合、その料金等が事業目的、内容から判断して適正と認められる場合はこの限りでない。
- (3) 金品の寄付、援助、事業の参加等を強要するもの又はその外形から判断して強要していると参加者に誤解を与えるおそれのあるもの
- (4) 特定の思想、信条の普及、宣伝を目的とすると認められるもの
- (5) 政治的又は思想的に世論が大きく分かれる内容であると認められるもの
- (6) 特定の地域、特定の団体等一部の者を対象とするもの
- (7) 行事の実施に当たり運営上の問題があるもの
- (8) 後援等の際し本会に経費の負担を求めるもの
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は第6号に規定する暴力団員若しくはこれら暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者の利益になると認められるもの
- (10) その他、特に後援等を行うことが適当でないと認められるもの

2 後援等を行う行事の主催者は、次のとおりとする。

- (1) 国、地方公共団体及びこれに準ずる公共的団体
- (2) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人。ただし、実質的に活動を休止しているもの及び本会から改善等の指導を受けているものを除く。
- (3) 体育・スポーツの振興に寄与すると認められる活動を継続的に行っている団体
- (4) 国又は地方公共団体が構成員となっている実行委員会等
- (5) 過去に国又は他の都道府県教育委員会、公益財団法人日本スポーツ協会又は他の都道府県体育・スポーツ協会の後援を受けた実績のある行事と同一の行事を県内で行うために結成された団体
- (6) 体育・スポーツを目的とする行事の本県開催の趣旨に賛同した者により構成された団体で、当該行事の開催以外の活動を行わないもの
- (7) その他、理事長が適当と認めるもの

## (申請)

第3条 本会に後援等の申請を行う場合は、次の事項を記載した申請書（様式1）を、理事長に提出しなければならない。

- (1) 行事に関する事項
  - ア 行事の名称、趣旨・目的及び内容
  - イ 行事対象者の範囲及び人数
  - ウ 実施日時及び場所

エ 入場料、参加料等の行事対象者負担金の有無及び金額

(2) 主催者に関する事項

ア 主催者の名称

イ 主催者を代表する者の氏名、住所及び役職名

ウ 組織構成及び構成員数

エ 年間の主な活動

オ 共催者がある場合は共催者の名称

(3) 他の後援者等の名称

(4) 後援等を必要とする理由

(5) 過去における後援等の状況

(6) 申請事務取扱者の氏名、住所、電話番号等の連絡先

2 前項のほか必要がある場合は、行事の内容等に係る資料を求めるものとする。

(後援名義)

第4条 後援等の名義は、「公益財団法人宮崎県スポーツ協会」とする。

(承認)

第5条 理事長は、申請内容を審査し、承認又は不承認の旨を申請者に回答する。

2 理事長は、承認する場合には、必要に応じて条件を付することができる。

(報告)

第6条 理事長は、必要があると認めるときは、後援等を行った行事の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 主催者は、行事が終了した場合は、その結果を行事実施報告書(様式2)により、理事長に報告しなければならない。

(取消)

第7条 理事長は、後援等を行った行事の内容、実施状況等が申請内容と異なり若しくは承認の条件に違反する場合は、主催者に対し是正を求め又は後援等の承認を取消すものとする。

(規程の変更)

第8条 この規程の改正等は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、本会の後援等に関し必要な事項は、理事会で審議して、理事長が定める。

附 則

1 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会の設立の登記の日から施行する。

2 平成30年6月 5日 一部改正

3 令和 2年3月 3日 一部改正

4 令和 7年3月21日 一部改正

申 請 書

公益財団法人宮崎県スポーツ協会理事長 殿

申請者 住所  
名称  
代表者名 印

このたび、下記のとおり行事を実施することになりました。  
つきましては、貴協会の \_\_\_\_\_ をいただきたいので、必要な資料を添えて申請します。

記

1	行事の名称		
2	主 催 者	名 称	
		組 織 構 成	
		構 成 員 数	
		年間の主な活動	
3	共 催 者 名		
4	他の後援者名(予定含む)		
5	実 施 日 時		
6	実 施 場 所		
7	行事の趣旨・目的		
8	行 事 の 内 容		
9	対象者の範囲及び人数		
10	入 場 料		
11	参 加 料		
12	申 請 理 由		
13	過去の後援等の状況		
14	事務取扱者	住所 氏名 電話番号	F A X 番 号

\*申請の対象となる行事の内容が詳しくわかる企画書(大会要項)、パンフレット又はプログラム等の案及び予算書を添付すること。

行 事 実 施 報 告 書

公益財団法人宮崎県スポーツ協会会理事長 殿

住 所  
名 称  
代表者名

印

このたび、下記のとおり行事を実施しましたので報告します。

記

1	行 事 の 名 称	
2	主 催 者	
3	共 催 者 名	
4	他の後援者名	
5	実 施 日 時	
6	実 施 場 所	
7	参 加 者 数	
8	入 場 料	
9	参 加 料	
10	実 施 概 要	

\* 公益財団法人宮崎県スポーツ協会の後援等名義を記載したパンフレット又はプログラム等を添付すること。

# 公益財団法人宮崎県スポーツ協会事務局規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第58条第5項の規定に基づき、本会の事務局に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (組織及び事務分掌)

第2条 事務局に総務部、事業部、競技力向上部及びジュニア育成部を置く。

2 総務部は、次の業務を行う。

- (1) 管理運営に関すること。
- (2) 定款及び諸規程に関すること。
- (3) 評議員会及び理事会に関すること。
- (4) 登記、許認可及び諸届に関すること。
- (5) 予算及び決算に関すること。
- (6) 収入及び支出に関すること。
- (7) 基本財産及び資産の管理運用に関すること。
- (8) 収益事業（賛助会員を含む。）に関すること。
- (9) 契約に関すること。
- (10) 施設及び物品の管理に関すること。
- (11) 職員の人事、服務、給与、旅費及び福利厚生に関すること。
- (12) 文書の取り扱いに関すること。
- (13) 個人情報の保護及び情報公開に関すること。
- (14) 公印の管守に関すること。
- (15) 総務委員会及び財務委員会に関すること。
- (16) その他、他の部に属さないこと。

3 事業部は、次の業務を行う。

- (1) スポーツ指導者養成事業に関すること。
- (2) みやざき県民総合スポーツ祭に関すること。
- (3) 地域スポーツ振興事業に関すること。
- (4) スポーツ医・科学事業に関すること。
- (5) スポーツ顕彰事業に関すること。
- (6) スポーツ少年団事業に関すること。
- (7) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (8) 加盟団体に関すること。
- (9) 倫理・コンプライアンスに関すること。
- (10) 普及・表彰委員会に関すること。
- (11) その他、競技力向上部及びジュニア育成部に属さない事業に関すること。

4 競技力向上部は、次の業務を行う。

- (1) 競技力向上対策事業に関すること。
- (2) 国民スポーツ大会派遣及び関連事業に関すること。
- (3) 企画・強化・育成委員会に関すること。

5 ジュニア育成部は、次の事業を行う。

- (1) 宮崎ワールドアスリートプロジェクト事業に関すること
- (2) ジュニア育成に関すること

## (職員)

第3条 事務局に事務局長を置き、事務局次長及び競技力向上対策監並びに各部長及びその他の職員を

置くことができる。

(職務等)

第4条 事務局職員の職務及び任免は、次表のとおりとする。

職 員	職 務	任 免
事務局長	事務局を統括し、事務局職員を指揮、監督する。	理事会の承認を得て、理事長が任免する。
事務局次長	事務局長を補佐し、事務局の事務を掌理する。	理事長が任免する。
部長	部の事務を掌理する。	
副部長	部長を補佐し、部の事務を掌理する。	
その他の職員	担当の事務を掌理する。	

(専決)

第5条 事務局長は、別表1の事務を専決することができる。ただし、別表1に定める事務が、特に重要、異例又は又は紛議を生ずるおそれがあると認められる場合は、専決することができない。

(職務の代行)

第6条 次表の左欄に掲げる者が事故ある時または欠けたときは、右欄に掲げる者が、その職務を代行する。

専務理事	事務局長
事務局長	事務局次長
事務局次長	各部長

(休暇及び勤務時間)

第7条 事務局職員の休暇及び勤務時間は、宮崎県教育委員会事務局職員の例による。

(服務及び分限)

第8条 事務局職員の服務及び分限は、宮崎県教育委員会事務局職員の例による。

(表彰)

第9条 事務局職員の勤務成績が良好で、本会に特に功績のあった場合は、表彰することができる。

(給与等)

第10条 事務局職員の給与等は、宮崎県教育委員会事務局職員に準じて別に定める。

(旅費)

第11条 事務局職員が、本会の用務のため旅行する場合の旅費は、特に定める場合を除き、公益財団法人宮崎県スポーツ協会旅費規程により計算した額を支給する。

(福利厚生)

第12条 事務局職員の福利厚生は、宮崎県教育委員会事務局職員に準じて別に定める。

第13条 公益法人等への職員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）及び公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年宮崎県条例第49号）（以下「派遣条例等」という。）に基づく派遣職員の第4条から前条までの事項については、派遣条例等及び派遣職員に関する協定書の定めるところによる。

(文書取扱)

- 第14条 文書は、別表2に基づき分類、整理し、保管しなければならない。
- 2 別表2の保存期間は、決算に関する定時評議員会終結の日から起算する。
  - 3 文書の処分は、事務局長の指示又は承認を得て行なわなければならない。

(規程の変更)

第15条 この規程の改正等は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第16条 この規程に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は理事会で審議して、理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会の設立の登記の日から施行する。
- 2 平成25年 3月22日 一部改正
- 3 平成26年 3月 7日 一部改正
- 4 平成27年11月25日 一部改正
- 5 令和 2年 3月 3日 一部改正
- 6 令和 5年 6月16日 一部改正
- 7 令和 7年 3月21日 一部改正
- 8 令和 8年 4月 1日 一部改正

別表1 事務局長の専決事項

1	事業計画及び予算の執行、管理に関すること。
2	会計処理に関すること。
3	軽易な許可、承認、届出、報告、通知等に関すること。
4	事務局長以外の事務局職員の給与及び服務に関すること。
5	事務局長以外の事務局職員の県内の旅行命令及び時間外勤務命令に関すること。
6	事務局職員の研修及び福利厚生に関すること。
7	1件300万円未満の契約、業務の委託又は受託及び予算執行に関すること。
8	事務局内の情報管理、安全衛生及び危機管理に関すること。
9	1件100万円未満の収入及び寄附物件の受入れに関すること。

別表2 文書保管区分

永年	1 定款、規程等に関する文書
	2 評議員会、理事会その他重要な会議に関する文書
	3 本会の運営、事業に関する重要な文書
	4 本会の会計に関する重要な文書
	5 役員(理事、監事、評議員)及び職員の任免等に関する文書
	6 役員(理事、監事、評議員)及び職員の名簿
	7 官公庁及び関係機関団体に関する重要な文書
	8 本会及び本県スポーツの重要な記録等
	9 その他、永年保存の必要があるもの

5 年	<input type="checkbox"/> 定款第7条関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>1 事業計画書</li> <li>2 収支予算書</li> <li>3 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類</li> </ul> <input type="checkbox"/> 定款第8条関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>4 事業報告</li> <li>5 事業報告の附属明細書</li> <li>6 貸借対照表</li> <li>7 正味財産増減計算書</li> <li>8 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書</li> <li>9 財産目録</li> <li>10 監査報告</li> <li>11 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類</li> <li>12 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類</li> </ul> <input type="checkbox"/> 上記以外 <ul style="list-style-type: none"> <li>13 官公庁及び関係機関団体に関する比較的重要な文書</li> <li>14 決算の終了した財務会計に関する文書</li> <li>15 服務に関する文書</li> <li>16 その他、5年間保存の必要があるもの</li> </ul>
1 年	上記以外の文書

## 公益財団法人宮崎県スポーツ協会慶弔に関する取扱

### 1 対象者及び慶弔等の取扱

対象者	取 扱		
	対象者が体育功労にかか る叙勲、褒章を受章	対象者が死亡	対象者が3ヶ月以上病 気療養
①本会の役員	祝 電	香典 10,000円 花輪 10,000円 弔電	見舞金 5,000円 又は同等の見舞品
②本会の役員の配偶者		香典 10,000 円、弔電	
③本会の元役員			
④宮崎県スポーツ少年団の 常任委員			
⑤宮崎県スポーツ指導者協 議会の理事			
⑥宮崎県スポーツ医・科学 委員会の理事			
⑦宮崎県総合型地域スポーツ クラブ連絡協議会の役員			
⑧専門委員会等の委員			
⑨加盟団体の会長			
⑩加盟団体の副会長、理事 長、事務局長又はこれに かわる役職の者			
⑪上記の他、理事長が特に必要と認める場合			

\* 本会の役員とは、名誉会長等、評議員、理事、監事をいう。

\* 理事長が特に必要と認める場合とは、事務局職員又は関係機関団体の関係者の慶弔とし、上記の取扱に準じて行う。

### 2 この取扱は、平成24年4月1日から施行する。

令和2年4月 1日 一部改正

令和5年4月 1日 一部改正

令和7年3月21日 一部改正

## 補助金等の執行に関する取扱

### 1 目的

この取扱は、補助金等の適正かつ効果的な執行を図るための基準を定めることを目的とする。

### 2 定義

- (1) 補助金等 宮崎県、公益財団法人日本スポーツ協会等が補助金、助成金等の名目で、本会又は本会の加盟団体等に交付するもの
- (2) 交付規則等 補助金等の交付に関する規則（昭和39年 宮崎県規則第49号）その他の補助金等の交付に関する規程、要項等
- (3) 加盟団体等 本会の加盟団体等、本会が補助金等を交付した団体

### 3 執行の原則

- (1) 加盟団体等は、交付規則等に基づき、公費に準じて適正に執行しなければならない。
- (2) 本会は、加盟団体等の補助金等執行体制が適正でない場合は、補助金等の交付を留保するものとする。  
(注) 補助金等執行体制
  - ① 予算執行のルールが整備され、ルールにそって執行されていること。
  - ② 予算執行のチェック体制が整備（下記ア、イ、ウ、エを行う者を配置している）され、組織的に処理されていること。  
ア 会長等が予算執行を決定する → イ 出納責任者が内容をチェックする  
→ ウ 会計責任者が支出する → エ 監事が、予算執行全般を監査する
  - ③ 情報が公開されていること。
- (3) 加盟団体等は、不適正な執行が判明した場合は、補助金の一部又は全額を返還しなければならない。
- (4) 本会は、補助金等の適正な執行を期するため、必要に応じて、事業遂行状況、補助金等の執行状況について実地調査を行う。

### 4 書類作成等の留意事項

- (1) 提出書類等は、別途指示する場合を除き、「提出資料一覧表」により、別紙様式を参考に作成、提出すること。（証憑書類は、全て原本とする。）
- (2) 提出期限を厳守すること。
- (3) 提出書類の未記入事項が無いように留意すること。特に、補助金等の目的に関する事項又は重要事項（実施内容、参加者数、成績、成果等）は、詳細に記入すること。
- (4) 数値の計算及び数値間又は資料間の整合性に留意すること。（収入額、支出額と合計額、参加者の合計、参加者数と参加者名簿との関係等）
- (5) 複数の収支決算書を作成した場合は、全体を総括する収支決算書を作成すること。
- (6) 補助金等を支出した場合は、領収書を徴すること。
  - ① 宛名は、特に指定された場合を除き、「所属加盟団体名」とすること。
  - ② 交通費、謝金等を受領した場合は、受領した本人が自署または押印すること。本人以外の者が、他の者に替わって記名、押印を行わないこと。なお、航空機利用の場合、個人印だけでなく、領収書（利用者氏名・利用区間・便名・搭乗日が記載されているもの）を添付すること。また、有料道路利用の場合は、領収書または利用証明書を添付すること。
  - ③ 複数の者の旅行チケット等をまとめて購入した場合は、内訳を明記すること。
  - ④ 宿泊費の領収書は、当該宿泊施設が発行した原本とすること。  
宿泊パック料金の場合の領収書は、料金内訳が記載されていること。
  - ⑤ 使用料、賃借料の領収書は、施設管理者が発行するもの又は使用料が明記された使用許可書とすること。
  - ⑥ 保険料の領収書は、保険加入の写又は領収書とすること。
  - ⑦ インターネット上で決済を行うもののうち、支払の相手方が領収書を発行しないものについては、相手方へ支払を行ったことを証する書類をもって領収書とみなす。  
但し、領収書の発行が可能な場合は領収書を徴すること。
- (7) 領収書の1件の額が、5万円以上の場合は法定の収入印紙を貼付させること。
- (8) 領収書がレシートの場合は、購入品名が記載されていること。
- (9) 補助金等関係資料（証憑書類コピー）は、5年間、保管すること。
- (10) 補助金等の出し入れに使用する預貯金口座は、加盟団体等代表者名義とすること。

口座名義が、加盟団体等代表者と異なる場合は、代表者の委任状を提出すること。

## 5 対象経費の計算等

### (1) 交通費

- ① 交通費は、最も経済的な通常の経路、方法により計算すること。
- ② 自家用車を利用した場合は、出発地と目的地間の最短距離 (km端数切捨) に18円を乗じた額とすること。
- ③ 加盟団体等が定めた取扱等がある場合は、その取扱等により計算した額とすること。但し、本会の基準で計算した額を上限とし、超過する場合は補助対象外とする。  
(注) この場合は、加盟団体等が定めた取扱等を提出すること。
- ④ 公共交通機関を利用した場合は、利用区間名 (バス停、駅) を記入すること。
- ⑤ 航空機利用の場合、個人印だけでなく、領収書 (利用者氏名・利用区間・便名・搭乗日が記載されているもの) を添付すること。また、有料道路利用の場合は、領収書または利用証明書を添付すること。

### (2) 宿泊費

- ① 本会が定めた宿泊料金を超過する部分は、補助対象外とする。(原則：税込15,000円以内)
- ② 宿泊税・入湯税については、宿泊料金に含んで支払うことは可能。ただし、宿泊料金が超過する場合は、補助対象外とする。

### (3) 駐車料金

国スポ選手強化練習に必要な駐車場利用料金 (監督・コーチ・役員・成年選手)

### (4) 使用料賃借料

会場使用料、競技器具使用料、バス等借上料

※ 物品の借用は、真に事業に必要なものであること。

### (5) 報償費

講師謝金 (P94参照)

### (6) 食糧費

弁当代等(原則：税込800円以内) ※アドバイザー招へい事業については1,500円以内

### (7) 需用費

競技用・事務用消耗品『原則として、補助金額の5割までとする。単価10万円未満(99,999円以内)』、印刷製本費、現像料、指導者・選手の競技用飲料水、移動に伴う燃料費等とする。

※ 選手強化補助金、アドバイザー招へい事業、ターゲットエイジ強化事業等の種別全体に関する事業の需用費については、補助金額全体の3割を超えないものとする。ただし、ターゲットエイジ特別強化指定確保支援事業に関しては、この限りではない。

※ 競技用消耗品、事務用消耗品は、真に事業に必要なものであること。

### (8) 役務費

通信運搬料、振込手数料、傷害保険料等

### (9) その他

各種補助金の財源が公費であることから、執行時に発生するポイント還元やクーポン券取得については、認めない。

## 6 この取扱は、平成24年4月1日から施行する。

平成27年4月1日 一部改正  
平成31年4月1日 一部改正  
令和2年11月1日 一部改正  
令和3年 4月1日 一部改正  
令和4年 4月1日 一部改正  
令和5年 4月1日 一部改正  
令和6年 4月1日 一部改正  
令和7年 4月1日 一部改正  
令和8年 4月1日 一部改正

令和8年度「対象経費一覧表」

対象経費	対象者	旅費		使用料賃借料		報償費	食糧費	需用費	役務費	領収書の宛名等		
		交通費	宿泊費	駐車料金	会場借上料 バス等借上料 競技用器具使用料						消耗品、現像料 印刷製本 移動に伴う燃料費	通信運搬費 振込手数料 傷害保険料
1 組織強化	(1) 加盟団体組織整備補助金	役員 ※ただし国スが41競技は 役員・選手・指導者も対象	○	○	○	○	○	○	○	加盟団体名		
2 大会関係	(1) みやざき県民総合スポーツ祭補助金	役員、審判員、補助員	○	○		○	○	○	○	競技団体名		
3 普及	(1) 生涯スポーツ普及活動支援事業	役員、講師、審判、補助員	○	○		○	○	○	○	主催団体名		
4 WAP	(1) WAP修了生支援事業	選手	○	○		○	○	○	○	個人名		
5	(1) 国スポ選手強化プロジェクト											
	① 選手強化補助金	選手、監督・コーチ、講師	○	○	○	○	○	○	○	○	競技団体名	
	② トップチーム活用支援	県外チーム (講師、指導者、選手)	○	○	○	○	○	○	○	○	競技団体名	
	③ 強化指定選手支援費	選手、講師	○	○	○	○	○	○	○	○	個人名	
	6	(2) 大学・社会人スポーツ支援プロジェクト	講師、指導者、選手	○	○	○	○	○	○	○	チーム名 対象が個人の場合は個人	
	7	(3) ふるさと選手活動支援プロジェクト	競技団体、ふるさと選手	○	○				○	○	個人名（ふるさと選手） 競技団体名	
	8	(4) 女性アスリート等活動支援プロジェクト										
		① ネクストアスリート強化指定選手支援	選手、指導者	○	○	○	○ ※1			○	○	個人名 ※1 強化指定選手対象
		② スポーツ環境支援	選手、指導者 保育士等、トレーナー	○	○				○	○	○	個人名 ※1 強化指定選手対象
	9	(5) ターゲットエイジ選手確保・強化プロジェクト事業										
① 競技団体強化支援		選手、指導者、講師	○	○	○	○	○	○	○	○	競技団体名	
② ターゲットエイジ特別強化指定選手確保支援		選手	○	○					○		個人名	
10	(6) チームみやざき強化アドバイザー招へい事業	講師	○	○		○	○	○	○			
11	(7) メンタルコーチ等派遣事業	講師	○	○		○	○	○	○	競技団体名		
12	(8) パフォーマンスサポート事業	トレーナー等	○	○						競技団体名		
13	(9) 海外派遣選手等支援費	選手、監督、コーチ	○	○		○	○	○	○	個人名		
14	(10) リハーサル大会補助金	選手、指導者	○	○		○			○	競技団体名 3泊4日以内、1/2補助		



## 加盟団体組織整備補助金交付要項

### 1 目的

定款第4条第1項第2号に基づき、加盟団体の活動及び組織の発展を支援する。

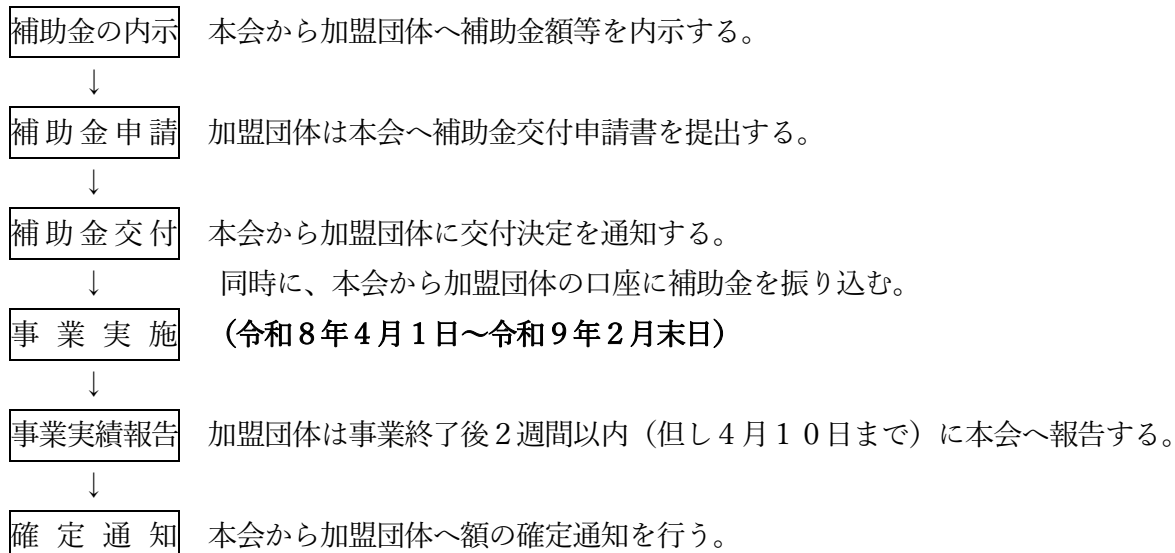
### 2 補助対象

- (1) 国スポ正式競技の41競技団体……全ての加盟団体の役員、指導者、選手、外部監査人
- (2) (1)以外の加盟団体……全ての加盟団体役員、外部監査人

### 3 補助対象経費

対象経費一覧表通りとする。

### 4 事務手続き



5 補助金は、別に定める「補助金等の執行に関する取扱」に基づき適正に執行しなければならない。

6 この要項は、平成29年4月1日から施行する。

令和2年4月1日一部改正

令和6年4月1日一部改正

令和8年4月1日一部改正

## みやざき県民総合スポーツ祭補助金交付要項

### 1 目的

定款第4条第1項第4号に基づき、みやざき県民総合スポーツ祭の運営を支援する。

### 2 補助対象

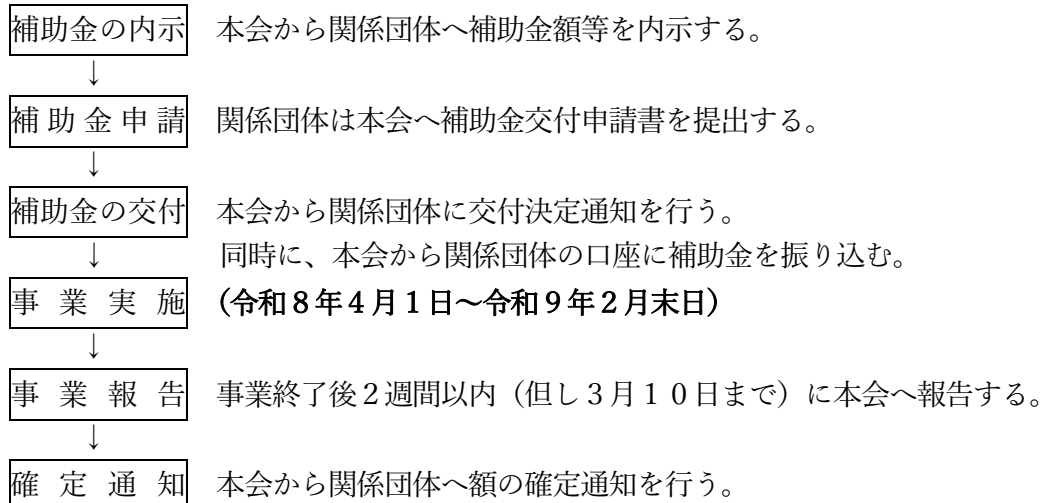
- (1) みやざき県民総合スポーツ祭を実施する団体
- (2) 市郡体育・スポーツ協会

### 3 補助対象経費等（領収書の宛名は競技団体名とする。）

下記大会運営費とする。ただし、参加者にかかる経費は対象としない。

- (1) 交通費 役員・審判員・補助員等（高速道路使用料含む）
- (2) 宿泊費 宿泊を必要とする場合のみ、1泊9,800円（税込）以内を原則とする。
- (3) 使用料賃借料
- (4) 報償費
  - ①役員・審判員等謝金 原則、1日2,000円を上限とする。
  - ②補助員等謝金 原則、1日1,000円を上限とする。
- (5) 食糧費 役員・審判員・補助員等の弁当代として1日1個800円を上限とする。
- (6) 需用費 消耗品費  
※熱中症対策の飲料は消耗品とする。参加賞（景品代）は対象外
- (7) 役務費 通信運搬料、振込手数料等

### 4 事務手続き



5 補助金は、別に定める「補助金等の執行に関する取扱」に基づき適正に執行しなければならない。

6 この要項は、平成24年4月1日から施行する。

平成27年4月1日一部改正

平成31年4月1日一部改正

令和3年4月1日一部改正

令和4年4月1日一部改正

令和8年4月1日一部改正

## みやざき県民総合スポーツ祭実施に伴う競技運営費細目

みやざき県民総合スポーツ祭各競技の部の実施に伴う経費を、県スポーツ協会より下記のとおり運営費として各競技団体に補助する。

### 記

#### 1 基本的な考え方

みやざき県民総合スポーツ祭各競技の部の実施に伴う経費の支給方法を、実態に即した運営をするため、各競技団体の裁量で執行できるようにし、運営費として支給する。

#### 2 各競技団体の補助額

- (1) 各競技団体の補助額は、過去の補助額等を勘案して決定する。
- (2) 会場地が例年と異なることを考慮して基本額を設定する。
  - ・宮崎市以外で実施される競技については、30,000円とする。
  - ・宮崎市で開催される競技は、10,000円とする。

## 宮崎ワールドアスリートプロジェクト修了生支援費交付要項

### 1 目的

宮崎ワールドアスリートプロジェクト修了生において、日本代表又は全日本強化指定候補に選出された選手に対して、強化練習会や合宿、遠征等の強化活動に要する費用を支援することで、選手のさらなる競技力向上を図る。

### 2 対象等

宮崎ワールドアスリートプロジェクト修了生のうち、日本代表選手又は、全日本強化指定候補選手（アンダーカテゴリー含む）に選出された場合に、3の支援費を支給する。

ただし、文部科学省、公益財団法人日本スポーツ協会、中央競技団体、中央学校教育団体が主催しているものに限る。

### 3 支援費

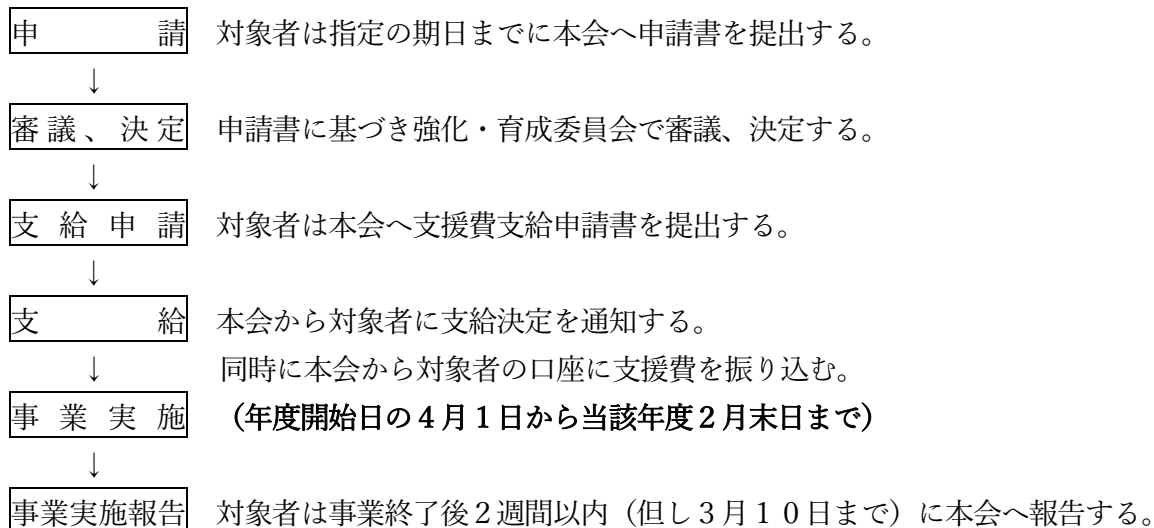
活動状況及び実績を考慮して、年度間1回、原則、100,000円以内とする。

但し、申請内容が当協会の他助成事業と重複する場合は、本支援事業を優先する。

### 4 対象者の決定

強化・育成委員会で決定する。

### 5 事務手続き



6 支援金は、別に定める「補助金等の執行に関する取扱」に基づき、適正に執行しなければならない。

7 この要項は、平成31年4月1日から施行する。

令和3年4月1日一部改正

令和6年4月1日一部改正

令和7年4月1日一部改正

令和8年4月1日一部改正

## 生涯スポーツ普及活動支援費交付要項

### 1 目的

定款第4条第1項第2号及び第4号に基づき、加盟団体及び地域のスポーツ組織の普及・発展を支援する。

### 2 助成対象

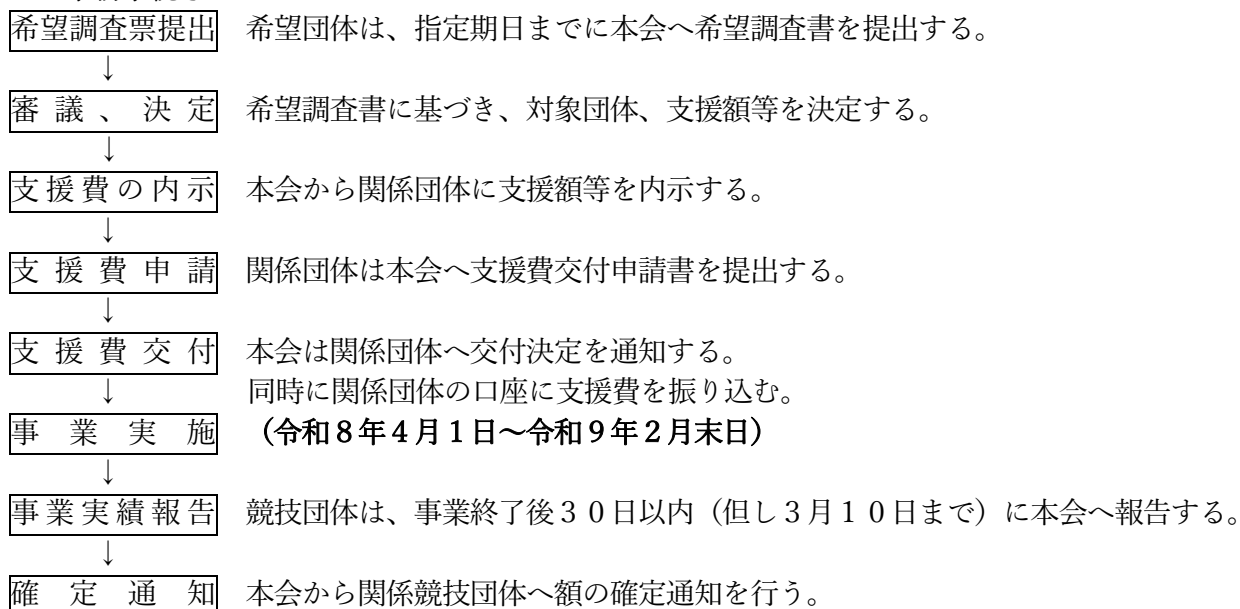
国スポ種目外加盟競技団体及び登録した総合型地域スポーツクラブ（登録クラブ）が行う下記取組

- (1) 多世代を対象とする競技体験イベント・教室・大会（地域から県内規模のものまで）
- (2) 障がい者と健常者のスポーツ交流・体験イベント・大会（地域から県内規模のものまで）
- (3) オリ・パラ等の関係者による講話・シンポジウム・クリニック
- (4) その他目的に合致すると認められる事業

### 3 助成対象経費等

- |            |                       |  |
|------------|-----------------------|--|
| (1) 旅費     | 講師、役員、補助員等            |  |
| (2) 使用料賃借料 |                       |  |
| (3) 報償費    | 講師                    | 原則、1回20,000円/1人を上限とする。<br>※上限を超える報償費については要相談とする。 |
|            | 役員・審判・補助役員            | 原則、1回2,000円/1人を上限とする。                            |
| (4) 食糧費    | 弁当代等                  |  |
| (5) 需用費    | 消耗品費、指導者・参加者の水分補給用飲料等 |  |
| (6) 役務費    | 通信運搬料、振込手数料、傷害保険料等    |  |

### 4 事務手続き



5 支援費は、別に定める「補助金等の執行に関する取扱」に基づき、適正に執行しなければならない。

6 この要項は、平成30年4月1日から施行する。  
この要項は、令和3年4月1日から施行する。

## 宮崎国スポ強化戦略プロジェクト補助金交付要項

### 1 目的

第81回国民スポーツ大会天皇杯獲得のために、関係競技団体等が実施する競技力向上に資する事業への支援を行う。

### 2 補助対象事業 ※各プロジェクトの詳細については、別紙参照

#### (1) 国スポ選手強化プロジェクト

- ① 41競技団体に対する強化費支援（国スポ選手強化プロジェクト：選手強化費）
- ② 県外強豪チームとの強化試合等に係る費用の支援（トップチーム活用支援）
- ③ 個人指定支援（強化指定選手支援費）

#### (2) 女性アスリート等活動支援プロジェクト

- ① 女性アスリート強化費支援（ネクストアスリート強化指定選手支援）
- ② スポーツ環境支援（医療費補助、トレーナー・保育士等活用支援）

#### (3) ターゲットエイジ選手確保・強化プロジェクト

- ① ターゲットエイジを対象とした強化活動支援（競技団体強化支援）
- ② 特別強化指定選手確保支援

#### (4) 大学・社会人スポーツ支援プロジェクト

競技力の高い大学・社会人の個人・チームに対する強化費支援（大学・社会人支援費）

#### (5) ふるさと選手活動支援プロジェクト

- ① 競技団体が計画する国スポに向けた強化練習等へのふるさと選手の参加に係る費用の支援
- ② ふるさと選手の所属先への派遣依頼訪問に係る経費の支援

### 3 補助対象経費（詳細は別表参照）

※ プロジェクトごとの対象経費については、別表のとおりとする。

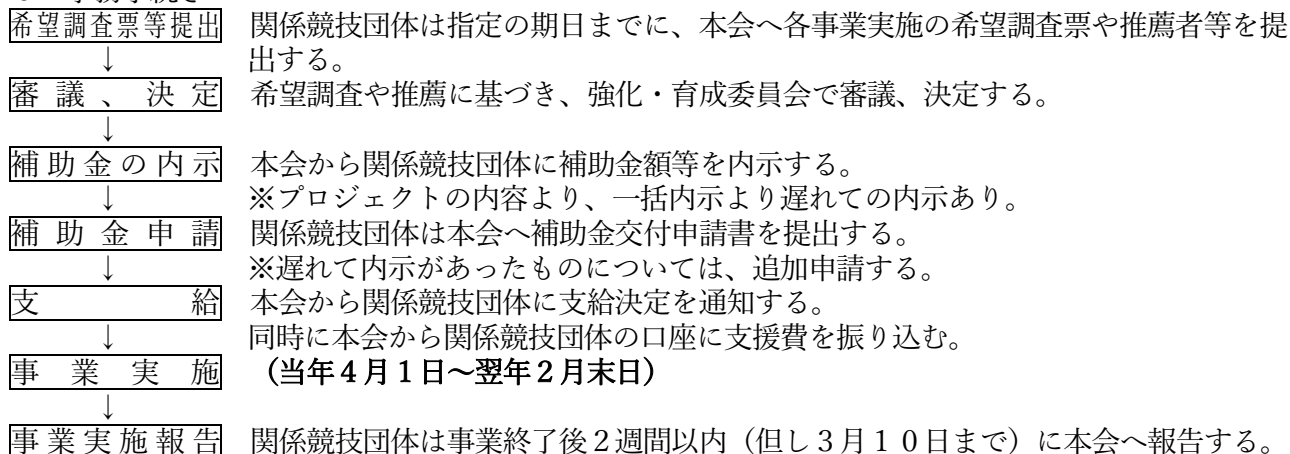
※ 領収書の宛名は競技団体名とするが、個人指定等に関わるものについては個人名とする。

### 4 関係団体の希望調査や推薦等に基づき強化・育成委員会で決定する。

### 5 補助金の申請・報告について

補助金の申請・報告については、各補助金の内示文書に合わせて行うことを基本とするが、補助事業の内容より支援対象の決定及び内示が遅れるプロジェクトについては、追加して申請を行うものとし補助金を交付する。報告書については、内示した事業ごとにまとめて行う。

### 6 事務手続き



### 7 補助金は、別に定める「補助金等の執行に関する取扱」に基づき、適正に執行しなければならない。

### 8 この要項は、令和7年4月1日から施行する。

令和8年4月1日 一部改正

## (別表) 補助対象経費

国スポ選手強化プロジェクト		
支援内容	項目	使 途 の 例
4 1 競技団体強化費支援 (選手強化補助金)	報償費	強化練習等に伴う講師への謝礼
	旅 費	強化練習等に伴う選手・指導者・講師等の交通費、宿泊費、高速道路使用料
	需用費	競技用消耗品代、燃料費
	役務費	振込手数料
	使用料及び賃借料	会場使用料、競技用具使用料、駐車場使用料、バス等借上料
トップチーム活用支援	報償費	強化練習会等に伴う講師への謝礼
	旅 費	強化練習等に伴う選手・指導者・講師等の交通費、宿泊費、高速道路使用料
	需用費	競技用消耗品代、燃料費
	役務費	振込手数料、通信運搬費、傷害保険料
	使用料及び賃借料	会場使用料、競技用具使用料、駐車場使用料、バス等借上料
個人指定支援 (強化指定選手支援費)	報償費	強化練習会等に伴う講師への謝礼
	旅 費	選手・指導者等の交通費、宿泊費、高速道路使用料
	需用費	競技用消耗品代、燃料費
	役務費	振込手数料、通信運搬費
	使用料及び賃借料	会場使用料、競技用具使用料、駐車場使用料、トレーニング施設使用料

女性アスリート等活動支援プロジェクト		
支援内容	項目	使 途 の 例
ネクストアスリート 強化指定選手支援	旅 費	強化練習等に伴う選手・指導者の交通費、宿泊費、高速道路使用料
	需用費	競技用消耗品代、燃料費
	役務費	振込手数料
	使用料及び賃借料	会場使用料、競技用具使用料、駐車場使用料、トレーニング施設使用料
スポーツ環境支援 (医療費補助、トレーナー・ 保育士等活用支援)	報償費	強化練習等に伴うトレーナー・保育士等への謝礼
	旅 費	強化練習等に伴うトレーナー・保育士等への交通費、宿泊費
	需用費	女性特有の健康課題を理由に産婦人科や婦人科（女性アスリート外来を含む）を受診した際に処方された薬の代金
	役務費	女性特有の健康課題を理由に産婦人科や婦人科（女性アスリート外来を含む）を受診した際の診察・検査手数料、振込手数料

ターゲットエイジ選手確保・強化プロジェクト		
支援内容	項目	使 途 の 例
ターゲットエイジを対象 とした強化活動支援 (競技団体強化支援)	報償費	強化練習等に伴う講師への謝礼
	旅 費	強化練習等に伴う選手・指導者・講師等の交通費、宿泊費、高速道路使用料
	需用費	競技用消耗品代、燃料費
	役務費	通信運搬費、傷害保険料、振込手数料
	使用料及び賃借料	会場使用料、競技用具使用料、駐車場使用料、バス等借上料
特別強化指定選手確保支援	旅 費	選強化練習等に伴う選手の交通費、宿泊費
	需用費	競技用消耗品代

大学・社会人スポーツ支援プロジェクト		
支援内容	項目	使 途 の 例
大学・社会人支援	報償費	強化練習等に伴う講師への謝礼
	旅 費	強化練習等に伴う選手・指導者・講師等の交通費、宿泊費 高速道路使用料
	需用費	競技用消耗品代、燃料費
	役務費	通信運搬費、振込手数料
	使用料及び賃借料	会場使用料、競技用具使用料、駐車場使用料、トレーニング施設使用料、バス等借上料（団体のみ）

ふるさと選手活動支援プロジェクト		
支援内容	項目	使 途 の 例
ふるさと選手 強化練習等支援	旅 費	強化練習等に伴うふるさと選手の交通費、宿泊費
	役務費	通信運搬費、傷害保険料、振込手数料
関係団体派遣依頼支援	旅 費	競技団体が選手の所属先へ派遣依頼をする際の交通費、宿泊費
	需用費	競技団体が選手の所属先へ派遣依頼をする際の資料作成に伴う 印刷製本費、消耗品代
	役務費	通信運搬費、振込手数料

## 宮崎国スポ強化戦略プロジェクト補助金交付要項 【(1) 国スポ選手強化プロジェクト・①選手強化費】

### 1 目的

国民スポーツ大会に向け、国スポ選手等の競技力を高めるために、各競技団体が実施する強化練習会や合宿、遠征等の強化活動に要する費用等を支援する。

### 2 補助対象

国民スポーツ大会の競技力向上のための競技団体の下記の取組

- (1) 強化合宿
- (2) 遠征合宿
- (3) 海外合宿 (支援額は、関東合宿(2泊3日8万円)相当経費以内とし、超過する部分は競技団体負担とする。)
- (4) 招待試合
- (5) 対戦相手分析活動
- (6) 宿泊を伴わない強化練習

### 3 補助対象経費 (領収書の宛名は、競技団体名とする。)

- (1) 報償費 強化練習会等に伴う講師、指導者等への謝礼
- (2) 旅費
  - ①交通費 強化練習等に伴う選手・指導者・講師等の交通費、高速道路使用料
  - ②宿泊費 県内外一泊15,000円(税込)以内を原則とする。ただし、本会が定めた宿泊料金を超過する部分は、競技団体負担とする。
- (3) 需用費 競技用消耗品、燃料費
- (4) 役務費 振込手数料
- (5) 使用料賃借料 会場使用料、競技用具使用料、駐車場使用料 (役員、監督、コーチ、成年選手に限り、旅行命令に基づくもののみとする。) バス等借上料

### 4 事務手続き

宮崎国スポ強化戦略プロジェクト ((1)国スポ選手強化プロジェクト：①強化費支援、②トップチーム活用支援、(5)ふるさと選手活動支援プロジェクト) として一括申請を行う。

### 5 補助金は、別に定める「補助金等の執行に関する取扱」に基づき、適正に執行しなければならない。

### 6 この要項は、平成24年4月1日から施行する。

- 平成26年3月4日一部改正
- 平成27年4月1日一部改正
- 平成29年4月1日一部改正
- 平成31年4月1日一部改正
- 令和4年4月1日一部改正
- 令和5年4月1日一部改正
- 令和6年4月1日一部改正
- 令和7年4月1日一部改正
- 令和8年4月1日一部改正

## 宮崎国スポ強化戦略プロジェクト補助金交付要項 【(②)トップチーム活用支援】

### 1 目的

国民スポーツ大会に向けた選手強化のため、県外チームを招待した強化練習や試合等を行うことにより、本県の少年種別・成年種別の競技力向上を図る。

### 2 補助対象

優れた競技力を有し、国民スポーツ大会等での活躍が期待される競技の少年及び成年の国スポチーム（単独または選抜チーム）

### 3 補助対象経費等（領収書の宛名は、招待した本県競技団体名とする。）

- (1) 報償費 強化練習等に伴う講師、指導者等への謝礼  
※上限1回20,000円とする。
- (2) 旅費
  - ①交通費 県外チームを招聘しての強化練習等に伴う選手、指導者、講師等の交通費、高速道路使用料及び  
県外会場を使用しての強化練習等に伴う選手、指導者、講師等の交通費、高速道路使用料
  - ②宿泊費 選手、指導者、講師の宿泊費  
(県内外1泊15,000円(税込)以内を原則とする。ただし、本会が定めた宿泊料金を超過する部分は、補助対象外とする。)
- (3) 需用費 競技用消耗品、燃料費
- (4) 役務費 振込手数料、通信運搬費、傷害保険料
- (5) 使用料賃借料 会場使用料、競技用具使用料、駐車場使用料、バス等借上料

### 4 事務手続き

宮崎国スポ強化戦略プロジェクト（(1)国スポ選手強化プロジェクト：①強化費支援、②トップチーム活用支援、(5)ふるさと選手活動支援プロジェクト）として一括申請を行う。

### 5 補助金は、別に定める「補助金等の執行に関する取扱」に基づき、適正に執行しなければならない。

### 6 この要項は、平成27年4月1日から施行する。

- 平成31年4月1日一部改正
- 令和3年4月1日一部改正
- 令和6年4月1日一部改正
- 令和7年4月1日一部改正
- 令和8年4月1日一部改正

## 宮崎国スポ強化戦略プロジェクト補助金交付要項 【(③個人強化指定選手支援)】

### 1 目的

国際レベルの競技力を有し、オリンピックやパラリンピック、国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会等で活躍が期待される選手に対して、強化練習会や合宿、遠征等の強化活動に要する費用を支援することで、選手の更なる競技力向上を図る。

### 2 補助対象

国際レベルの競技力を有しオリンピックやパラリンピック、国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会等での活躍が大いに期待される選手で、大会派遣や練習環境等を考慮し支援を必要とする者。

### 3 補助対象経費（領収書の宛名は個人名とする。）

- (1) 報償費 強化練習等に伴う講師への謝礼
  - (2) 旅費
    - ①交通費 選手・指導者等の交通費、高速道路使用料
    - ②宿泊費 県内外一泊15,000円(税込)以内を原則とする。ただし、本会が定めた宿泊料金を超過する部分は、支援対象外とする。
  - (3) 需用費 競技用消耗品、燃料費
  - (3) 役務費 振込手数料、通信運搬費
  - (4) 使用料賃借料 会場使用料、競技用具使用料、駐車場使用料、トレーニング施設使用料
- ※ 旅費については、帯同コーチ等も補助対象とする。  
※ 宮崎県又は本会等の補助金と重複する場合は、重複する部分の支援金は交付しない。  
※ 年間の活動計画及び実績等を考慮して、年度間1回、別に定める基準により補助する。

### 4 補助対象者の決定

関係加盟団体の推薦に基づき強化・育成委員会で決定する。

### 5 事務手続き

宮崎国スポ強化戦略プロジェクト（③個人強化指定選手支援）として申請を行う。

### 6 補助金は、別に定める「補助金等の執行に関する取扱」に基づき、適正に執行しなければならない。

### 7 この要項は、平成27年4月1日から施行する。

- 平成29年11月7日一部改正
- 平成31年4月1日一部改正
- 令和3年4月1日一部改正
- 令和6年4月1日一部改正
- 令和7年4月1日一部改正
- 令和8年4月1日一部改正

# 宮崎国スポ強化戦略プロジェクト補助金交付要項 【(2) 女性アスリート等活動支援プロジェクト】

## 1 目的

第81回国民スポーツ大会において天皇杯の獲得を目指す上で、女子の競技力向上は喫緊の課題である。そのため、女性アスリート等への支援等を充実させ、第81回国民スポーツ大会での女子種別における競技得点の獲得を目指す。

## 2 補助対象

- (1) ネクストアスリート強化指定選手支援  
第81回国民スポーツ大会に出場し活躍が期待される女性アスリート
- (2) スポーツ環境支援
  - ① トレーナー・保育士等の活用支援（女性アスリート、女性指導者）
  - ② 医療費補助（女性アスリート）※女性指導者については、保育士等の活用支援のみ対象とする。

## 3 補助対象経費（領収書の宛名は個人名(指定選手)と競技団体名とする。）

### 【ネクストアスリート強化指定選手支援】

- (1) 旅費、
  - ① 交通費 強化練習等に伴う選手・指導者の旅費、高速道路使用料
  - ② 宿泊費 選手、指導者の宿泊費（県内外一泊15,000円(税込)以内を原則とする。）
- (2) 需用費 競技用消耗品、燃料費
- (3) 役務費 振込手数料
- (4) 使用料賃借料 会場使用料、競技用具使用料、駐車場使用料、トレーニング施設使用料

### 【スポーツ環境支援】

- (1) 報償費 強化練習等に伴うトレーナー・保育士等への謝礼
- (2) 旅費
  - ① 交通費 強化練習等に伴うトレーナー・保育士等の交通費
  - ② 宿泊費 強化練習等に伴うトレーナー・保育士等の宿泊費（県内外一泊15,000円(税込)以内を原則とする。）
- (3) 需用費 女性特有の健康課題を理由に産婦人科や婦人科を受診した際に処方された薬代
- (4) 役務費 女性特有の健康課題を理由に産婦人科や婦人科を受診した際の診察・検査手数料

## 4 補助対象者の決定

- (1) ネクストアスリート強化指定選手支援  
関係団体の推薦に基づき、強化・育成委員会で決定する。
- (2) スポーツ環境支援
  - ① トレーナー・保育士等の活用支援  
関係団体の希望調査票に基づき、強化・育成委員会で決定する。
  - ② 医療費補助  
選手本人を対象とした事前申請に基づき、決定する。

## 5 事務手続き

- (1) ネクストアスリート強化指定選手支援  
宮崎国スポ強化戦略プロジェクト（(2)女性アスリート等活動支援プロジェクト）として申請を行う。
- (2) スポーツ環境支援
  - ① トレーナー・保育士等の活用支援  
一括申請を行う。
  - ② 医療費補助  
選手本人が申請を行い、補助に係る支援金の請求と受領について競技団体に委任する。競技団体は、選手本人からの委任に基づき、支援金の請求と受領を行う。

## 6 補助金は、別に定める「補助金等の執行に関する取扱」に基づき、適正に執行しなければならない。

## 7 この要項は、平成29年4月1日から施行する。

平成31年4月1日一部改正  
令和2年4月1日一部改正  
令和3年4月1日一部改正  
令和4年4月1日一部改正  
令和5年4月1日一部改正  
令和6年4月1日一部改正  
令和7年4月1日一部改正  
令和8年4月1日一部改正

## 宮崎国スポ強化戦略プロジェクト補助金交付要項 【(3) ターゲットエイジ選手確保・強化プロジェクト】

### 1 目的

第81回国民スポーツ大会での天皇杯獲得に向け、少年種別の主力となるターゲットエイジ有望選手に対し、県外遠征や強化練習等に要する費用の支援を行い、少年種別の重点強化を図る。

### 2 補助対象

(1) 第81回国民スポーツ大会で少年種別の主力として活躍が期待されるターゲットエイジ有望選手等。※令和8年度は、競技によって以下のように支援対象の学年が異なるので注意すること。

①中2～高2 (当年：中3～高3対象競技)

②中2～高1 (当年：中3～高2対象競技)

③中3～高2 (当年：高1～高3対象競技)

(2) 強化練習会等に招へいした講師や指導者、選手

### 3 補助対象経費

【競技団体強化支援】 (領収書の宛名は、競技団体とする。)

(1) 報償費 強化練習会等に伴う講師、指導者等への謝金

※上限1回20,000円とする。

ただし、練習試合に伴う審判謝金は対象とする。(公式戦は対象外)

(2) 旅費

①交通費

強化練習等に伴う選手・指導者・講師等の交通費、高速道路使用料

②宿泊費

県内外一泊15,000円(税込)以内を原則とする。ただし、本会が定めた宿泊料金を超過する部分は、補助対象外とする。

(3) 需用費

競技用消耗品代、燃料費

(4) 役務費

傷害保険料、振込手数料、通信運搬費

(5) 使用料賃借料

会場使用料、競技用具使用料、駐車場使用料、バス等借上料

【特別強化指定選手確保支援】 (領収書の宛名は、個人名とする。)

(1) 旅費

①交通費

強化練習等に伴う選手の交通費

②宿泊費

強化練習等に伴う選手の宿泊費

県内外一泊15,000円(税込)以内を原則とする。ただし、本会が定めた宿泊料金を超過する部分は、補助対象外とする。

(2) 需用費

競技用消耗品代

※宮崎県又は本会等の補助金と重複する場合は、重複する部分の補助金は交付しない。

### 4 事務手続き

宮崎国スポ強化戦略プロジェクト((3)ターゲットエイジ選手確保・強化プロジェクト)として申請を行う。特別強化指定選手確保支援については個別に申請を行う。

5 補助金は、別に定める「補助金等の執行に関する取扱」に基づき、適正に執行しなければならない。

6 この要項は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年6月7日一部改正

令和6年4月1日一部改正

令和7年4月1日一部改正

令和8年4月1日一部改正

## 宮崎国スポ強化戦略プロジェクト補助金交付要項 【(4) 大学・社会人スポーツ支援プロジェクト】

### 1 目的

国民スポーツ大会で活躍が期待される大学・社会人の個人及び団体（以下「個人等」という。）に対して、強化練習会や合宿、遠征等の強化活動に要する費用等を支援することで、選手の更なる競技力向上を図る。

### 2 補助対象

第80回国民スポーツ大会・第81回国民スポーツ大会に出場し、入賞が期待できる大学・社会人の個人等で、支援を必要とする者。

### 3 補助対象経費等（領収書の宛名は、補助対象の個人名・団体名（チーム名）とする。）

- (1) 報償費 強化練習会等に伴う講師への謝礼 ※上限1回20,000円
- (2) 旅費
  - ①交通費 強化練習等に伴う選手、指導者、講師（トレーナー含む）の交通費、高速道路使用料
  - ②宿泊費 県内外1泊15,000円（税込）以内を原則とする。ただし、本会が定めた宿泊料金を超過する部分は、補助対象外とする。
- (3) 需用費 競技用消耗品代、燃料費
- (4) 役務費 通信運搬料、振込手数料
- (5) 使用料賃借料 会場使用料、競技用具使用料、駐車場使用料等、トレーニング施設使用料  
バス等借上料（団体のみ）

※ 活動状況及び実績を考慮して、年度間1回、別に定める基準により補助する。

※ 宮崎県又は本会等の補助金と重複する場合は、重複する部分の補助金は交付しない。

### 4 対象個人等の決定

- (1) 関係加盟団体の推薦に基づき強化・育成委員会で決定した場合。
- (2) 強化・育成委員会の指定を受けた場合。但し、この場合は事後に関係加盟団体の推薦を受けなければならない。

### 5 事務手続き

宮崎国スポ強化戦略プロジェクト（(4)大学・社会人スポーツ支援プロジェクト）として申請を行う。

### 6 補助金は、別に定める「補助金等の執行に関する取扱」に基づき、適正に執行しなければならない。

### 7 この要項は、平成24年4月1日から施行する。

平成27年 4月1日一部改正

平成29年11月7日一部改正

平成31年 4月1日一部改正

令和 3年 4月1日一部改正

令和 6年 4月1日一部改正

令和 7年 4月1日一部改正

令和 8年 4月1日一部改正

# 宮崎国スポ強化戦略プロジェクト補助金交付要項

## 【(5) ふるさと選手活動支援プロジェクト】

### 1 目的

成年種別の安定した競技得点の獲得や2027年に本県で開催される第81回国民スポーツ大会での天皇杯獲得のため、本県競技団体の国スポに向けた計画的な強化練習等へふるさと選手を参加させるための旅費等の支援や、ふるさと選手の所属先へ派遣の依頼をする際の旅費等の支援を行うことで、競技力の高いふるさと選手の確保と安定した競技得点獲得の定着を図る。

### 2 補助対象

- (1) 九州ブロック大会や国民スポーツ大会の強化候補選手で、活躍が期待されるふるさと選手。
- (2) ふるさと選手制度を活用する競技団体。

注：ふるさと選手が各種大会に参加するための支援ではない。

### 3 補助対象経費

※ 領収書の宛名は、個人での経費支出の場合は個人名、団体での経費支出の場合は団体名とし、但し書きには使途の内容及び支出者の人数等が記載されていること。

#### 【ふるさと選手の活動支援】

- (1) 旅費 強化練習等に伴うふるさと選手の交通費、宿泊費
- (2) 役務費 振込手数料・通信運搬費・傷害保険料

#### 【関係団体派遣依頼支援】

- (1) 旅費 選手の所属先へ派遣依頼する際の交通費、宿泊費
- (2) 需用費 選手の所属先へ派遣依頼をする際の資料作成に伴う印刷代、消耗品代
- (3) 役務費 振込手数料、通信運搬費

### 4 支援対象者、対象団体の決定

関係競技団体の希望調査書に基づき強化・育成委員会で決定する。

### 5 事務手続き

宮崎国スポ強化戦略プロジェクト（(1)国スポ選手強化プロジェクト：①強化費支援、②トップチーム活用支援、(5)ふるさと選手活動支援プロジェクト）として一括申請を行う。

### 6 支援金は、別に定める「補助金等の執行に関する取扱」に基づき、適正に執行しなければならない。

### 7 この要項は、令和4年4月1日から施行する。

令和 6年4月1日一部改正

令和 7年4月1日一部改正

令和 8年4月1日一部改正

## チームみやぎき強化アドバイザー招へい事業補助金交付要項

### 1 目的

高い指導力や豊富な指導経験等を有する全国の指導者を「チームみやぎき強化アドバイザー」として招へいし、競技力強化に特化した強化練習会や合宿等の実施、最新の技術指導の習得、国スポレベルの審判基準の十分な理解を図ることで、競技得点獲得の定着化を目指す。

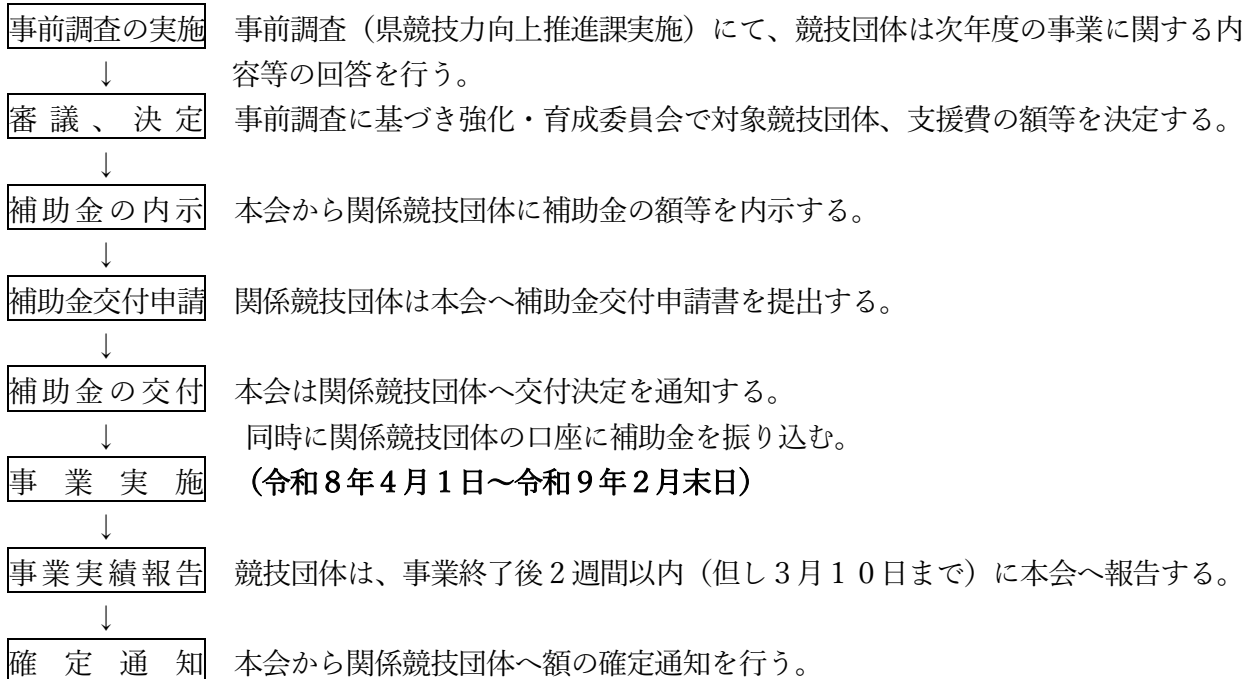
### 2 補助対象

高い指導力や豊富な指導経験等を有する招へい指導者。

### 3 補助対象経費（領収書の宛名は、競技団体名とする。）

- (1) 旅費 強化練習等に伴う講師の交通費、宿泊費
- (2) 使用料賃借料 会場借上料、競技用器具使用料
- (3) 報償費 強化練習等に伴う講師謝金
- (4) 需用費 消耗品費、講師の移動に伴う燃料費  
講師昼食費のみ（税込1,500円以内）
- (5) 役務費 通信運搬費、振込手数料、講師や参加者の傷害保険料

### 4 事務手続き



5 補助金は、別に定める「補助金等の執行に関する取扱」に基づき、適正に執行しなければならない。

6 強化・育成委員会で承認を得る。

7 この要項は、平成31年4月1日から施行する。

令和3年4月1日一部改正

令和6年4月1日一部改正

令和7年4月1日一部改正

令和8年4月1日一部改正

## メンタルコーチ等派遣事業補助金交付要項

### 1 目的

国民スポーツ大会で活躍が期待される選手やターゲットエイジの選手等が大会本番で力を発揮できるよう、競技団体が実施する講習会や強化練習会等にメンタルコーチ等の派遣を行い、スポーツメンタル、スポーツメディカル分野からの競技力向上を図る。

### 2 補助対象

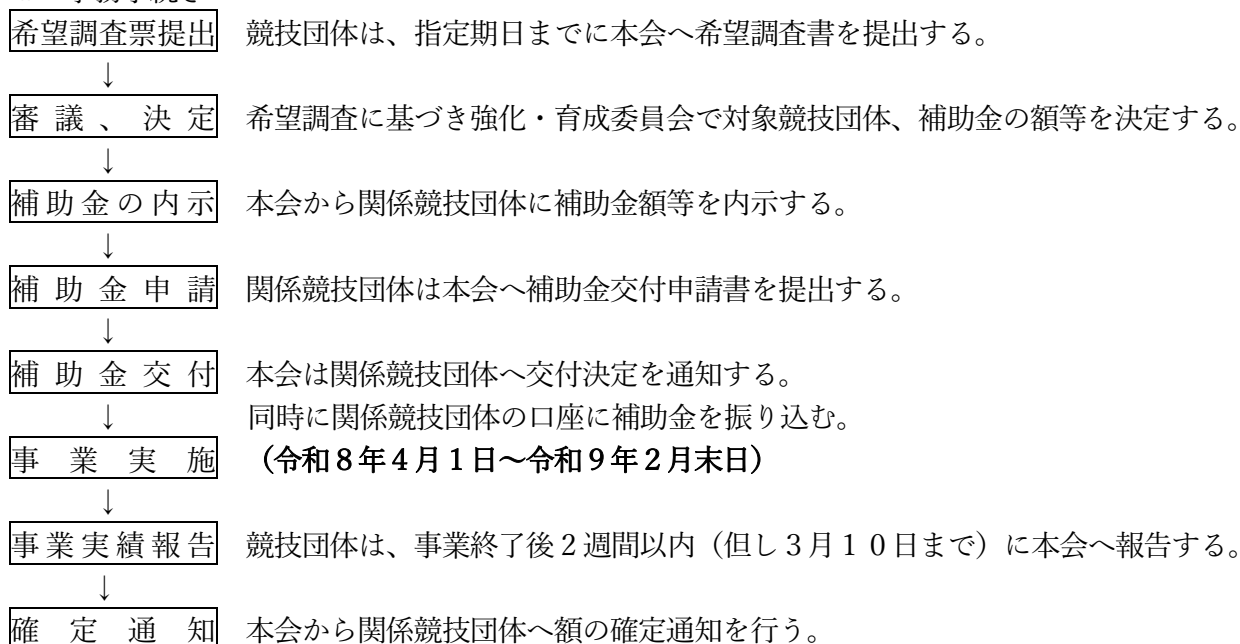
国民スポーツ大会の競技力向上のために下記の取組を必要とする競技団体

- (1) 国民スポーツ大会で活躍が期待される選手が、自分の力を発揮できるようにするための専門的なメンタルトレーニング等
- (2) 選手の力を発揮させるためのメンタルトレーニング等指導者講習会

### 3 補助対象経費

- (1) 交通費 講師の旅費、高速道路使用料
- (2) 宿泊費 講師の宿泊費（県内外一泊15,000円（税込）以内を原則とする。）
- (3) 使用料賃借料 会場借上料、競技用器具使用料
- (4) 報償費 指導に伴う講師謝礼 ※上限1回20,000円とする。
- (5) 需用費 消耗品費、移動に伴う燃料費
- (6) 役務費 振込手数料、通信運搬費、障害保険料

### 4 事務手続き



5 補助金は、別に定める「補助金等の執行に関する取扱」に基づき、適正に執行しなければならない。

6 この要項は、平成28年4月1日から施行する。

平成31年4月1日一部改正

令和3年4月1日一部改正

令和6年4月1日一部改正

令和7年4月1日一部改正

令和8年4月1日一部改正

## パフォーマンスサポート事業補助金交付要項

### 1 目的

国民スポーツ大会で活躍が期待される選手やターゲットエイジの選手等が安心して競技に取り組めるよう、アスレティックトレーナー及び栄養士の派遣を行い、競技団体のスポーツメディカル分野からの強化体制を充実させ、競技力向上を図る。

### 2 補助対象

スポーツメディカル分野からの強化体制の充実を図るため、国民スポーツ大会等に向けた強化練習会等に参加するアスレティックトレーナー及び栄養士に対する支援。(年間を通して継続的に実施すること。)

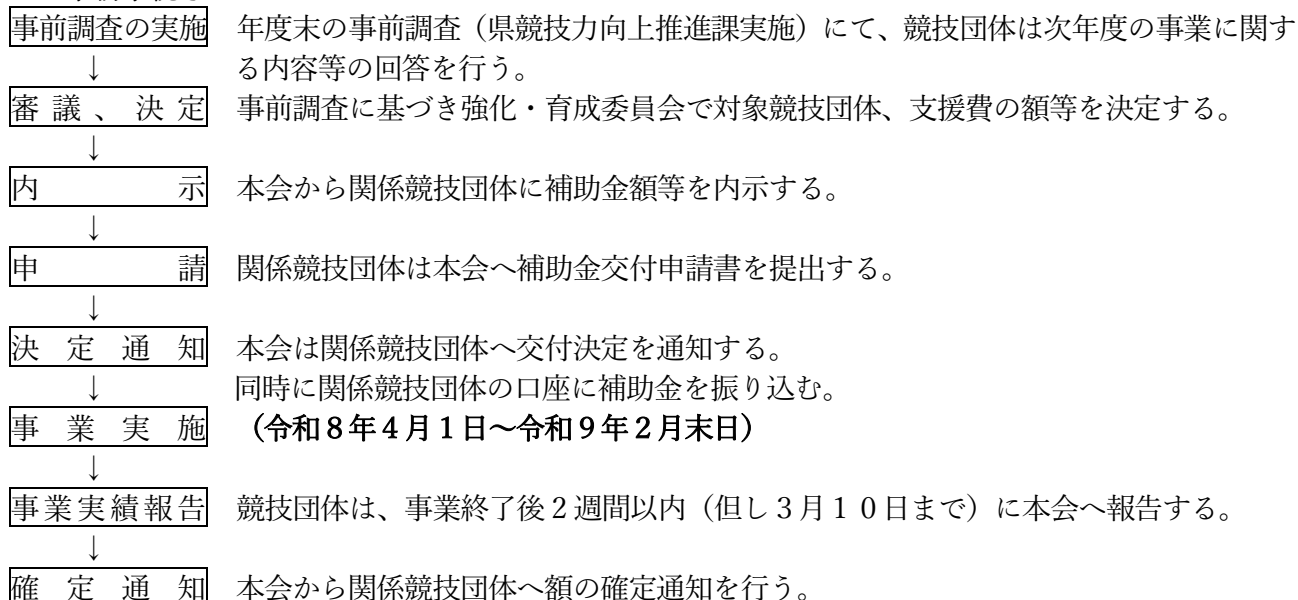
### 3 補助対象者

- (1) 各競技に専属または配置された JSPO 公認アスレティックトレーナー及び県認定アスレティックトレーナーを活用する競技団体
- (2) 各競技が専属で配置しているトレーナー(柔道整復師等を含む)を活用する競技団体
- (3) JSPO 公認栄養士又は県栄養士会認定栄養士を活用する競技団体

### 4 補助対象経費

- (1) 交通費 アスレティックトレーナー及び栄養士の交通費
- (2) 宿泊費 アスレティックトレーナー及び栄養士の宿泊費
- (3) 報償費 アスレティックトレーナー及び栄養士のトレーナーの活動に伴う謝礼(1回10,000円)

### 5 事務手続き



6 補助金は、別に定める「補助金等の執行に関する取扱」に基づき、適正に執行しなければならない。

7 この要項は、令和4年4月1日から施行する。

令和 6年 4月1日一部改正

令和 7年 4月1日一部改正

令和 8年 4月1日一部改正

## 海外派遣選手等支援費交付要項

### 1 目的

優れた競技力を有し、国民スポーツ大会や全国障害者スポーツ大会、オリンピックやパラリンピック等で活躍が期待される選手、指導者等が、中央競技団体から派遣される国際競技大会（原則、アジア大会以上）に参加する際の活動を支援することで、選手の競技力や実践力、指導者等の指導力や技術力等の向上を図る。

### 2 対象者等

- (1) 優れた競技力を有し、国民スポーツ大会や全国障害者スポーツ大会、オリンピックやパラリンピック等で活躍が期待される選手、指導者、審判員等が、中央競技団体から派遣される国際競技大会に参加する場合（国内選考を経て日本代表として選出された者）に、3の支援費を支給する。
- (2) 中央競技団体が派遣する国際競技大会の規模は、原則、アジア大会以上とし、フリーエントリーの大会、交流、親善目的の大会及び参加国が少ない大会は対象としない。

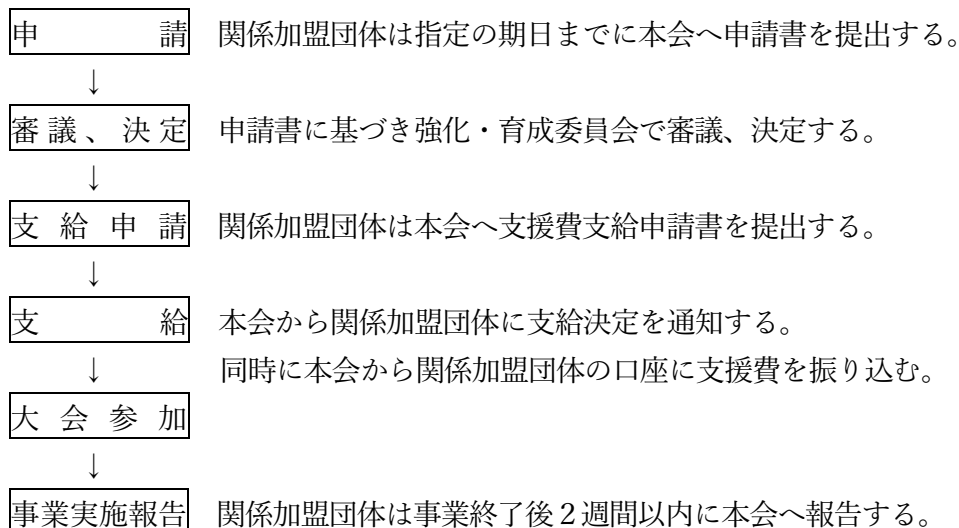
### 3 支援費

活動状況及び実績を考慮して、年度間1回、原則、50,000円以内とする。

### 4 対象者の決定

関係競技団体の推薦に基づき強化・育成委員会で承認を得る。

### 5 事務手続き



### 6 支援金は、別に定める「補助金等の執行に関する取扱」に基づき、適正に執行しなければならない。

### 7 この要項は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年11月7日一部改正

令和 3年 4月1日一部改正

令和 6年 4月1日一部改正

令和 8年 4月1日一部改正

## 国民スポーツ大会リハーサル大会参加補助金交付要項

### 1 目的

次年度の国民スポーツ大会開催県において、リハーサル大会が実施される競技に選手等が派遣される際の費用の一部を支援する。

### 2 補助対象

- (1) 国民スポーツ大会開催種目で原則、自然環境等に結果が影響する競技とする。
- (2) 補助の範囲はエントリー数以内とする。
- (3) 原則、国スポ選手・候補選手名簿に記載の選手とする。
- (4) 補助は年度内1回とする。

### 3 補助対象経費

次の①～③の経費の1/2を補助する。

- ① 開催地までの旅費（交通費・宿泊費の3泊4日以内）、高速道路使用料
- ② 使用料賃借料
- ③ 役務費

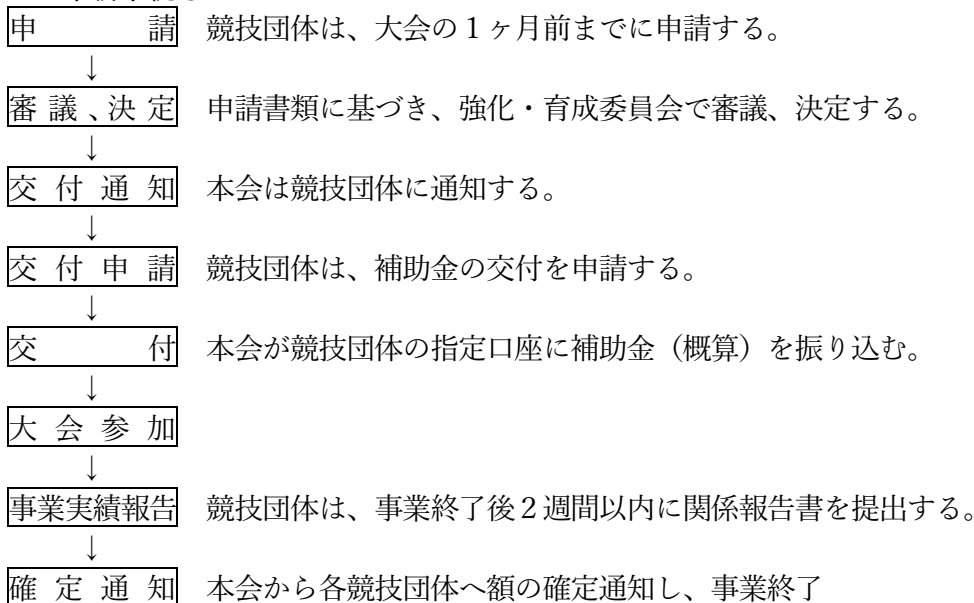
### 4 対象期間

毎年4月1日から翌年2月末日

### 5 対象団体の決定

各競技団体の申請に基づき、宮崎県スポーツ協会（以下（本会）という）強化・育成委員会で決定する。

### 6 事務手続き



7 補助金は、別に定める「補助金執行要項」に基づき、適正に執行しなければならない。

8 この要項は、平成24年4月1日から施行する。

令和2年4月1日一部改正

令和3年4月1日一部改正

令和6年4月1日一部改正

令和8年4月1日一部改正

令和8年度「提出資料一覧表」

(1)下記○を作成し提出すること。(2-6、2-7については原本提出、原本は県スポ協で5年間保管する。)

(2)報告書の提出は、原則、事業終了後2週間以内に提出すること。(一次締切2月10日、最終締切3月10日)

対 象 経 費		報告書提出		様式No.										その他			
		一 次 締 切	最 終 締 切	1-1	1-2	1-3	1-4	2-1	2-2	2-3	2-4	2-5	2-6		2-7		
				申請書 (鑑)	収 支 予算書	請求書	事 業 計画書	報告書 (鑑)	収 支 決算書	実施・実績 報告書		参加者 名 簿	領収書1 旅 費		領収書2 その他		
1	組織強化	(1)	加盟団体組織整備補助金		4/10	○	○	○	○	○	○	○			○	○	
2	大会関係	(1)	みやぎ県民総合スポーツ祭補助金	2/10	3/10	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	※実施要項等添付 ※名簿は役員・補助員・審判等
3	普 及	(1)	生涯スポーツ普及活動支援事業	2/10	3/10	○	○	○	○	○	○	○			○	○	
4	W A P	(1)	W A P 修了生支援事業	2/10	3/10	○		○		○		○				○	※W A P 修了生からの申請
5	選手強化	(1)	国スポ選手強化プロジェクト														
6		①	選手強化補助金	2/10	3/10							○		○	○	○	【申請の場合】 ・(1)①②と(3)については一括申請 ・(1)①②と(3)については、個別の予 算書・計画書も添付 ※については団体のみ添付 【報告の場合】 ・(1)①～③及び(2)～(5)については、 個別の決算書・報告書も添付 ・参加者名簿には、宿泊者を明記 ・宿泊領収書には、宿泊人数の詳細 を明記し、参加者名簿との整合性 を図ること
7		②	トップチーム活用支援	2/10	3/10	○	○	○	○			○		○	○	○	
8		③	強化指定選手支援費	2/10	3/10							○			○	○	
9		(2)	大学・社会人スポーツ支援プロジェクト	2/10	3/10	○	※	○	※	○	○	○		○	○	○	
10		(3)	ふるさと選手活動支援プロジェクト	2/10	3/10							○		○	○	○	
11		(4)	女性アスリート等活動支援プロジェクト	2/10	3/10	○		○				○			○	○	
12		(5)	ターゲットエイジ選手確保・強化プロジェクト事業	2/10	3/10	○	○	○	○			○		○	○	○	
13		(6)	チームみやぎ強化アドバイザー招へい事業	2/10	3/10	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	
14		(7)	メンタルコーチ等派遣事業	2/10	3/10	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	
15	(8)	パフォーマンスサポート事業	2/10	3/10	○		○		○	○	○		○	○	○		
16	(9)	海外派遣選手等支援費			○		○		○		○			○	○	※申請時に中央競技団体の派遣通知等添付 ※障がい者アスリート支援含む	
17	(10)	国民スポーツ大会リハーサル大会参加補助金			○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	※申請時に大会要項等添付 3泊4日以内、1/2補助	

## 国民スポーツ大会参加者傷害補償制度加入依頼書

加入依頼書送付年月日      年    月    日  
 県スポ協会受付年月日      年    月    日  
 県スポ協入金確認年月日    年    月    日

公益財団法人

宮崎県スポーツ協会事務局長 殿

〒            ー

住 所

競技名

代表名

下記事項が事実と相違ないことを確認の上、次のとおり加入依頼をします。

事務担当責任者氏名		電 話	
加 入 者 (名簿のとおり)	名	口 座 振込先	宮崎銀行 県庁支店 普通預金 No. 1 2 2 0 7 7 2 公益財団法人 宮崎県スポーツ協会
金 額	一人当たり	円 ×	名 =                      円
振込年月日 及び銀行名	令和    年    月    日	銀行	支店より送金

No.	氏 名	所 属	No.	氏 名	所 属
1			8		
2			9		
3			10		
4			11		
5			12		
6			13		
7			14		

※ 名簿(団体競技の場合は氏名欄に〇〇〇〇他〇名、所属欄はチーム名でも可)

※ 九州ブロック大会で既に加入を済ませている選手等は除く。

※ 用紙が足りない場合はコピーして使用すること。

## 国 スポ 事 故 報 告 書

大会	第 回（ 国民スポーツ大会 ・ 冬季大会 ）	
該当するものに○印	ブロック大会	本大会
大会期間	令和○年 月 日 から 令和○年 月 日まで	
自宅住所	〒  TEL： （ ）	
フリガナ		生年月日
氏 名		年 月 日生
出場競技等の区分	競技	
事故発生場所		
事故発生日時	令和○年 月 日 午前・午後 時 分頃	
事故の原因・状況 (けがの部位も記入)		
負傷後の処置		
傷 病 名		
全治見込日数	日（入院 日、通院 日）	

上記のとおり報告します。

令和 年 月 日

会 長

または

\_\_\_\_\_ 協会

代表理事

\_\_\_\_\_ 印

担 当 者

公益財団法人 日本スポーツ協会 殿

**【個人情報の取扱いに関する同意】**

貴団体が、本報告に関する私の個人情報を、次の利用目的の達成に必要な範囲内で、取得・利用・提供することに同意します。  
○国民スポーツ大会参加者傷害補償制度の履行のために、関係者（医療機関等）、業務委託先、その他必要な関係先に対して提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。

国 スポ 事 故 報 告 書

大会	第〇回（ <u>国民スポーツ</u> 大会 ・ 冬季大会）	
該当するものに〇印	<u>ブロック大会</u>	本大会
大会期間	令和〇年 5月20日 から 令和〇年 5月 21日まで	
自宅住所	〒000-0000 東京都渋谷区神南 〇-〇-〇 TEL：03（0000）〇〇〇〇	
フリカ・ナ	コクスポ タロウ	生年月日
氏名	国スポ 太郎	昭和50年 4月20日生
出場競技等の区分	バスケットボール	競技
事故発生場所	〇〇〇県△△△市 ×××体育館内	
事故発生日時	令和〇年 5月 20日 午前・ <u>午後</u> 2時 30分頃	
事故の原因・状況 (ケガの部位も記入)	競技中、リバウンドをとるためジャンプし、着地時に相手選手の足が右足首に強くあたり、右足アキレス腱断裂となる。	
負傷後の処置	大会本部で応急手当を受け病院へ搬送	
傷病名	右足アキレス腱断裂	
全治見込日数	〇〇日（入院 △△日、通院 ××日）	

上記のとおり報告します。

令和 〇〇年 5月 25日

会 長

または

〇〇 県 スポーツ協会

代表理事

△△ ×× 印

担 当 者

国スポ 花子

公益財団法人 日本スポーツ協会 殿

【個人情報の取扱いに関する同意】

貴団体が、本報告に関する私の個人情報を、次の利用目的の達成に必要な範囲内で、取得・利用・提供することに同意します。  
○国民スポーツ大会参加者傷害補償制度の履行のために、関係者（医療機関等）、業務委託先、その他必要な関係先に対して提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。

# 国民スポーツ大会コーチ等派遣要項

## 1 目的

国民スポーツ大会等において、選手が持てる力を最大限に発揮するとともに、パフォーマンスアップを図るため、コーチ等の派遣に関する支援を行う。

## 2 派遣対象者

- (1) 競技団体の強化組織に位置づけられ、直接的、継続的にかかわっている者。
- (2) 大会において選手の力を発揮させるために必要不可欠であると認められる者。
- (3) 将来の本県競技力向上のために有用な人材で、大会に参加することが本県競技力向上につながると認められる者。
- (4) ドクター及びトレーナー等として競技団体と密接にかかわっている者。

## 3 派遣枠

- (1) 派遣者数は、コーチの派遣については原則として1種別1名、トレーナーの派遣については原則1競技1名とする。
- (2) 派遣経費を負担するコーチ等は、特技競技、最重点強化種別、重点強化種別、発展強化種別を原則とするが、競技の特性、個人または実態により育成種別についても考慮する。

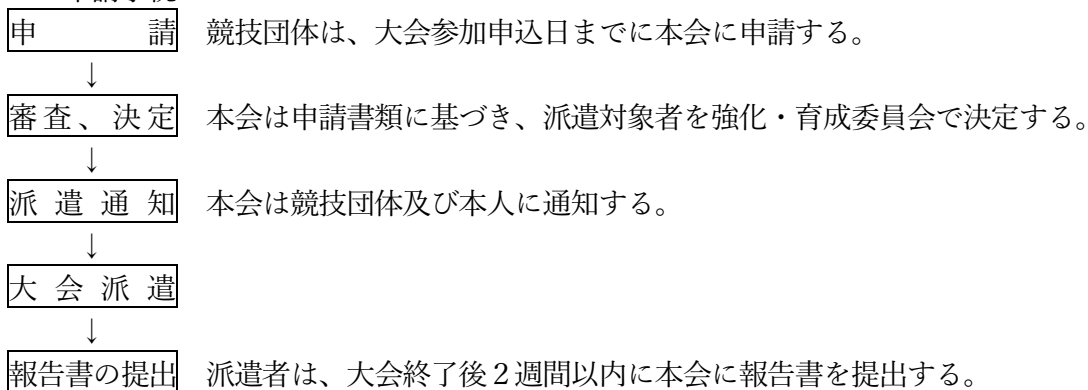
## 4 派遣期間

- (1) 総合開会式前日から、所属チームの競技終了の翌日までを原則とする。
- (2) 直前合宿を実施する場合は、直前合宿期間を含む。

## 5 派遣費用の負担

2の派遣対象者の派遣経費は選手、監督と同様に取扱う。

## 6 申請手続



## 7 その他

派遣対象者は、国スポ傷害補償制度に加入しなければならない。

## 8 この要項は、平成24年4月1日から施行する。

令和3年4月1日一部改正

令和6年4月1日一部改正

(様式1)

令和 年 月 日  
発 第 号

公益財団法人宮崎県スポーツ協会  
理事長 黒木 淳一郎 様

宮崎県 協会(連盟・連合)  
会長氏名 公印  
担当者氏名

令和 年度第 回(国民スポーツ大会、九州ブロック大会<前期・後期・冬季>大会  
へのコーチ等申請について

このことにつきまして、下記の者をコーチ等として派遣したいので、御配慮をお願いいたします。

記

1 競技種別	( ) 競技 成年 / 男子 ・ 女子 少年 / 男子 ・ 女子
2 区分	1 コーチ 2 トレーナー
3 氏名 (フリガナ)	
4 所属名 (所属長)	( )
5 所属住所	住所： 電話：
6 自宅住所	住所： 電話：
7 派遣場所	
8 派遣期間	令和 年 月 日 ( ) ~ 月 日 ( )
9 派遣理由 (具体的に記入)	
10 推薦順位	( ) 位

- ※ 1は競技名を記入の上、該当項目を○で囲むこと。
- ※ 2は該当項目を○で囲むこと。
- ※ 10は推薦者が複数の場合に推薦順位をつけること。
- ※ 大会参加における「個人情報」及び「肖像権」の利用についても同意をとっておくこと。

## 令和 年度 コーチ等派遣報告書

参加大会名	
競技種別名	
参加会場名	
派遣期間	
署名	
1 結果・成績	
2 今後の具体的な強化策について	
3 今後の課題について	

令和 年度第 回国民スポーツ大会における「個人情報」及び「肖像権」の利用は以下のとおりです。

- ① 別紙「個人情報保護法、肖像権の取扱いに関する注意事項」の承諾
- ② 大会開催中及び強化練習時の写真撮影と公開
- ③ 宮崎国スポ・障スポ局等の行政機関が実施する国民スポーツ大会運営等に関する業務への情報提供
- ④ ①②③については、大会前、大会期間中及び大会終了後も同意することも確認いたしました。

上記の内容に同意します。

※ 報告書は、大会終了後2週間以内に公益財団法人宮崎県スポーツ協会まで提出してください。

## 国民スポーツ大会直前合宿実施要項

### 1 目的

国民スポーツ大会を直前に控え、大会に向けた最終調整などの練習を行うための強化合宿等にかかる経費を支援する。

### 2 補助対象

- (1) 原則として、特技競技、最重点強化種別、重点強化種別、発展強化種別に指定された競技団体種別とする。
- (2) 上記(1)以外で入賞可能性の高い競技種別については、別途考慮する。
- (3) 選手・監督及び宮崎県スポーツ協会（以下「本会」という。）の認めたコーチとする。

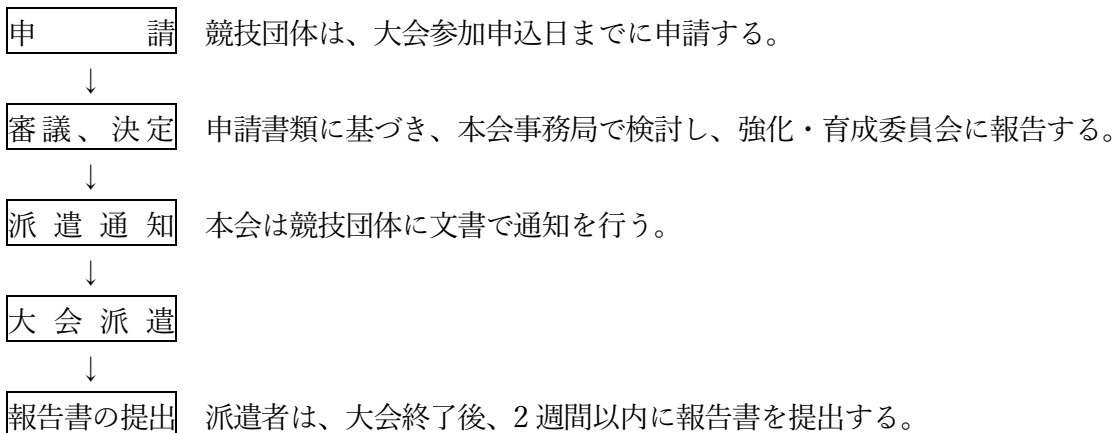
### 3 補助対象経費

通常派遣する期日の2日前から2泊分の宿泊費（大会協定料金）とする。ただし、国スポ配宿センター以外の宿泊については、県内外1泊15,000円（税込）を原則とする。

### 4 派遣会場

原則として、国スポ開催地及び県内とする。但し、特別な事情がある場合は考慮する。

### 5 申請手続



### 6 その他

国スポ傷害補償制度は総合開会式の2日前からの適用となるため、3日前以上前から合宿する場合は、各競技団体においてスポーツ安全保険等に加入すること。

### 7 この要項は、平成24年4月1日から施行する。

- 平成31年4月1日一部改正
- 令和2年4月1日一部改正
- 令和3年4月1日一部改正
- 令和6年4月1日一部改正
- 令和7年4月1日一部改正
- 令和8年4月1日一部改正

公益財団法人宮崎県スポーツ協会  
理事長 黒木 淳一郎 様

宮崎県 協会（連盟）  
会長氏名 公印  
担当者氏名

第 回国民スポーツ大会における直前合宿の実施について（申請）

標題の件について、下記の内容で申請いたします。

記

1 競技種別	（ ） 競技 成年・少年 / 男子・女子			
2 監督氏名				
3 コーチ名				
4 大会会場				
5 宿舎名 及び住所	「 」		住所： TEL：	
6 練習計画	1 日目（ 年 月 日）（会場： ）			
	2 日目（ 年 月 日）（会場： ）			
	3 日目（ 年 月 日）（会場： ）			
7 参加者	氏名	所属	氏名	所属
	1		11	
	2		12	
	3		13	
	4		14	
	5		15	
	6		16	
	7		17	
	8		18	
	9		19	
10		20		
8 備考				

※ 名簿が不足する場合は、添付すること。

発 第 号  
令和 年 月 日

公益財団法人宮崎県スポーツ協会  
理事長 黒木 淳一郎 様

宮崎県 協会（連盟）  
会長氏名 公印  
担当者氏名

第 回国民スポーツ大会における直前合宿の実施について（報告）

標題の件について、下記の内容と関係書類を添えて報告いたします。

記

1 競技種別	（ ） 競技 成年・少年 / 男子・女子			
2 監督氏名				
3 コーチ名				
4 大会会場				
5 宿舎名 及び住所	「 」		住所：	Tel：
6 実施内容	1 日目（ 年 月 日）（会場： ）			
	2 日目（ 年 月 日）（会場： ）			
	3 日目（ 年 月 日）（会場： ）			
7 参加者	氏名	所属	氏名	所属
	1		11	
	2		12	
	3		13	
	4		14	
	5		15	
	6		16	
	7		17	
	8		18	
	9		19	
10		20		
8 成果報告 （監督記入）				

※ 宿泊証明書を添付して提出する。

国民スポーツ大会 宮崎県選手団  
直前合宿 宿泊証明書

競技団体		種別		監督名	
------	--	----	--	-----	--

氏名	氏名	宿泊日	備考
1		月 日～ 月 日 (泊)	
2		月 日～ 月 日 (泊)	
3		月 日～ 月 日 (泊)	
4		月 日～ 月 日 (泊)	
5		月 日～ 月 日 (泊)	
6		月 日～ 月 日 (泊)	
7		月 日～ 月 日 (泊)	
8		月 日～ 月 日 (泊)	
9		月 日～ 月 日 (泊)	
10		月 日～ 月 日 (泊)	
11		月 日～ 月 日 (泊)	
12		月 日～ 月 日 (泊)	
13		月 日～ 月 日 (泊)	
14		月 日～ 月 日 (泊)	
15		月 日～ 月 日 (泊)	

※宮崎県スポーツ協会が宿泊費を負担した監督・選手・コーチのみ宿泊証明が必要です。

上記のとおり宿泊したことを証明します。

令和            年            月            日

宿泊先

証明者名

印

※ 証明者欄は、会社名のゴム印だけでも結構です。

## 宮崎県スポーツ指導者協議会会議、研修会等地区活動費補助金交付要項

### 1 趣 旨

日本スポーツ協会公認スポーツ指導者をはじめとするスポーツの指導者がその資質を向上させるために実施する会議、研修会等に対して補助金を交付する。

### 2 対 象

スポーツ指導者の資質向上に資するもので次の各号に該当する会議、研修会等

(1) 市郡・町村スポーツ指導者協議会が開催する会議、研修会等

(2) 宮崎県スポーツ協会加盟団体、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ推進委員協議会等が開催する会議、研修会等で次のいずれかを満たす場合

① 公認スポーツ指導者を対象としている会議、研修会等

② 公認スポーツ指導者の普及啓発に資する会議、研修会等

③ 公認スポーツ指導者が講師である研修会等

### 3 補助対象経費等

(1) 交通費 参加者には支給しない。

(2) 宿泊費 一泊15,000円(税込)以内を原則とする。

(3) 使用料賃借料

(4) 報償費 指導者 1回10,000円

講 師 1回50,000円

(5) 需要費

(6) 役務費

(7) 食糧費

### 4 金 額

年度内1回とし、1地区に対して原則100,000円を上限として補助する。

なお、対象地区は3地区程度とする。

### 5 申 請

所定の申請書類を事業実施1ヶ月前までに提出する。

【申請書類】

(1) 交付申請書鑑 (様式1-1)

(2) 収支予算書 (様式1-2)

(3) 請求書 (様式1-3)

(4) 事業計画書 (様式1-4)

(5) その他

### 6 報 告

所定の報告書類を事業終了後2週間以内、但し3月10日までに提出する。

【報告書類】

(1) 事業報告書鑑 (様式2-1)

(2) 収支決算書 (様式2-2)

(3) 事業実施状況 (様式2-3)

(4) 領収書 (様式2-4)

(5) 領収書綴り

(6) 宿泊証明書

(7) その他

7 補助金は、別に定める公益財団法人宮崎県スポーツ協会「補助金等の執行に関する取扱」に基づき適正に執行しなければならない。

8 この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附則 平成27年6月4日に一部改正

平成31年4月1日に一部改正

令和2年4月1日に一部改正

令和8年4月1日に一部改正

## 賛助会費及び入会手続き等

### 1 賛助会費（年会費）

- ◇法人・団体・企業等 1口 10,000円（口数無制限）  
◇個人 1口 3,000円（口数無制限）

### 2 賛助会員入会手続き等

(1) 別添（様式1号）「賛助会員入会申込書」を下記事務局宛に送付してください。

※FAX・E-mail 送信可

(2) 賛助会費は、次の口座に振込んでください。

◇ゆうちょ銀行 木花店

01770-7-122368

[指定の振込用紙（赤い振込書）、手数料スポーツ協会負担]

[指定の振込用紙（青い振込書）、手数料個人負担]

※他銀行からの振込の場合

店番号 179

当番 0122368 [手数料個人負担]

◇宮崎銀行 木花支店 [手数料個人負担]

普通預金 122656

口座名 公益財団法人 宮崎県スポーツ協会 賛助会費

(3) 入会申込書の提出先（FAX・E-mail 申込も可）

〒889-2151 宮崎市大字熊野字島山 1443-12

公益財団法人 宮崎県スポーツ協会 事務局

TEL 0985-58-5633

FAX 0985-58-5630

E-mail : [miyazakiken@miyaspokyo.or.jp](mailto:miyazakiken@miyaspokyo.or.jp)

### 3 その他

(1) 会員には、本県スポーツ振興に関する情報等を提供します。

(2) 法人等で3口以上の会員は、希望があれば本協会ホームページにバナー広告を掲載します。

(3) 広報誌や本協会ホームページに会員氏名・団体名を掲載させていただきます。記載の可否を別紙申込書で回答してください。

(4) 個人様からの寄附金については、寄附された方の住民税から税額控除ができます。

※住民税からの控除金額は、原則以下のとおりです。

○県民税

(寄附金額 - 2千円) × 4% = 税額控除

○市町村民税（お住まいの市町村が条例で指定した場合）

(寄附金額 - 2千円) × 6% = 税額控除

(5) 「賛助会員の証」を送呈いたします。（新規入会時）

賛助会員の個人情報、本事業以外に使用することはありません。





私たちは、「スポハラ」のないスポーツ界を目指します。

宮スポ協アプリ       インスタ 

 App Store  
からダウンロード

 Google Play  
で手に入れよう



つせ  
紡ぐ感動 神話となれ

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ

第81回国民スポーツ大会



第26回全国障害者スポーツ大会